

ドイツ連邦共和国における身分関係法制調査研究

報告書

令和8年2月10日

株式会社 SELC

## 内容

ドイツ連邦共和国における身分関係法制調査研究 .....	1
調査研究の目的 .....	1
(1) 婚姻法制（いわゆるパートナーシップ制度を含む。）及び婚姻証明書等の様式・記載事項について .....	1
婚姻証明書の様式と翻訳 .....	10
(2) 離婚法制（いわゆるパートナーシップ制度を含む。）及び裁判離婚・離婚証明書等の様式・記載事項について .....	14
離婚の法的要件 .....	14
離婚証明書の様式と記載事項 .....	17
離婚証明書の取得方法 .....	17
パートナーシップ制度における離婚（生活パートナーシップの解消（Aufhebung）） .....	18
離婚証明書等の様式と翻訳 .....	21
(3) 実親子関係法制（認知制度を含む。）及び親子関係証明書・出生証明書・認知証明書等の様式・記載事項について .....	23
1. 実親子関係の基本原則 .....	23
2. 認知制度（Vaterschaftsanerkennung） .....	23
(4) 養子縁組法制及び養子縁組証明書等の様式・記載事項について .....	35
1. 法的枠組み .....	35
2. 養子縁組の要件 .....	38
3. 手続きの流れ .....	38
4. 養子縁組支援法（2021年施行） .....	40
養子縁組証明書の様式と記載事項 .....	41
養子縁組証明書の様式と翻訳 .....	42
(5) 未成年子に対する法定代理権に関する法制及び法定代理権を証する証明書等の様式・記載事項について .....	49
法定代理権の法制 .....	49
1. 子どもの権利実現の「一般的措置」（基本法・制度・モニタリング） .....	56
2. 一般原則：差別禁止・ジェンダー・環境・参加 .....	57
3. デジタル環境・メディア保護 .....	58
4. 暴力からの保護（特に性的暴力・被害者支援） .....	58

5. 家庭環境・代替的養育・障害とインクルージョン .....	59
6. 健康・たばこ対策・生活水準（社会保障） .....	59
7. 人格形成・子どもの権利教育 .....	60
8. 難民・移民・EUレベルの動き .....	60
法定代理権を証する証明書の様式と記載事項 .....	60
法定代理権を証する証明書等の様式と翻訳 .....	63
（6）国籍法制（国籍の取得・離脱法制を含む。）及び国籍証明書等の様式・記載事項 について .....	68
概要 .....	68
特徴 .....	68
1. 国籍の取得 .....	68
2. 国籍の離脱 .....	70
3. 国籍証明書の様式と記載事項 .....	71
（7）身分登録法制及び証明制度等の様式・記載事項について .....	74
1. 身分登録法制 .....	74
2. 証明制度 .....	74
3. 証明書の取得方法 .....	75
特徴 .....	75
各身分証明書等の様式と翻訳 .....	75
（8）国際私法について（反致を含む。） .....	80
1. 基本原則 .....	80
2. 反致（Renvoi, Rückverweisung） .....	82
3. 主要な法源 .....	83
（9）性別変更に関する法制度や実際の運用等について .....	84
1. これまでの制度（トランスセクシュアル法） .....	84
2. 新制度（自己決定法） .....	84
3. 社会的な議論 .....	85
性別変更に伴う各証明書の様式と翻訳 .....	86

# ドイツ連邦共和国における身分関係法制調査研究

## 調査研究の目的

法務省で行う戸籍及び国籍の事務処理に必要なため、ドイツにおいて現に施行されている身分関係法令及び身分関係登録制度の運用等の実務的取扱いについて総合的に調査研究し、その結果を関係法令の翻訳及びその解釈並びに実務の運用の解説によって明らかにする。

## (1) 婚姻法制（いわゆるパートナーシップ制度を含む。）及び婚姻証明書等の様式・記載事項について

### 婚姻の法的要件

ドイツの婚姻の法的要件は親族法（**Familienrecht**）の下に規定されている。同性婚を含む婚姻が合法化されており、婚姻の成立には戸籍局（**Standesamt**）での婚姻の届出が必要とされている。婚姻証明書（**Eheurkunde**）には、婚姻日、配偶者の氏名、出生地、婚姻登録官の署名等が記載される。

### 婚姻法制の比較分析

ここでは、ドイツの生活パートナーシップ法（**Lebenspartnerschaftsgesetz**）と婚姻法（**Eherecht**）を比較し、それぞれの法的権利や義務の違いを明確にする。

2001年8月1日から2017年9月30日までの期間において「生活パートナーシップ（**eingetragene Lebenspartnerschaft**）」を締結することができた。その根拠法は生活パートナーシップ法（**Lebenspartnerschaftsgesetz**）<sup>1</sup>であり、これは同性のカップルに婚姻制度同様の権利を付与するためのものであった。その後、同性カップルは異性カップルと同じく結婚することが可能になった<sup>2</sup>。これを受けて生活パートナーシップ制度は新規締結ができなくなり、既存のパートナーシップについては希望に応じて婚姻関係に転換できるとなった<sup>3</sup>。

扶養、相続、社会保険給付など、多くの法的規制は2017年までに生活パートナーシップと婚姻で既に同等化されていた（以下の憲法裁判所決定の経過を参照）。同性婚とパートナーシップが異なるの

---

<sup>1</sup> <https://www.gesetze-im-internet.de/lpartg/>（最終閲覧日：2025年12月20日）

<sup>2</sup> 2017年10月1日施行の「同性の人のために婚姻締結の権利を導入する法律（**Gesetz zur Einführung des Rechts auf Eheschließung für Personen gleichen Geschlechts**）」により、民法典第1309条～1353条の改正や生活パートナーシップ法第20a条（婚姻への転換）の追加など、同性婚を認めるための関連法が整備された。この点、以下を参照。  
<https://dip.bundestag.de/vorgang/gesetz-zur-einf%C3%BChrung-des-rechts-auf-eheschlie%C3%9Fung-f%C3%BCr-personen-gleichen/67236>（最終閲覧日：2025年12月20日）

<sup>3</sup> 生活パートナーシップ法第20a条「生活パートナーシップ関係から婚姻関係への転換（**Umwandlung einer Lebenspartnerschaft in eine Ehe**）」。[https://www.gesetze-im-internet.de/lpartg/\\_20a.html](https://www.gesetze-im-internet.de/lpartg/_20a.html)（最終閲覧日：2025年12月20日）これは、注2に記した通り「同性同士の婚姻締結権を導入するための法律」により追加されたものである。

は特に「養子縁組制度 (Adoption)」においてであった。同性婚の導入により、初めて「共同養子縁組 (Gemeinsame Adoption)」が可能となった (それまで共同養子縁組は異性婚の元でしか認められていなかった)。

養子縁組の方式として以下を区別する必要がある (詳細は養子縁組の項を参照)。

- ・ 共同養子縁組 (Gemeinsame Adoption)

2人 (通常は夫婦) が、自分たちの実子ではない子供を共同で養子縁組する。

- ・ 継子養子縁組 (Stiefkindadoption)

一方の親が、パートナーの実子を養子にする。

これは、子供と継親との間に親密な関係がある場合に、子供と継親との法的関係を確立するための手段となる。

- ・ 承継養子縁組 (Sukzessivadoption)

一方の親が、パートナーの養子を養子にする。

同性カップルの場合、継子養子縁組は 2005 年から登録カップルに認められるようになった<sup>4</sup>。その後 2014 年から、双方に取って血のつながらない子供の場合、一方の配偶者の養子と他方の配偶者が養子縁組を行う「承継養子縁組 (Sukzessivadoption)」が可能となった<sup>5</sup>。この承継養子縁組は同性カップルの血のつながらない子供に対する共同親権を成立させるものだったが、婚姻カップルのような共同養子縁組は認められていなかった。同性婚の導入後に初めて共同養子縁組の権利が認められた。これは、同性婚、異性婚に関わらず、親権を最初から共同で形成することができることを意味する。また、2020 年には未婚のカップル (同性も含む) 全般に「継子養子縁組 (Stiefkindadoption)」が可能となった (同年 3 月 31 日法施行)<sup>6</sup>。婚姻関係にないカップルであっても婚姻に準ずる関係にあるか、既に共同の子どもがいる場合、継子養子縁組が可能となった。

---

<sup>4</sup> 生活パートナーシップ法改正 (2005 年 1 月 1 日施行) によるもの (第 9 条第 7 項)。

[https://www.bgbl.de/xaver/bgbl/start.xav#/switch/tocPane?\\_ts=1766306082864](https://www.bgbl.de/xaver/bgbl/start.xav#/switch/tocPane?_ts=1766306082864) URL は、この法改正の根拠法である「2004 年 12 月 15 日付の生活パートナーシップ法改正に関する法律」である。次の連邦議会サイトでは、同根拠法の内容の一つとして「継子養子縁組の許可 (Zulassung der Stiefkindadoption)」が記されている。

<https://dip.bundestag.de/vorgang/.../97271> (最終閲覧日: 2025 年 12 月 20 日)

<sup>5</sup> 連邦議会サイト「生活パートナーによる承継養子縁組に関する連邦憲法裁判所裁判の実施に関する法律」(2014 年 6 月 27 日施行)。これにより、民法施行法第 22 条や生活パートナーシップ法第 9 条第 6 項など関連条文が改正された。

<https://dip.bundestag.de/vorgang/gesetz-zur-umsetzung-der-entscheidung-des-bundesverfassungsgerichts-zur-sukzessivadoption-durch/58629> (最終閲覧日: 2025 年 12 月 20 日)

<sup>6</sup> 2019 年 3 月 26 日付の連邦憲法裁判所 (BVerfG) 判決 (1 BvR 673/17) では、非婚姻家庭における継子養子縁組の全面的排除は違憲とされ、基本法第 3 条第 1 項 (平等な取扱い) を遵守するために 2020 年 3 月 31 日までに法律を整備するよう求めた。それを受けて、民法典第 1766a 条が挿入された。この点、以下を参照。

<https://www.lsvd.de/de/ct/1298-Ratgeber-Stiefkindadoption-bei-Regenbogenfamilien#:~:text=Seit%20dem%2031.03.2020%20k%C3%B6nnen,2%20Satz%20%20BGB>). 判決については次の連邦憲法裁判所サイトを参照。「2019 年 3 月 26 日付の決定 (1 BvR 673/17)」

## 判例分析

ドイツの裁判所（特に連邦憲法裁判所）の判例を調査し、生活パートナーシップに関する重要な司法判断を明確化する。

### 【公務員の遺族年金】

連邦憲法裁判所は、2009年7月7日の決定<sup>7</sup>において、同性婚のパートナーの法的地位を、「公的機関の遺族年金は、結婚した夫婦と同様に、登録されたパートナーの生存者にも支給される」という重要な点で強化した。

申立人は2001年から子供のない登録されたパートナーシップで生活しており、1977年から公的機関で勤務している。彼は、原審の被告である公的部門の遺族年金（VBL）に追加保険に加入している。民事裁判所では、遺族年金における婚姻者との差別について提訴したが、敗訴した。企業年金では、遺族年金は既に2001年の導入時より同性パートナーにも給付されている。連邦憲法裁判所は、争われた裁判所の決定が、申立人の基本権である平等な取り扱いに関するドイツ連邦共和国基本法（以下「基本法」）第3条第1項に違反すると判断した。また、子供の有無は給付をしない理由とならないとした。同性パートナーでも子供を養育することはあり、婚姻者でも子供を持たない夫婦もいるためである。

### 【相続税】

連邦憲法裁判所は、2010年7月21日の決定において、登録されたパートナーが相続税の面で婚姻関係にある夫婦よりも不利な扱いを受けることは、基本法第3条第1項の平等原則に違反すると判断した<sup>8</sup>。

この判断は、2001年と2002年の2件の相続事例を根拠としている。両事例において、同性間の登録されたパートナーシップの一方が死亡した際に、生存したパートナーは、当時の相続税法に基づき、相続税法上最も不利な課税区分 III に分類され、配偶者との比較で60倍不利な控除額が適用され、相続税の納付を求められた。この不平等な取り扱いに対し、両事例の当事者は、税務裁判所及び連邦税務裁判所に対し、異議申立てと訴訟を提起したが、いずれも失敗に終わっていた。その後、連邦税務裁判所の決定に対し、両事例の当事者は、連邦憲法裁判所に対し憲法訴願を提起していた。

### 【所得税の夫婦分割課税】

2013年6月に、連邦憲法裁判所は、登録されたパートナーシップが夫婦分割課税の対象から除外されていたことは、基本法違反であるとの決定を下した。この決定以降、登録されたパートナーは夫婦

---

[https://www.bundesverfassungsgericht.de/SharedDocs/Entscheidungen/DE/2019/03/rs20190326\\_1bvr067317.html](https://www.bundesverfassungsgericht.de/SharedDocs/Entscheidungen/DE/2019/03/rs20190326_1bvr067317.html)

（最終閲覧日：2025年12月22日）

<sup>7</sup> 連邦憲法裁判所サイト「2009年7月7日付の決定（1 BvR 1164/07）」

[https://www.bundesverfassungsgericht.de/SharedDocs/Entscheidungen/DE/2009/07/rs20090707\\_1bvr116407.html](https://www.bundesverfassungsgericht.de/SharedDocs/Entscheidungen/DE/2009/07/rs20090707_1bvr116407.html)

（最終閲覧日：2025年12月21日）

<sup>8</sup> 連邦憲法裁判所サイト「2010年7月21日付の決定（1 BvR 611/07）」

[https://www.bundesverfassungsgericht.de/SharedDocs/Entscheidungen/DE/2010/07/rs20100721\\_1bvr061107.html](https://www.bundesverfassungsgericht.de/SharedDocs/Entscheidungen/DE/2010/07/rs20100721_1bvr061107.html) 説

明：[https://www.erbrecht-ratgeber.de/erbrecht/steuern/steuern\\_20.html](https://www.erbrecht-ratgeber.de/erbrecht/steuern/steuern_20.html)（最終閲覧日：2025年12月21日）

分割課税において婚姻関係にある夫婦と同等の税制上の優遇措置を受ける権利を有することになった。裁判所は、登録されたパートナーシップと婚姻関係にある夫婦との間における夫婦分割課税に関する不平等な取り扱いが、平等原則に違反すると判断した<sup>9</sup>。

### 【養子縁組】

2013年2月に、連邦憲法裁判所は、血縁のない子供の養子縁組についてパートナーシップと婚姻との間に差があることを違憲と認め、法改正を連邦議会に要求した<sup>10</sup>。連邦議会は2014年5月22日に該当する法律を可決した<sup>11</sup>。これにより、生活パートナーシップに「承継養子縁組」が認められた。この改正は同性パートナーシップに共同親権を成立させるものであった。だが、この時点でも婚姻における「共同養子縁組」は認められていなかった。

未婚のカップル（同性パートナーシップを含む）における継子養子縁組は、民法典（Bürgerliches Gesetzbuch, BGB）に新設された第1766a条の2020年3月31日付の発効に伴いドイツで可能になった。この法律は、2019年に連邦憲法裁判所が下した判決を施行するもので、この判決では、未婚のカップルにおける継子養子縁組を禁止していた以前の規定が基本法違反と判断されていた<sup>12</sup>。以前は、継子養子縁組は婚姻カップルにのみ認められており、登録されたパートナーシップにおいても2005年まで認められていなかった。2020年の新制度により、婚姻関係にないカップルで婚姻に準ずる関係にあるか、既に共同の子どもがいる場合、継子養子縁組が可能になった。

### 【「婚姻」の再定義】

連邦憲法裁判所は2023年、基本法第6条における婚姻の定義を再定義した。その定義においては、初めて「男性と女性の結合」という文言が削除され、代わりに、婚姻は次のように定義された。「基本法第6条第1項における婚姻とは、原則として永続的なものとして、自由な意思に基づく、平等で自律的に形成された生活共同体であり、婚姻は、婚姻の成立という形式化された、外部から認識可能な行為によって成立する<sup>13</sup>。」

---

<sup>9</sup> 連邦憲法裁判所サイト「登録された生活パートナーシップの夫婦分割課税からの除外は違憲（2013年5月7日付の決定 - 2 BvR 909/06）」<https://www.bundesverfassungsgericht.de/SharedDocs/Pressemitteilungen/DE/2013/bvg13-041.html> 説明：<https://www.juwiss.de/ehgattensplitting-fur-alle/#:~:text=In%20seiner%20heute%20veroeffentlichen%20langerwarteten,Splittings%20allenfalls%20neue%20Verwirrung%20gestiftet.>（最終閲覧日：2025年12月21日）

<sup>10</sup> 連邦憲法裁判所サイト「2013年2月19日付の判決（1 BvL 1/11）」[https://www.bundesverfassungsgericht.de/SharedDocs/Entscheidungen/DE/2013/02/ls20130219\\_1bvl000111.html](https://www.bundesverfassungsgericht.de/SharedDocs/Entscheidungen/DE/2013/02/ls20130219_1bvl000111.html)（最終閲覧日：2025年12月21日）

<sup>11</sup> 連邦議会サイト「養子縁組に関する権利」[https://www.bundestag.de/webarchiv/textarchiv/2014/kw21\\_sp\\_adoptionsrecht-279766](https://www.bundestag.de/webarchiv/textarchiv/2014/kw21_sp_adoptionsrecht-279766)（最終閲覧日：2025年12月21日）

<sup>12</sup> 注6の連邦憲法裁判所サイト「2019年3月26日付の決定（1 BvR 673/17）」を参照。

<sup>13</sup> “Ehe im Sinne von Art. 6 Abs. 1 GG ist eine im Grundsatz auf Dauer angelegte, auf freiem Entschluss beruhende, gleichberechtigte und autonom ausgestaltete Lebensgemeinschaft; die Ehe wird durch die Eheschließung als formalisierten, nach außen erkennbaren Akt begründet.” 2023年2月1日付の連邦憲法裁判所決定

## 同性婚と政治

同性婚の認められた 2017 年は連邦議会選挙の年であった。選挙の結果、キリスト教民主・社会同盟 (CDU/CSU) と社会民主党 (SPD) の大連立政権が誕生している。CDU/CSU は同性婚の合法化に反対の立場であった。与党と国民意識の乖離は、野党らの格好の選挙戦略の一つとなった。

2017 年 4 月、ドイツ LSVD (レズビアン・ゲイ連盟)<sup>14</sup>は、2017 年の連邦議会選挙に向けた要求を採択し、各政党に対して「結婚の解放が盛り込まれていない連立協定文書に署名しないか」と質問した<sup>15</sup>。野党、すなわち緑の党 (Bündnis90/Grüne)、SPD、自由民主党 (FDP) は相次いで、全ての人の結婚に賛同の意を表明し、このことが明記されていない連立協定文書には署名しないとの姿勢を示した。

2017 年、メルケル首相 (CDU) は 6 月 26 日のパネルディスカッションで、同性婚の合法化に関する反対姿勢を撤回し、議員たちに良心の問題として議会での投票を自由にするよう提案した。2017 年 6 月 30 日、連邦議会で婚姻の合法化を問う投票が行われ、393 人の議員が婚姻の合法化に賛成、226 人が反対、4 人が棄権した (表 1)<sup>16</sup>。過半数以上の賛成で、同性婚の合法化にゴーサインが出た。CDU はキリスト教を基盤とする政党であるため、同性婚についてはそもそも原理的に反対の立場を取っていた。

---

[https://www.bundesverfassungsgericht.de/SharedDocs/Entscheidungen/DE/2023/02/ls20230201\\_1bvl000718.html](https://www.bundesverfassungsgericht.de/SharedDocs/Entscheidungen/DE/2023/02/ls20230201_1bvl000718.html)

(最終閲覧日：2025 年 12 月 22 日)

<sup>14</sup> <https://www.lsvd.de/de/verband/ueber-uns> (最終閲覧日：2025 年 12 月 22 日)

<sup>15</sup> <https://www.lsvd.de/de/ct/457-blockaden-brechen-respekt-waehlen-gemeinsam-fuer-freiheit-und-gleiche-rechte> 鍵括弧内の質問の原文は次の通り。“Werden Sie einen Koalitionsvertrag nur dann unterzeichnen, wenn darin die Öffnung der Ehe enthalten ist?” (最終閲覧日：2025 年 12 月 22 日)

<sup>16</sup> 連邦議会サイト「2017 年 6 月 30 日、同性婚、連邦議会法案：同性婚の権利を導入するための法案」

<https://www.bundestag.de/parlament/plenum/abstimmung/abstimmung?id=486>

<https://www.bundestag.de/webarchiv/textarchiv/2017/kw26-de-ehe-fuer-alle-513682> (最終閲覧日：2025 年 12 月 6 日)



最終結果、議員 630 名

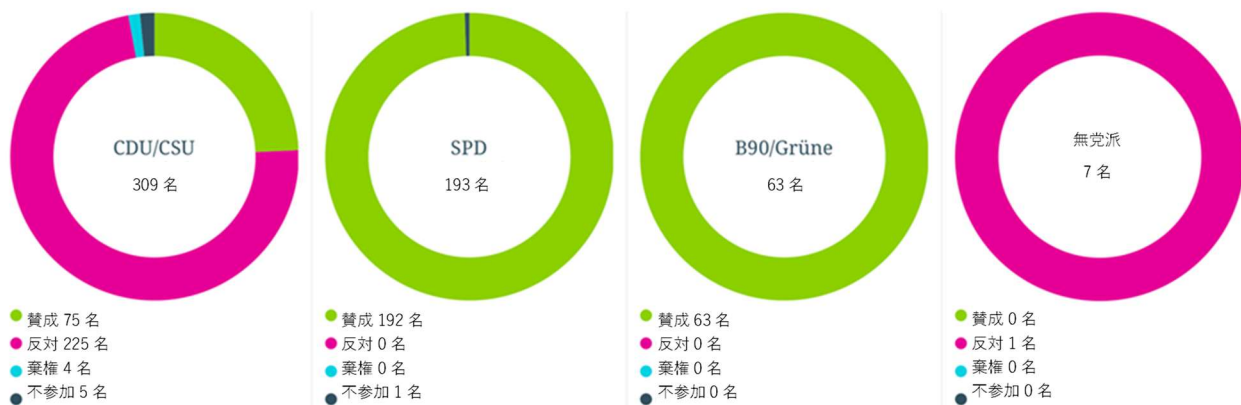


表 1：2017 年 6 月 30 日に連邦議会で行われた婚姻の合法化を問う投票の最終結果

この投票の結果、2017 年 10 月 1 日から婚姻の自由が法的に認められ、同性カップルはドイツで結婚できるようになった。2018 年 3 月 6 日、バイエルン州政府は、連邦憲法裁判所に対し「婚姻の平等」に関する訴訟を提起しないことを発表した。同州政府が依頼した法的意見書は基本法訴訟の見込みがないことを示した<sup>17</sup>。CDU 党と統一会派を組むバイエルン州の CSU 党はバイエルン州で圧倒的な支持を得ている。キリスト教（カトリック）を背景とする中道右派の政党は、同性婚に対して根強く反対してきた。

### 社会的な受容

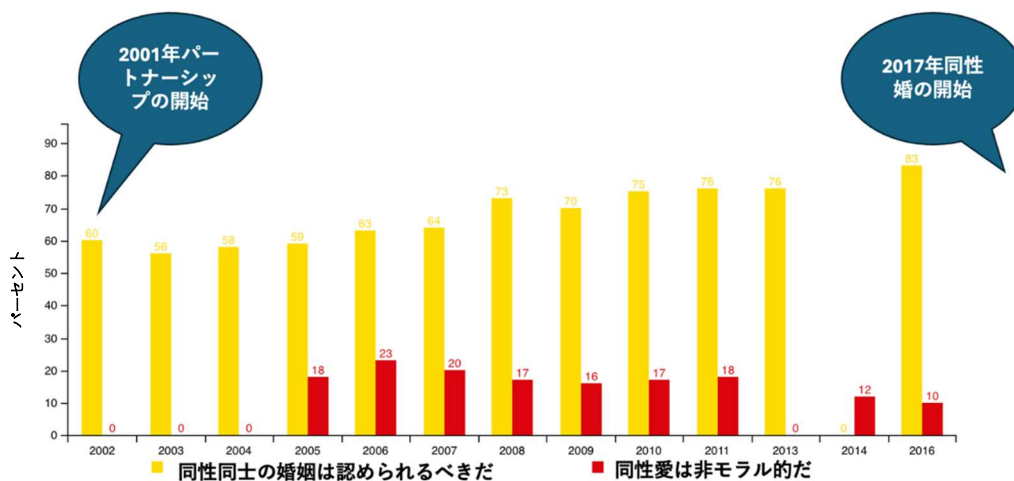


表 2：2002 年から 2016 年における従来の同性愛嫌悪の推移

<sup>17</sup> ハッソ・スリアク「バイエルンが同性婚反対を連邦憲法裁判所に訴えない理由 - 法的に説得力のある根拠は存在しない」リーガル・トリビュート・オンライン、2018 年 3 月 6 日。 <https://www.lto.de/recht/nachrichten/n/ehe-fuer-alle-bayern-doch-keine-klage-bverfg-kein-verstoss-artikel-6-gg>（最終閲覧日：2025 年 12 月 22 日）

2016年の連邦反差別局（Antidiskriminierungsstelle des Bundes）の調査（表2）によると、国民の83%が同性同士の結婚の開放に賛成していた。生活パートナーシップ法の開始時から世論としては許容度が60%と高いことがわかる<sup>18</sup>。

### パートナーシップや同性婚の件数、離婚件数

連邦統計局（Destatis）の発表によると、パートナーシップの登録数は2014年から2017年までは年間約6,000～8,000件だった<sup>19</sup>。2017年に「同性婚の合法化」が導入されて以来、現在に至るまで同性間の結婚は6万5,600件成立した。連邦統計局によると、2021年末までに男性同士の結婚は累計で3万2,300件超、女性同士の結婚は3万3,300件弱であった。2021年だけで、ドイツ全土で同性間の結婚は8,700件成立した。2020年の9,900件から12.4%減少した。生活パートナーシップから婚姻への変更を除き、2021年の同性婚の件数は約7,800件で、2020年（8,400件）比で7.3%減少した。2021年には男性同士の結婚が約4,100件、女性同士の結婚が4,600件であった。女性同士の婚姻の割合は年々増加しており、2017年には同性婚の45%が女性同士の結婚だったが、2021年には53%に上昇した<sup>20</sup>。

年	合計	男性/女性	男性/男性	女性/女性	そのうちパートナーシップから婚姻への移行
2021	357 785	349 075	4 068	4 642	934
2020	373 304	363 365	4 663	5 276	1 554
2019	416 324	402 303	6 815	7 206	4 816
2018 <sup>1</sup>	449 466	416 562	16 766	16 138	21 477

2024年、裁判所の判決により、合計129,337件の離婚が成立した。そのうち1,545件が同性婚だった<sup>21</sup>。

### 国際的な視点からの評価

ここでは、EU法との関係や、国際的な人権規範（例えば欧州人権条約）との整合性を検討し、ドイツの制度が国際的な潮流の中でどのような位置づけにあるかを明確にしたい。

<sup>18</sup> 連邦反差別局サイト「2002年から2016年における従来の同性愛嫌悪の推移 - ドイツにおけるレズビアン、ゲイ、バイセクシュアルの人々に対する考え方」

[https://www.antidiskriminierungsstelle.de/SharedDocs/forschungsprojekte/DE/Studie\\_Einstellg\\_gueber\\_LSB.html](https://www.antidiskriminierungsstelle.de/SharedDocs/forschungsprojekte/DE/Studie_Einstellg_gueber_LSB.html)

（最終閲覧日：2025年12月6日）。

<sup>19</sup> 連邦統計局サイト「生活パートナーシップ登録数」<https://www-genesis.destatis.de/datenbank/online/statistic/12651/table/12651-0001>

2014年より統計データを収集しているため、それ以前の統計データはない（上記サイトのInformationen zur Statistikを参照。）（最終閲覧日：2025年12月6日）。

<sup>20</sup> 連邦統計局サイト「同性婚の導入以来、65,600件の同性婚が成立した - 男性同士より女性同士の婚姻が多い」

[https://www.destatis.de/DE/Presse/Pressemitteilungen/Zahl-der-Woche/2022/PD22\\_27\\_p002.html](https://www.destatis.de/DE/Presse/Pressemitteilungen/Zahl-der-Woche/2022/PD22_27_p002.html)

<sup>21</sup> 連邦統計局サイト「婚姻の変化」[https://www.destatis.de/DE/Themen/Querschnitt/Demografischer-](https://www.destatis.de/DE/Themen/Querschnitt/Demografischer-Wandel/Hintergruende-Auswirkungen/demografie-)

[Wandel/Hintergruende-Auswirkungen/demografie-](https://www.destatis.de/DE/Themen/Querschnitt/Demografischer-Wandel/Hintergruende-Auswirkungen/demografie-)

[ehen.html#:~:text=Auf%20und%20ab%20im%20Scheidungsverhalten,Scheidungsstatistik%20deutet%20bislang%20dar auf%20hin.](https://www.destatis.de/DE/Themen/Querschnitt/Demografischer-Wandel/Hintergruende-Auswirkungen/demografie-)（最終閲覧日：2025年12月23日）

EU では 22 国が既に同性婚を認めている。オランダが最も早く導入しており 2001 年に同性婚を認めている。2017 年までに 13 国が同性婚を認めていた（英国 2014 年、フランス 2013 年など）。他の EU 加盟国に比べて、決定としては早くも、また遅くもない。逆に今日も同性婚が認められていない EU の国としては、スロバキア、ブルガリア、ポーランド、ルーマニア、リトアニアが挙げられる<sup>22</sup>。

EU における LGBTIQ の権利に関する決議（The single vote on LGBTIQ rights in the EU、387 票の賛成、161 票の反対、123 票の棄権で採択）において、欧州議会は、これらの市民が EU 全域で権利を制限なく行使できるべきだとしている<sup>23</sup>。

同決議では、加盟国で締結された結婚又は生活パートナーシップは、全ての加盟国で統一的に認められるべきであり、同性配偶者及びパートナーは異性配偶者と同様に扱われるべきであると述べられている。議員たちはまた、EU 加盟国に対し、出生証明書に記載された成人を子供の法的な親として認めるよう求めている。一般的には、議員たちは、レインボーファミリーが異性カップルとその家族と同等の家族再統合の権利を有すべきだと主張している。家族が加盟国間で移動した場合、子供が国籍を失わないよう確保する必要がある。議員たちは、EU 全域で家族が平等に扱われるべきだと主張している。

EU においては同性婚及び同性パートナーシップの成立並びに一般的な効果は、婚姻又はパートナーシップを登録した国の実体法に準拠する。これは、婚姻当事者が婚姻を締結した国の法であり、ドイツで婚姻を締結した場合、ドイツ法が適用される。これは、婚姻当事者の国籍や居住地に関係なく適用される。異性間の婚姻の成立については、民法典施行法（EGBGB）第 13 条第 1 項に基づき、各婚約者はその国籍を有する国の法に準拠する<sup>24</sup>。この「居住地原則」は、2001 年のパートナーシップ法制定時以来、例外とされ適応されていない。これは当時パートナーシップ制度が導入されていた国が少なかったためである。もしこの例外規定がなかったならば、例えばドイツに住む外国人がパートナーシップを結ぶ際、その本籍地の法制度にそのような制度が存在しない理由で、パートナーシップを結ぶことができなくなっていたであろう。同性婚についても、2017 年に同様の措置が採られた。理由は同じで、同性婚を認めていた国が少ないためである<sup>25</sup>。

---

<sup>22</sup> LSVD サイト「欧州及び世界における同性婚 - 同性カップルに婚姻を開放している国々」

<https://www.lsvd.de/de/ct/427-Die-gleichgeschlechtliche-Ehe-in-Europa-und-weltweit>（最終閲覧日：2025 年 12 月 23 日）

<sup>23</sup> 欧州議会マルチメディアセンターサイト「EU における LGBTIQ の権利に関する単一投票の結果に関するアナウンスメント」[https://multimedia.europarl.europa.eu/de/video/announcement-of-the-results-on-the-single-vote-on-lgbtiq-rights-in-the-eu-rule-227\\_I210327](https://multimedia.europarl.europa.eu/de/video/announcement-of-the-results-on-the-single-vote-on-lgbtiq-rights-in-the-eu-rule-227_I210327)（最終閲覧日：2025 年 12 月 23 日）

<sup>24</sup> 民法典施行法（EGBGB）第 13 条（婚姻締結（Eheschließung））第 1 項「婚姻の条件は、各婚約者について、その者が国籍を有する国の法律に準拠する。」”Die Voraussetzungen der Eheschließung unterliegen für jeden Verlobten dem Recht des Staates, dem er angehört.“<https://www.gesetze-im-internet.de/bgbeg/BJNR006049896.html#BJNR006049896BJNG032101123>（最終閲覧日：2025 年 12 月 23 日）

<sup>25</sup> ドイツ外務省サイト「よくある質問 - 私たちは外国で結婚しました。私たちの婚姻関係はドイツでも自動的に有効になりますか。」<https://www.auswaertiges-amt.de/de/service/fragenkatalog-node/04-heirat-ausl-gueltigkeit-in-d-606266?isLocal=false&isPreview=false>（最終閲覧日：2025 年 12 月 23 日）

## 手続き

身分登録法 (Personenstandsgesetz、PStG) 第 12 条第 1 項は次のとおり定める。

「婚姻を締結しようとする者 (Eheschließenden (複数形)) は、締結しようとする婚姻を、当事者の一方が居住地又は通常の滞在地を管轄する戸籍局 (Standesamt) に口頭又は書面により登録しなければならない。当該当事者のいずれもドイツ国内に居住地又は通常の滞在地を有していない場合、婚姻締結を管轄するものとされる戸籍局が届出を受理する権限を持つ<sup>26</sup>。」2009 年 1 月 1 日から、ドイツ国外で締結された婚姻をドイツで登録することも可能になっているが、申請者がドイツに滞在したことがない場合には、ベルリン第 1 戸籍局が管轄となる<sup>27</sup>。

婚姻証明書 (Eheurkunde) を取得するためには、以下の手続きが必要になる<sup>28</sup>が、日本でドイツの婚姻証明書を取得するには、まず管轄の戸籍局に問い合わせることが重要である。

### 【必要書類】

身分登録法第 12 条第 2 項には、「婚姻を締結しようとする者は、婚姻締結の届出に際し、公的な証明書により以下を証明しなければならない。」と書かれており、①戸籍上の身分、②居住地又は通常の滞在地、③国籍、④婚姻又はパートナーシップ関係を締結していた場合は、離婚又はパートナーシップ解消を証明する必要があるとされている<sup>29</sup>。これらを証明するために、婚姻届 (Schriftliche Anmeldung der Eheschließung) 以外に、以下を管轄の戸籍局に提出する必要がある<sup>30</sup>。

- ・ドイツ国籍の者は、戸籍上の身分や国籍を記載した住民票：本籍地の住民登録局で取得。

---

<sup>26</sup> „(1) Die Eheschließenden haben die beabsichtigte Eheschließung mündlich oder schriftlich bei einem Standesamt, in dessen Zuständigkeitsbereich einer der Eheschließenden seinen Wohnsitz oder seinen gewöhnlichen Aufenthalt hat, anzumelden. Hat keiner der Eheschließenden Wohnsitz oder gewöhnlichen Aufenthalt im Inland, so ist das Standesamt, vor dem die Ehe geschlossen werden soll, für die Entgegennahme der Anmeldung zuständig.“ [https://www.gesetze-im-internet.de/pstg/\\_12.html](https://www.gesetze-im-internet.de/pstg/_12.html) (最終閲覧日：2025 年 12 月 7 日)

<sup>27</sup> 在日ドイツ連邦共和国大使館・総領事館サイト <https://japan.diplo.de/ja-de/service/eheregister-1032028> (最終閲覧日：2025 年 12 月 8 日)

<sup>28</sup> 在日ドイツ連邦共和国大使館・総領事館サイト [https://japan.diplo.de/ja-de/service/ehej-901050#content\\_2](https://japan.diplo.de/ja-de/service/ehej-901050#content_2)、認証翻訳については以下を参照。<https://japan.diplo.de/ja-ja/service/uebersetzung-901042> (最終閲覧日：2025 年 12 月 7 日)

<sup>29</sup> (2) Die Eheschließenden haben bei der Anmeldung der Eheschließung durch öffentliche Urkunden nachzuweisen

1. ihren Personenstand,
2. ihren Wohnsitz oder gewöhnlichen Aufenthalt,
3. ihre Staatsangehörigkeit,
4. wenn sie schon verheiratet waren oder eine Lebenspartnerschaft begründet hatten, die letzte Eheschließung oder Begründung der Lebenspartnerschaft sowie die Auflösung dieser Ehe oder Lebenspartnerschaft.

[https://www.gesetze-im-internet.de/pstg/\\_12.html](https://www.gesetze-im-internet.de/pstg/_12.html) (最終閲覧日：2025 年 12 月 7 日)

<sup>30</sup> バイエルン州サイト「婚姻締結：届出」

<https://www.bayernportal.de/dokumente/leistung/23666151111?localize=false> (最終閲覧日：2025 年 12 月 8 日)

- ・ドイツ国籍以外の者は、婚姻要件具備証明書（Ehefähigkeitszeugnis）：同性婚の場合を除く<sup>31</sup>。

原則として、母国当局が発行するが、これが不可能な場合は、ドイツ連邦共和国での管轄の上級地方裁判所長官から免除を受ける必要がある。日本人の場合は、①婚姻する相手方のパスポートのコピー（身分事項のページ）、②相手方パスポートの日本語訳（名前、国籍、生年月日等、氏名はカタカナ表記）③本人の戸籍謄本を用意して、最寄りの地方法務局又は市区町村役場に申請し、発行を受ける<sup>32</sup>。

- ・出生証明書（Geburtsurkunde）のコピー（認証付き）
- ・身分証明書又はパスポートのコピー（認証付き）
- ・離婚した者又はパートナーシップを解消した者は、前回の婚姻関係又は生活パートナーシップ関係の解消を証明する書類（死亡証明書、離婚判決書、裁判所の婚姻無効命令など）

※日本の戸籍謄本などの書類には、外務省によるアポストイーユ認証が必要な場合がある。

※ドイツ語以外の書類はドイツ語に翻訳する必要がある、公認翻訳士による認証翻訳が求められることがある。アポストイーユが必要な場合は、翻訳前に取得する必要がある。

#### 【戸籍局への申請】

必要書類を揃えて、各州の戸籍局に申請し<sup>33</sup>、婚姻証明書を発行してもらう。

## 婚姻証明書の様式と翻訳

### 様式

身分登録法施行令附属書 6（第 48 条、第 70 条関連）に見本が掲載されている。同第 48 条第 1 項では、戸籍局がこの見本に準拠した様式を使用するものと定めている。原則的には DIN<sup>34</sup> A4 サイズと

---

<sup>31</sup> 前述の通り、同性婚の婚姻関係は登録した国の実体法に準拠するため、ドイツで同性婚が成立した場合、当事者の国籍に関わらず常にドイツ法が適用される。婚姻要件具備証明書の提出義務は、外国の婚姻法が適用される場合にのみ発生するため、同性婚の場合は婚姻要件具備証明書の提出が不要である。この点、以下を参照。連邦内務省通達（2017 年 8 月 24 日）「同性の婚姻締結権の導入に関する法律 - 1. 実施のための適用方法の補足」（最終閲覧日：2025 年 12 月 23 日）<https://www.personenstandsrecht.de/SharedDocs/kurzmeldungen/Webs/PERS/DE/rundschreiben/2017/0817.html>

<sup>32</sup> 在ドイツ日本国大使館サイト「領事情報 - ドイツでの婚姻手続き」[https://www.de.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/konsular\\_koseki01.html](https://www.de.emb-japan.go.jp/itpr_ja/konsular_koseki01.html)（最終閲覧日：2025 年 12 月 8 日）

<sup>33</sup> 身分登録法施行令（Personenstandsverordnung, PStV）第 28 条第 1 項「婚姻を締結しようとする者は、戸籍局にて意図している婚姻締結を届け出るものとする。」“Die Eheschließenden sollen die beabsichtigte Eheschließung persönlich beim Standesamt anmelden.“ [https://www.gesetze-im-internet.de/pstv/\\_28.html](https://www.gesetze-im-internet.de/pstv/_28.html)（最終閲覧日：2025 年 12 月 23 日）

<sup>34</sup> Deutsches Institut für Normung（ドイツ規格協会）の頭文字 日本の JIS 規格（日本産業規格）に相当する。

されているが、より小さいサイズで作成することも可能である<sup>35</sup>。記載事項は身分登録法（PStG）第 57 条に次のように定められている<sup>36</sup>。

#### 第 57 条 婚姻証明書

（1）婚姻証明書には以下が記載される。

1. 婚姻締結時の婚姻当事者の氏名、及び婚姻証明書発行時の戸籍記載事項に基づく氏名。
2. 婚姻当事者の出生地及び生年月日。
3. 婚姻締結の場所及び日時。

「戸籍簿のその他記載事項」欄に以下の情報を記載しなければならない。

1. 婚姻の解消。
2. 婚姻の不存在。
3. 婚姻の無効。
4. 配偶者の死亡宣告又は死亡時刻の司法上の確定。
5. 生活パートナーシップから結婚への転換。

（2）婚姻証明書には、その本文以外に、婚姻当事者の出生登録に関する言及が記載される。

（3）婚姻当事者の請求に応じて、婚姻締結前に使用していた名前は婚姻証明書に記載されない。

---

<sup>35</sup> 身分登録法施行令第 48 条第 1 項「戸籍局は、本法第 55 条第 1 項に基づいて発行される戸籍書類及び電子戸籍証明書について、附属書 2 から 9E の見本に従った様式を使用しなければならない。…附属書 6 から 9 の見本に従った様式は、より小さいフォーマットで作成することも可能であり、その場合には行の配置をそれに応じて調整できる。」„Das Standesamt hat für die nach § 55 Absatz 1 des Gesetzes auszustellenden Personenstandsurkunden und elektronischen Personenstandsbescheinigungen die Formulare nach den Mustern der Anlagen 2 bis 9E zu verwenden;… Die Formulare nach den Mustern der Anlagen 6 bis 9 können auch in einem kleineren Format hergestellt werden; dabei kann die Zeilengestaltung formatgerecht angepasst werden.“ [https://www.gesetze-im-internet.de/pstv/\\_48.html](https://www.gesetze-im-internet.de/pstv/_48.html)（最終閲覧日：2025 年 12 月 23 日）

<sup>36</sup> § 57 Eheurkunde

(1) In die Eheurkunde werden aufgenommen

1. die Vornamen und Familiennamen der Ehegatten zum Zeitpunkt der Eheschließung sowie die sich aus dem Registereintrag zum Zeitpunkt der Ausstellung der Eheurkunde ergebenden Vornamen und Familiennamen,
2. Ort und Tag der Geburt der Ehegatten,
3. Ort und Tag der Eheschließung.

In dem Feld „Weitere Angaben aus dem Register“ sind anzugeben

1. die Auflösung der Ehe,
2. das Nichtbestehen der Ehe,
3. die Nichtigerklärung der Ehe,
4. die Todeserklärung oder gerichtliche Feststellung der Todeszeit eines Ehegatten,
5. die Umwandlung der Lebenspartnerschaft in eine Ehe.

(2) In die Eheurkunde wird außerhalb des Beurkundungstextes ein Hinweis auf die Beurkundung der Geburt der Ehegatten aufgenommen.

(3) Auf Verlangen der Ehegatten werden in die Eheurkunde die vor der Eheschließung geführten Vornamen nicht aufgenommen. [https://www.gesetze-im-internet.de/pstv/\\_57.html](https://www.gesetze-im-internet.de/pstv/_57.html)（最終閲覧日：2025 年 12 月 8 日）

一般的な様式の例を以下に挙げておく<sup>37</sup>。

## Eheurkunde

Standesamt

Registernummer

Ort, Tag der Eheschließung

### 1. (Ehemann, Ehefrau, Ehepartner)<sup>1</sup>

Familienname vor der Ehe

Geburtsname vor der Ehe

Vorname(n) vor der Ehe

Ort, Tag der Geburt

Familienname in der Ehe<sup>2</sup>

Geburtsname in der Ehe<sup>2</sup>

Vorname(n) in der Ehe<sup>2</sup>

### 2. (Ehefrau, Ehemann, Ehepartner)<sup>1</sup>

Familienname vor der Ehe

Geburtsname vor der Ehe

Vorname(n) vor der Ehe

Ort, Tag der Geburt

Familienname in der Ehe<sup>2</sup>

Geburtsname in der Ehe<sup>2</sup>

Vorname(n) in der Ehe<sup>2</sup>

### Weitere Angaben aus dem Register<sup>3</sup>

Ort, Tag

Siegel

Urkundsperson

(Name in Druckbuchstaben, Funktionsbezeichnung)

Geburtseintrag Zu 1.

Zu 2.

<sup>1</sup> Jeweilige familienrechtliche Bezeichnung gemäß Eheregister.

<sup>2</sup> Nach Auflösung der Ehe werden die Wörter „in der Ehe“ durch die Wörter „nach Eheauflösung“ ersetzt.

<sup>3</sup> Leittext erscheint nur, wenn es der Beurkundungssachverhalt erfordert

<sup>37</sup> 身分登録法施行令附属書 6 (第 48 条、第 70 条関連) に掲載。[https://www.gesetze-im-internet.de/normengrafiken/bgbl1\\_2022/j1744-1\\_0090.pdf](https://www.gesetze-im-internet.de/normengrafiken/bgbl1_2022/j1744-1_0090.pdf) (最終閲覧日: 2025 年 12 月 8 日)

## 婚姻証明書

戸籍局  
登録番号

---

婚姻締結の場所、日付

---

### 1. (夫、妻、配偶者) <sup>1</sup>

婚姻前の氏  
婚姻前の出生時姓  
婚姻前の名  
出生地、生年月日  
婚姻中の氏 <sup>2</sup>  
婚姻中の出生時姓 <sup>2</sup>  
婚姻中の名 <sup>2</sup>

---

### 2. (夫、妻、配偶者) <sup>1</sup>

婚姻前の氏  
婚姻前の出生時姓  
婚姻前の名  
出生地、生年月日  
婚姻中の氏 <sup>2</sup>  
婚姻中の出生時姓 <sup>2</sup>  
婚姻中の名 <sup>2</sup>

---

戸籍簿のその他記載事項 <sup>3</sup>

---

場所、日付  
書記官

印

(活字体の名前、役職名)

---

1 の出生簿

2 の出生簿

---

<sup>1</sup> 婚姻登録簿に基づく親族法上のそれぞれの名称。

<sup>2</sup> 婚姻の解消後、「婚姻中」という文言は「婚姻解消後」という文言に置き換えられる。

<sup>3</sup> 登録の事情に応じて必要な場合にのみ説明文言を掲載

## (2) 離婚法制（いわゆるパートナーシップ制度を含む。）及び裁判離婚・離婚証明書等の様式・記載事項について

### 離婚の法的要件

ドイツの離婚の法的要件は、親族法の下に規定されている。離婚は民法典第7節「婚姻の離婚（Scheidung der Ehe）」の規定に基づき、裁判所を通じて行われる<sup>38</sup>。ドイツでの離婚には裁判所の判決を受ける必要がある点は、離婚届を市町村役場に提出すれば離婚が成立する日本と大きく異なる。

ドイツの離婚制度の主な特徴は以下のとおりである。

#### ① 家庭裁判所（Familiengericht）での裁判手続きが必要

離婚手続きは、最後に婚姻生活が営まれた地域を管轄する家庭裁判所（Familiengericht）で行われる。民法典第1564条には次のように書かれている。「婚姻は、婚姻の一方当事者又は両当事者の申立てにより、裁判所の裁判によってのみ、解消され得る。婚姻は、裁判所の裁判の確定をもって解消される<sup>39</sup>。」この裁判手続きにおいて、通常、各当事者は弁護士に代理を依頼しなければならない（家事非訟事件手続法（FamFG）第114条第1項<sup>40</sup>、弁護士強制制度（Anwaltszwang））。

両者が合意している場合は比較的スムーズに進むが、財産分与や親権問題がある場合は長期化することがある。

#### ② 婚姻の破綻（Scheitern der Ehe）を要件とする

ドイツでは、婚姻が「回復不能な破綻」に至っていることが離婚の要件となる。民法典第1565条第1項には、「婚姻が破綻したときに、婚姻は離婚によって解消され得る。婚姻の両当事者の生活共同体がもはや存続しておらず、婚姻の両当事者がそれを回復することが期待できないときに、婚

---

<sup>38</sup> 民法典第1564条「婚姻は、婚姻の一方当事者又は両当事者の申立てにより、裁判所の裁判によってのみ、解消され得る。婚姻は、裁判所の裁判の確定をもって解消される。」 „Eine Ehe kann nur durch richterliche Entscheidung auf Antrag eines oder beider Ehegatten geschieden werden. Die Ehe ist mit der Rechtskraft der Entscheidung aufgelöst.“ [https://www.gesetze-im-internet.de/bgb/\\_1564.html](https://www.gesetze-im-internet.de/bgb/_1564.html)（最終閲覧日：2025年12月9日）

<sup>39</sup> „Eine Ehe kann nur durch richterliche Entscheidung auf Antrag eines oder beider Ehegatten geschieden werden. Die Ehe ist mit der Rechtskraft der Entscheidung aufgelöst.“ [https://www.gesetze-im-internet.de/bgb/\\_1564.html](https://www.gesetze-im-internet.de/bgb/_1564.html)  
同条には「裁判所の」と記載されているが、連邦法務省によると、その管轄裁判所は地方裁判所の特別部署である家庭裁判所とされている。この点、以下を参照。連邦法務省サイト「離婚」  
[https://www.bmfv.de/DE/themen/gesellschaft\\_familie/ehe\\_nichteheliche\\_gemeinschaft/scheidung/scheidung\\_node.htm](https://www.bmfv.de/DE/themen/gesellschaft_familie/ehe_nichteheliche_gemeinschaft/scheidung/scheidung_node.htm)  
1（最終閲覧日：2025年12月23日）

<sup>40</sup> 「家庭裁判所及び上級地方裁判所において、婚姻事件及びこれに付随する事件に関する配偶者並びに独立した家庭争訟事件の当事者は、弁護士に代理を依頼しなければならない。」 „Vor dem Familiengericht und dem Oberlandesgericht müssen sich die Ehegatten in Ehesachen und Folgesachen und die Beteiligten in selbständigen Familienstreitsachen durch einen Rechtsanwalt vertreten lassen.“ [https://www.gesetze-im-internet.de/famfg/\\_114.html](https://www.gesetze-im-internet.de/famfg/_114.html)（最終閲覧日：2025年12月23日）

姻は破綻したものとされる。」と規定されている<sup>41</sup>。婚姻の破綻には最低1年間の別居（Trennungsjahr）が必要とされる。別居が1年以上、かつ、婚姻の両当事者が離婚を申し立てた場合、又は申立ての相手方が離婚に同意した場合には、婚姻が破綻したものとみなされる（民法典第1566条第1項）。3年間以上の別居の場合は、婚姻が破綻したものとみなされる（同条第2項）<sup>42</sup>。例外として、家庭内暴力などの特別な事情（申立人にとって過大な過酷状態）がある場合は、別居期間なしで離婚が認められることもある。

### ③ 離婚後も共同親権（Gemeinsames Sorgerecht）

原則として共同親権（ドイツでは親権を「親の配慮（Elterliche Sorge）」と称する<sup>43</sup>）が維持される（民法典第1626条第1項<sup>44</sup>）。ただし、共同で子の監護をしている両親が一時的なものではない別居をしている際には、親権の全部又はその一部を単独で委ねることを家庭裁判所に申し立てることができ、それが認められると共同親権は終了する（同法第1671条<sup>45</sup>）。

### ④ 財産分与、年金分与、扶養義務

---

<sup>41</sup> „Eine Ehe kann geschieden werden, wenn sie gescheitert ist. Die Ehe ist gescheitert, wenn die Lebensgemeinschaft der Ehegatten nicht mehr besteht und nicht erwartet werden kann, dass die Ehegatten sie wiederherstellen.“ [https://www.gesetze-im-internet.de/bgb/\\_1565.html](https://www.gesetze-im-internet.de/bgb/_1565.html) 本報告書の民法典の翻訳は次を参照。窪田充見、西谷祐子監訳「法務資料第468号・ドイツ民法典第4編（親族法）」法務省大臣官房司法法制部、2022年12月 <https://www.moj.go.jp/content/001387121.pdf>（最終閲覧日：2026年1月4日）

<sup>42</sup> 民法典第1566条

第1項「婚姻の両当事者が1年間にわたって別居し、かつ、婚姻の両当事者が離婚を申し立てた場合、又は申立ての相手方が離婚に同意した場合には、婚姻が破綻したものとみなされる。」“Es wird unwiderlegbar vermutet, dass die Ehe gescheitert ist, wenn die Ehegatten seit einem Jahr getrennt leben und beide Ehegatten die Scheidung beantragen oder der Antragsgegner der Scheidung zustimmt.“

第2項「婚姻の両当事者が3年間にわたって別居している場合には、婚姻が破綻したものとみなされる。」“Es wird unwiderlegbar vermutet, dass die Ehe gescheitert ist, wenn die Ehegatten seit drei Jahren getrennt leben.“

[https://www.gesetze-im-internet.de/bgb/\\_1566.html](https://www.gesetze-im-internet.de/bgb/_1566.html)（最終閲覧日：2025年12月9日）

<sup>43</sup> 当初のドイツ民法第4編においては、我が国の「親権」にほぼ対応する表現としての elterliche Gewalt という用語が用いられていた（Gewalt という言葉には支配権としてのニュアンスが濃厚に含まれる）。しかし、1979年改正によって、elterliche Sorge（親の配慮）という用語に改められた。この改正は、単なる言葉の置き換えではなく、子が権利の主体であることを踏まえ、親の配慮の義務性を明確にするものであった。この点、前出の「法務資料第468号・ドイツ民法典第4編（親族法）」10頁（PDF 22頁）を参照。 <https://www.moj.go.jp/content/001387121.pdf>（最終閲覧日：2026年1月4日）

<sup>44</sup> 「両親は、未成年の子のために配慮する義務を負い、権利を有する（親の配慮）。」 „Die Eltern haben die Pflicht und das Recht, für das minderjährige Kind zu sorgen (elterliche Sorge).“ [https://www.gesetze-im-internet.de/bgb/\\_1626.html](https://www.gesetze-im-internet.de/bgb/_1626.html)（最終閲覧日：2025年12月24日）

<sup>45</sup> 民法典第1671条第1項「両親が、一時的ではなく別居しており、かつ、親の配慮を共同で有しているときは、いずれの親も、家庭裁判所に対して、親の配慮の全部又は一部を自身にのみ委ねるよう申し立てることができる。」 „Leben Eltern nicht nur vorübergehend getrennt und steht ihnen die elterliche Sorge gemeinsam zu, so kann jeder Elternteil beantragen, dass ihm das Familiengericht die elterliche Sorge oder einen Teil der elterlichen Sorge allein überträgt. Dem Antrag ist stattzugeben“ [https://www.gesetze-im-internet.de/bgb/\\_1671.html](https://www.gesetze-im-internet.de/bgb/_1671.html)（最終閲覧日：2025年12月24日）

離婚時には、財産分与（Zugewinnausgleich：剰余財産調整）や年金分与（Versorgungsausgleich：年金調整）が行われる。配偶者の扶養義務（Unterhaltspflicht）が発生する場合もある。

- ・財産分与<sup>46</sup>

婚姻関係成立後に蓄積された財産は共有されるが（剰余共同制（Zugewinnngemeinschaft）、民法典第1363条第1項<sup>47</sup>）、離婚後に配偶者間で清算される（同条第2項<sup>48</sup>）。具体的には、婚姻の開始時と終了時の両配偶者の財産を比較する。婚姻中に他方よりも多くの財産を取得した配偶者は、その差額の半分を分与しなければならない（民法典第1378条第1項<sup>49</sup>）。この分与は通常、金銭による支払いで行われる。

- ・年金分与

離婚後の年金分与に関しては、2009年に施行された年金調整法（Versorgungsausgleichsgesetz, VersAusglG）で定められている。その第1条第1項には、「年金調整において、婚姻中に取得した年金受給権の割合（婚姻割合）は、離婚した配偶者間で均等に分割されるものとする。」と記載されている<sup>50</sup>。

- ・扶養義務

婚姻締結により、配偶者は、離婚後であっても、他方の配偶者が自力で生活できない場合において、扶養の存続（Unterhaltstatbestand、ドイツ民法典第1570条～第1576条<sup>51</sup>）が必要な場合には、他方の配偶者の生活需要を満たすことを確保する義務を負う。扶養の存続は、例えば、育児の

---

<sup>46</sup> 離婚後の財産分与については、以下を参照。連邦法務省サイト「財産法 - 婚姻終了時の財産分与」  
[https://www.bmjv.de/DE/themen/gesellschaft\\_familie/ehe\\_nichteheliche\\_gemeinschaft/gueterrecht/gueterrecht\\_artikel.html](https://www.bmjv.de/DE/themen/gesellschaft_familie/ehe_nichteheliche_gemeinschaft/gueterrecht/gueterrecht_artikel.html)（最終閲覧日：2025年12月24日）

<sup>47</sup> 「婚姻の両当事者は、婚姻財産契約により別異の合意をしないときには、剰余共同制の財産状態において生活するものとする。」 „Die Ehegatten leben im Güterstand der Zugewinnngemeinschaft, wenn sie nicht durch Ehevertrag etwas anderes vereinbaren.“ [https://www.gesetze-im-internet.de/bgb/\\_1363.html](https://www.gesetze-im-internet.de/bgb/_1363.html)（最終閲覧日：2025年12月24日）

<sup>48</sup> 「ただし、婚姻継続中に婚姻の両当事者が取得する剰余は、剰余共同制が終了するときに清算されるものとする。」 „Der Zugewinn, den die Ehegatten in der Ehe erzielen, wird jedoch ausgeglichen, wenn die Zugewinnngemeinschaft endet.“ [https://www.gesetze-im-internet.de/bgb/\\_1363.html](https://www.gesetze-im-internet.de/bgb/_1363.html)（最終閲覧日：2025年12月25日）

<sup>49</sup> 「婚姻の一方当事者の剰余が婚姻の他方当事者の剰余を超える場合には、超過分の半分は、清算請求権として婚姻の他方当事者に帰属する。」 „Übersteigt der Zugewinn des einen Ehegatten den Zugewinn des anderen, so steht die Hälfte des Überschusses dem anderen Ehegatten als Ausgleichsforderung zu.“ [https://www.gesetze-im-internet.de/bgb/\\_1378.html](https://www.gesetze-im-internet.de/bgb/_1378.html)（最終閲覧日：2025年12月24日）

<sup>50</sup> „Im Versorgungsausgleich sind die in der Ehezeit erworbenen Anteile von Anrechten (Ehezeitanteile) jeweils zur Hälfte zwischen den geschiedenen Ehegatten zu teilen.“ <https://www.gesetze-im-internet.de/versausglg/BJNR070010009.html#BJNR070010009BJNG000300000>（最終閲覧日：2025年12月24日）

<sup>51</sup> 例えば、民法典第1570条には子の世話を理由とする扶養（Unterhalt wegen Betreuung eines Kindes）、第1571条には年齢を理由とする扶養（Unterhalt wegen Alters）、第1572条には疾病又は障害を理由とする扶養（Unterhalt wegen Krankheit oder Gebrechen）、第1575条には教育、研修、又は再訓練（Ausbildung, Fortbildung oder Umschulung）を理由とする扶養がそれぞれ規定されている。<https://www.gesetze-im-internet.de/bgb/BJNR001950896.html#BJNR001950896BJNG013302377>（最終閲覧日：2025年12月24日）

場合、年齢や病気により就労が見込めなくなった場合、又は職業訓練や研修の場合などに存在する。扶養料の金額は、婚姻中の一定期間の生活水準に基づく（民法典第 1578 条第 1 項<sup>52)</sup>）。

ドイツの離婚法制は、婚姻の破綻を前提とした破綻主義に基づいていることから、以上で見てきたように、離婚後の親権や財産分与についても詳細な規定がある。因みに、ドイツで登録された婚姻に関して日本で離婚の手続きを行う際には、その日本語訳とアポストイーユ認証が必要とされる。

### 離婚証明書の様式と記載事項

ドイツには、「離婚証明書」という名称の文書は存在しないが、離婚裁判で離婚が最終的に成立した際に管轄の家庭裁判所が発行する「離婚判決謄本 (Scheidungsbeschluss)」が実質的にその役割を果たしている。

### 離婚判決謄本の記載事項

- 離婚確定日（判決が確定した日）
- 当事者の氏名（離婚する当事者双方の氏名）
- 裁判所の名称（離婚を認定した裁判所）
- 判決内容（離婚の成立、財産分与、親権など）
- 裁判官の署名（判決を下した裁判官の署名）
- 公式印（裁判所の公印）

### 離婚証明書の取得方法

離婚判決謄本は、上述のとおり家庭裁判所での手続きを経て離婚の判決が下されると、両当事者に郵送される。各当事者は、受領日から 1 か月以内に、必要に応じて該当の離婚判決に対して控訴することができる。この期間中、各当事者はそれぞれの弁護士といつでも相談することができる。1 か月の期間が経過すると、離婚判決は自動的に法的拘束力を持つようになる<sup>53)</sup>。

### 離婚届

日本人の場合、ドイツの方式で離婚を成立させた後、3 か月以内に在外公館に離婚届を提出する必要がある（報告的離婚届）。例えば、在ミュンヘン日本国総領事館の場合、以下の書類を窓口又は郵送で提出しなければならない<sup>54)</sup>。

---

<sup>52)</sup> 「扶養の程度は、婚姻中の生活状態に応じて定められる。」 „Das Maß des Unterhalts bestimmt sich nach den ehelichen Lebensverhältnissen.“ [https://www.gesetze-im-internet.de/bgb/\\_1578.html](https://www.gesetze-im-internet.de/bgb/_1578.html)（最終閲覧日：2025 年 12 月 24 日）

<sup>53)</sup> 控訴については、家事非訟事件手続法 (FamFG) 第 58 条～第 69 条に定められている。<https://www.gesetze-im-internet.de/famfg/BJNR258700008.html#BJNR258700008BJNG000700000> 離婚判決謄本や控訴に関する実務については、離婚や別居に関する法律上の問題を弁護士が解説する次のサイトを参照。<https://www.scheidung.org/scheidungsbeschluss/>（最終閲覧日：2025 年 12 月 25 日）

<sup>54)</sup> 在ミュンヘン日本国総領事館サイト「日本人同士のドイツ方式による離婚（報告的離婚届）」[https://www.muenchen.de.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/hokokuteki\\_rikon.html](https://www.muenchen.de.emb-japan.go.jp/itpr_ja/hokokuteki_rikon.html)（最終閲覧日：2025 年 12 月 9 日）

①離婚届（様式はダウンロード可能）2通

②あれば戸籍謄本1通

\*戸籍謄本は提出不要になったが、届出記入内容の確認のため、あれば提出が望ましい。

③裁判所の離婚判決謄本（原本か証明つきコピー）1通

④同 和訳文（本人の翻訳でもよい）1通

その他の注意事項としては、離婚判決謄本を日本で使用する場合、公認翻訳士による翻訳が必要になることがある。また、離婚判決謄本をドイツ国外で使用する場合、外務省でアポストイーユ認証を受ける必要がある。

### パートナーシップ制度における離婚（生活パートナーシップの解消（Aufhebung））

ドイツでは、2017年10月1日付で「同性の人のために婚姻締結の権利を導入する法律」が施行されたことにより同性婚（Ehe für alle）が合法化され、それ以前に存在していた生活パートナーシップ制度（Eingetragene Lebenspartnerschaft）は新規登録ができなくなった。以下では、2017年以前に登録されたパートナーシップで、婚姻に転換していない関係の終了（解消）について記す。2017年以降に生活パートナーシップを婚姻に転換した場合には、通常の婚姻の離婚手続きが適用される。

### 婚姻との相違

生活パートナーシップの解消は生活パートナーシップ法第15条で具体的に定められているが、実際には、BGBにおける婚姻の離婚に関する規定（第1564条以降）とほとんど違いはない<sup>55</sup>。

生活パートナーシップの解消は家庭裁判所で行われるが、家庭裁判所では弁護士による代理が必要である。ただし、婚姻の離婚の場合とは異なり、当事者の一方に弁護士の代理があれば十分であり、家事非訟事件手続法第114条第1項に定める弁護士強制制度（Anwaltszwang）<sup>56</sup>に則り双方に弁護士が代理人として付くことは求められない<sup>57</sup>。

### 別居期間

通常、解消には1年間の別居期間が条件となるが（生活パートナーシップ法第15条第2項第1号）例外的な場合（例えば、著しい困難がある場合など。）には、より迅速に解消が認められることがある（同第3号<sup>58</sup>）。両当事者が生活パートナーシップの解消に合意している場合、1年間の別居と一方

---

<sup>55</sup> 生活パートナーシップ法第15条 [https://www.gesetze-im-internet.de/lpartg/\\_15.html](https://www.gesetze-im-internet.de/lpartg/_15.html)（最終閲覧日：2025年12月25日）具体的には、生活パートナーの一方又は両方の申立てで裁判所の決定により解消が成立する点（同条第1項）、1年間別居しており両当事者の同意がある場合もしくは関係の破綻が認められる場合、又は3年間別居しており一方が解消を申し立てている場合に、裁判所は関係解消を決定できる点（第2項）で婚姻関係の離婚とほぼ同様である。

<sup>56</sup> 注39を参照。

<sup>57</sup> ドイツ生活パートナーシップに関する法律情報サイト LEBENSPARTNERSCHAFT.de「合意による解消 - 争いのない解消合意」<https://www.lebenspartnerschaft.de/einvernehmliche-scheidung.html>（最終閲覧日：2025年12月25日）

<sup>58</sup> 「生活パートナーシップの継続が、申立人である当事者にとって、もう一方の当事者に起因する原因により不当な困難となる場合、裁判所は生活パートナーシップを解消する。」 „Das Gericht hebt die Lebenspartnerschaft auf, wenn die Fortsetzung der Lebenspartnerschaft für den Antragsteller aus Gründen, die in der Person des anderen Lebenspartners

の当事者の申請で十分である（同第 1 号 a<sup>59</sup>）。他方の当事者は、申請に同意する場合、自身の弁護士を必要としない。一方で、いずれかの当事者が生活パートナーシップの解消に同意しない場合は、その生活パートナーシップの破綻を立証する必要がある。3 年間の別居を経て、破綻は不可抗力と推定される（同第 2 号<sup>60</sup>）。

## 財産分与

パートナーシップ期間中に得られた財産増加分は、請求により分与される。生活パートナーシップ法第 6 条では、民法典第 1363 条で定める剰余共同制（Zugewinnngemeinschaft）が原則として生活パートナーシップでも採用されており、その解消の場合は、婚姻関係の離婚の場合と同様に民法典の該当条項が適用されて財産分与がなされる旨が定められている<sup>61</sup>。

## 年金分与

パートナーシップ期間中に取得した年金権利は、生活パートナーシップ法第 20 条第 1 項に基づき、原則として年金調整法に従い分割される（年金分与（Versorgungsausgleich：年金調整））<sup>62</sup>。家庭裁判所は、2005 年 1 月 1 日以降に成立したパートナーシップについて、この分割を実施する（同条第 4 項<sup>63</sup>）。

---

liegen, eine unzumutbare Härte wäre.” [https://www.gesetze-im-internet.de/lpartg/\\_15.html](https://www.gesetze-im-internet.de/lpartg/_15.html)（最終閲覧日：2025 年 12 月 25 日、リサーチャーが該当箇所を 1 文に編集）

<sup>59</sup> 「両生活パートナーが 1 年間別居しており、その双方が解消を申請するか、申立人の相手方が解消に同意する場合、裁判所は生活パートナーシップを解消する。」 „Das Gericht hebt die Lebenspartnerschaft auf, wenn die Lebenspartner seit einem Jahr getrennt leben und beide Lebenspartner die Aufhebung beantragen oder der Antragsgegner der Aufhebung zustimmt“ [https://www.gesetze-im-internet.de/lpartg/\\_15.html](https://www.gesetze-im-internet.de/lpartg/_15.html)（最終閲覧日：2025 年 12 月 25 日、リサーチャーが該当箇所を 1 文に編集）

<sup>60</sup> 「一方の生活パートナーが解消を申し立てており、該当の両生活パートナーが 3 年間別居している場合、裁判所は生活パートナーシップを解消する。」 „Das Gericht hebt die Lebenspartnerschaft auf, wenn ein Lebenspartner die Aufhebung beantragt und die Lebenspartner seit drei Jahren getrennt leben“ [https://www.gesetze-im-internet.de/lpartg/\\_15.html](https://www.gesetze-im-internet.de/lpartg/_15.html)（最終閲覧日：2025 年 12 月 25 日、リサーチャーが該当箇所を 1 文に編集）

<sup>61</sup> 「生活パートナーは、生活パートナーシップ契約（同法第 7 条）で別段の合意がない限り、剰余共同制の財産分配規定の下で生活を送る。ドイツ民法典第 1363 条第 2 項及び第 1364 条から第 1390 条が準用される。」 „Die Lebenspartner leben im Güterstand der Zugewinnngemeinschaft, wenn sie nicht durch Lebenspartnerschaftsvertrag (§ 7) etwas anderes vereinbaren. § 1363 Abs. 2 und die §§ 1364 bis 1390 des Bürgerlichen Gesetzbuchs gelten entsprechend.“ [https://www.gesetze-im-internet.de/lpartg/\\_6.html](https://www.gesetze-im-internet.de/lpartg/_6.html)（最終閲覧日：2025 年 12 月 25 日）

<sup>62</sup> 「生活パートナーシップが解消された場合、ドイツ国内又は国外に存在する年金請求権（年金調整法第 2 条第 1 項）の調整は、当該請求権が生活パートナーシップ期間中に確立又は維持された限りにおいて、年金調整法を適切に適用することで行われる。」 „Wird eine Lebenspartnerschaft aufgehoben, findet in entsprechender Anwendung des Versorgungsausgleichsgesetzes ein Ausgleich von im In- oder Ausland bestehenden Anrechten (§ 2 Abs. 1 des Versorgungsausgleichsgesetzes) statt, soweit sie in der Lebenspartnerschaftszeit begründet oder aufrechterhalten worden sind.“ [https://www.gesetze-im-internet.de/lpartg/\\_20.html](https://www.gesetze-im-internet.de/lpartg/_20.html)（最終閲覧日：2025 年 12 月 25 日）

<sup>63</sup> 「第 1 項から第 3 項まで（の年金調整（リサーチャー注））は、生活パートナーシップが 2005 年 1 月 1 日より前に成立しており、両生活パートナーが第 21 条第 4 項に基づく宣言を行っていない場合には適用されない。」 „Die Absätze 1 bis 3 sind nicht anzuwenden, wenn die Lebenspartnerschaft vor dem 1. Januar 2005 begründet worden ist und die Lebenspartner eine Erklärung nach § 21 Abs. 4 nicht abgegeben haben.“ URL は注 59 と同じ。（最終閲覧日：2025 年 12 月 25 日）

## 扶養

生活パートナーシップ法第 16 条では、次のように規定されている。「生活パートナーシップの解消後、各パートナーは自身で生計を立てる義務を負う。この義務を負うことが不可能である場合は、民法典第 1570 条から第 1586b 条及び第 1609 条に基づき、他方の生活パートナーに対して扶養請求権を有する<sup>64</sup>。」

## 親権

裁判所が別段の決定をしない限り、婚姻の場合と同様に子どもの親権は共同で維持される。婚姻の離婚の場合と同様に、民法典第 1626 条が適用される<sup>65</sup>。

## 面会交流権

双方の当事者は、共同の子どもとの面会交流権を有する<sup>66</sup>。

## 日本における単独親権及び 2026 年 4 月施行の民法改正

ドイツでは、離婚しても子どもの親権を両親に認める共同親権制度を取っており、これは、イタリアやフランス、スペインなどの EU 諸国、米国、オーストラリア、フィリピンなど多くの国で共同親権が採用されている。インド及びトルコでは単独親権しか認められていない。日本においては、2025 年時点では民法第 819 条により単独親権が規定されている<sup>67</sup>。

このような制度の違いがあるため、海外で国際結婚した夫婦が離婚し、日本人と外国人の間に生まれた子を日本人の親が相手の許可なく日本に帰国させ、一方的に親から離して子どもとの面会交流を果たさないケースが複数発生している。これが国際条約に違反するとして、EU やオーストラリア政府などが、日本政府に対し、ハーグ条約（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約）を遵守するよう求めている<sup>68</sup>。

---

<sup>64</sup> „Nach der Aufhebung der Lebenspartnerschaft obliegt es jedem Lebenspartner, selbst für seinen Unterhalt zu sorgen. Ist er dazu außerstande, hat er gegen den anderen Lebenspartner einen Anspruch auf Unterhalt nur entsprechend den §§ 1570 bis 1586b und 1609 des Bürgerlichen Gesetzbuchs.“ [https://www.gesetze-im-internet.de/lpartg/\\_16.html](https://www.gesetze-im-internet.de/lpartg/_16.html)（最終閲覧日：2025 年 12 月 25 日）

<sup>65</sup> この点、次の法律事務所サイトの「親権と扶養（Sorgerecht und Unterhalt）」の項目を参照。「生活パートナーシップの解消：離婚とどのような違いがあるのか」 <https://www.familienrechtsiegen.de/lebenspartnerschaft-aufloesen-welche-unterschiede-gibt-es-zur-scheidung/#:~:text=L%C3%B6sungen%20zu%20finden.-,Sorgerecht%20und%20Unterhalt,die%20F%C3%B6rderungskompetenz%20der%20Eltern>（最終閲覧日：2025 年 12 月 25 日）

<sup>66</sup> Ibid.

<sup>67</sup> 法務省民事局「父母の離婚後の子の養育に関する海外法制調査結果の概要」2020 年 4 月 <https://www.moj.go.jp/content/001318629.pdf>（最終閲覧日：2025 年 12 月 27 日）

<sup>68</sup> 西村カリン「日本人の親による『子供連れ去り』に EU 激怒——厳しい対日決議はなぜ起きたか」ニューズウィーク日本版、2020 年 8 月 5 日 [https://www.newsweekjapan.jp/stories/world/2020/08/eu-227\\_1.php#google\\_vignette](https://www.newsweekjapan.jp/stories/world/2020/08/eu-227_1.php#google_vignette)、外務省欧州局政策課「日本における子の連れ去りに関する欧州議会決議の概要（仮訳）」家族法制部会参考資料 2-7、2020 年 7 月 9 日 <https://www.moj.go.jp/content/001347789.pdf>（最終閲覧日：2025 年 12 月 27 日）

このような背景もあって、2026年4月1日施行予定の民法改正（第819条等の改正）により、我が国においても、子の利益を害するなど共同親権が困難な場合以外は、原則として共同親権を採用することになっている<sup>69</sup>。

## 離婚証明書等の様式と翻訳

離婚判決謄本の様式見本<sup>70</sup>

**Ausfertigung**

Amtsgericht [Stadt]  
Abteilung für Familiensachen (ggf. mit Nr.)  
Az.: [Aktenzeichen]

Rechtskraftvermerk am  
Ende der Entscheidung

[Siegel/Wappen]  
IM NAMEN DES VOLKES

**In der Familiensache**  
[Name und Anschrift der Antragstellerin/des Antragstellers]

-Antragsteller/in-

Verfahrensbevollmächtigte/r: [Name und Kanzleiadresse des vertretenden  
Rechtsanwalts]

**gegen**  
[Name und Anschrift der Antragsgegnerin/des Antragsgegners]

-Antragsgegner/in-

ggf. Verfahrensbevollmächtigte/r:

**wegen Scheidung und Folgesachen**

ergeht durch das Amtsgericht [Stadt] durch Richter/in am Amtsgericht [Name] am  
[Datum] aufgrund der mündlichen Verhandlung vom [Scheidungstermin]  
folgender/folgendes

**URTEIL bzw. BESCHLUSS**

1. Die am [Datum der Eheschließung] vor dem Standesbeamten des Standesamtes  
[Stadt] unter Heiratsregister Nr. [Nummer] geschlossene Ehe der Ehegatten wird  
geschieden.  
2. Ein Versorgungsausgleich findet nicht statt.  
3. Die Kosten des Verfahrens werden gegeneinander aufgehoben.

**Begründung:**  
[Hier folgt die gerichtliche Begründung zu den einzelnen beschlossenen Punkten.]

Die Echtheit der auf der hiermit verbundenen Ausfertigung des Urteils/Beschlusses des  
Amtsgerichts [Stadt] vom [Datum] zur Geschäftsnummer [Aktenzeichen] vollzogenen  
Unterschriften der Urkundsbeamtinnen der Geschäftsstelle

[hier werden die Namen der beurkundenden Justizangestellten angegeben]

<sup>69</sup> 法務省民事局「民法等の一部を改正する法律の概要」2025年12月 <https://www.moj.go.jp/content/001452583.pdf>（最終閲覧日：2025年12月27日）

<sup>70</sup> この離婚判決謄本の見本は、下記 URL のドイツの法律事務所サイトに掲載されている。  
<https://www.scheidung.org/wp-content/uploads/2018/07/muster-scheidungsbeschluss.pdf>（最終閲覧日：2025年12月9日）

上記の様式の翻訳

謄本

[都市名] 区裁判所  
家庭事件部門（場合によっては番号が付される）  
Az.<sup>71</sup>： [整理記号]

裁判終了時の確定証明印

[印鑑／紋章]  
人民の名において

#### 当該家庭事件において

[申立人の氏名と住所]

- 申立人

手続代理人： [代理人を務める弁護士の氏名と事務所住所]

#### 相手方

[被申立人の氏名と住所]

- 被申立人

場合に応じて手続代理人：

#### 離婚及び付随事件のため

[都市名] 区裁判所を通じて区裁判所裁判官 [氏名] により、[日付] に、[離婚審理] の口頭審理に基づき、以下が下される。

#### 判決又は決定

1. [都市名] 戸籍局の職員の前で [婚姻締結日] に婚姻登録簿第 [番号] 号で締結された、両配偶者の婚姻関係は解消される。
2. 年金調整は行わない。
3. 手続きに係る費用は互いに相殺される。

#### 根拠：

[ここに、確定された個々の項目に対する司法上の根拠が続く。]

本件に関連する [日付] 付の [都市名] 区裁判所の判決／決定の謄本において、参照番号 [整理記号] に関して付された裁判所書記課書記官の署名の真正性

[ここに、文書の記録を行った裁判所職員の氏名が提示される]

---

<sup>71</sup> リサーチャー注：Az.は Aktenzeichen（整理記号）の略語

### (3) 実親子関係法制（認知制度を含む。）及び親子関係証明書・出生証明書・認知証明書等の様式・記載事項について

ドイツの認知制度を含めた実親子関係（Abstammung）法制は、親族法の枠組みの中で規定されている。親子関係の確立や認知手続きは民法典第2章第2節（第1591条～第1600d条）に基づいて行われる。以下では、民法典の関連条文を確認し、親子関係の法的枠組みを把握する。

#### 1. 実親子関係の基本原則

母子関係（Mutterschaft）：出産した女性が自動的に母親と認定される。

父子関係（Vaterschaft）：婚姻関係にある場合、夫が自動的に父親と推定される。

認知制度：婚姻外の子の場合、父親は認知手続きを行うことで法的な親子関係を確立できる。

#### 母子関係の法的根拠

民法典第1591条には「母親」の定義がある。それによれば、「母親とは子を産んだ女性のこと」である<sup>72</sup>。

#### 父子関係の法的根拠

民法典第1592条には「父親」の定義がある。それによれば、父親とは次の者とされる。

1. 子の出生時にその子の母親と婚姻関係にある男性（同条第1項）、
2. 父子関係を認知した男性（同条第2項）、又は
3. その父子関係が、民法典第1600d条、又は家事非訟事件手続法第182条第1項に基づき、裁判所で確定された男性（同条第3項）<sup>73</sup>。

#### 2. 認知制度（Vaterschaftsanerkennung）

上述の民法典第1592条第2項がいわゆる認知制度に該当する。家事非訟事件手続法第182条第1項<sup>74</sup>は、父子関係の不存在を認定する決定の内容を規定し、特に父子関係否定訴訟の文脈において適用

---

<sup>72</sup> „Mutter eines Kindes ist die Frau, die es geboren hat.“ [https://www.gesetze-im-internet.de/bgb/\\_1591.html](https://www.gesetze-im-internet.de/bgb/_1591.html)（最終閲覧日：2025年12月9日）

<sup>73</sup> „Vater eines Kindes ist der Mann,

1. der zum Zeitpunkt der Geburt mit der Mutter des Kindes verheiratet ist,
2. der die Vaterschaft anerkannt hat oder
3. dessen Vaterschaft nach § 1600d oder § 182 Abs. 1 des Gesetzes über das Verfahren in Familiensachen und in den Angelegenheiten der freiwilligen Gerichtsbarkeit gerichtlich festgestellt ist.

[https://www.gesetze-im-internet.de/bgb/\\_1592.html](https://www.gesetze-im-internet.de/bgb/_1592.html)（最終閲覧日：2025年12月9日）

<sup>74</sup> 「ドイツ民法典第1600条第1項第2号に基づく異議の結果として、同法第1592条に基づく父子関係の不存在を認定する法律上の効力を有する決定には、異議申立人の父子関係の認定が含まれる。」“Ein rechtskräftiger Beschluss, der das Nichtbestehen einer Vaterschaft nach § 1592 des Bürgerlichen Gesetzbuchs infolge der Anfechtung nach § 1600 Abs. 1 Nr. 2 des Bürgerlichen Gesetzbuchs feststellt, enthält die Feststellung der Vaterschaft des Anfechtenden. Diese

される。決定は、父子関係否定の申立人の父子関係について確定し、この効果は、決定の文言において職権で明示される。裁判所が、第三者を父と認定し、従ってこの父子関係不存在の申し立てを却下した場合、この点も裁判所命令の文言に明記される。

民法典第 1600 条第 4 項では、第三者からの精子提供による人工授精によって生まれた子の場合の父子関係について次のように規定されている。

「子が、男性の同意と母親の同意に基づき、第三者の精子提供による人工授精により生まれた場合、当該男性又は当該母親による父権の否認は排除される<sup>75</sup>。」

この場合に父子関係の拒否は認められていない。

## 認知の方法

児童福祉局 (Jugendamt)、戸籍局 (Standesamt)、又は公証人 (Notar) のもとで認知手続きを行う。父親が認知意思を示し、母親が同意することで認知は成立し、認知証明書 (Vaterschaftsanerkennung) が発行される。

父親が認知を拒否した場合、又は母親が父親の地位の承認に同意しない場合に、裁判による認知 (Vaterschaftsfeststellung) を、母親又は子が裁判所に申し立てることができる(「父親確認訴訟」民法典第 1600d 条第 1 項<sup>76</sup>)。訴訟の過程で DNA 鑑定が必要となる<sup>77</sup>。

## 親子関係証明書・出生証明書・認知証明書の様式と記載事項

### 親子関係証明書

ドイツで親子関係を証明する書類は「出生証明書」である。認知を行う場合には、認知証明書 (Vaterschaftsanerkennung) を出生届と併せて提出する必要がある。2009 年以降「出自証明書 (Abstammungsurkunde)」の発行は行われていない<sup>78</sup>。

出生証明書及び認知証明書の概要は以下のとおりである。

---

Wirkung ist in der Beschlussformel von Amts wegen auszusprechen.“ [https://www.gesetze-im-internet.de/famfg/\\_182.html](https://www.gesetze-im-internet.de/famfg/_182.html) (最終閲覧日: 2025 年 12 月 9 日)

<sup>75</sup> „Ist das Kind mit Einwilligung des Mannes und der Mutter durch künstliche Befruchtung mittels Samenspende eines Dritten gezeugt worden, so ist die Anfechtung der Vaterschaft durch den Mann oder die Mutter ausgeschlossen.“ [https://www.gesetze-im-internet.de/bgb/\\_1600.html](https://www.gesetze-im-internet.de/bgb/_1600.html) (最終閲覧日: 2025 年 12 月 26 日)

<sup>76</sup> 「第 1592 条第 1 号 (注: 子の出生時に子の母と婚姻していない) 及び第 2 号 (注: 父子関係を認知していない)、並びに第 1593 条 (注: 婚姻が死亡によって解消され、かつ、その解消後 300 日以内に子が出生していない) により父子関係が存在しないときは、父子関係を裁判によって確認することができる。」 „Besteht keine Vaterschaft nach § 1592 Nr. 1 und 2, § 1593, so ist die Vaterschaft gerichtlich festzustellen.“ [https://www.gesetze-im-internet.de/bgb/\\_1600d.html](https://www.gesetze-im-internet.de/bgb/_1600d.html) (最終閲覧日: 2025 年 12 月 26 日)

<sup>77</sup> 民法典第 1600d 条第 2 項「父子関係の裁判上の確認の手続においては、子の懐胎期間中に母と性交渉をもった男性が父であると推定される。」 „Im Verfahren auf gerichtliche Feststellung der Vaterschaft wird als Vater vermutet, wer der Mutter während der Empfängniszeit beigewohnt hat.“ [https://www.gesetze-im-internet.de/bgb/\\_1600d.html](https://www.gesetze-im-internet.de/bgb/_1600d.html) (最終閲覧日: 2025 年 12 月 26 日)

<sup>78</sup> 身分登録法改正法により、2009 年 1 月 1 日に出自証明書は廃止された。この点、例えばラインラント＝プファルツ州サイトに公式に記載されている。 <https://service.rlp.de/detail?pstId=8967778> (最終閲覧日: 2025 年 12 月 11 日)

## 出生証明書 (Geburtsurkunde) <sup>79</sup>

発行機関：出生地の戸籍局 (Standesamt) のみ

記載事項：

子の氏名 (フルネーム)、性別

出生日時・出生地

両親の氏名

発行機関の公印・署名

※要望に応じて、子の性別と両親の氏名は記載されない。

---

<sup>79</sup> ドイツ内務省が運営し、ドイツの連邦政府、州政府、地方自治体が提供するオンラインサービスへの中心的なアクセスポイントとされている「Bundesportal」の情報を参照（便宜的にバーデン＝ヴュルテンベルク州バーデン＝バーデンの出生証明書を取得すると回答して得た情報）。

[https://verwaltung.bund.de/leistungsverzeichnis/DE/leistung/99027002012000/herausgeber/BW-169\\_99027002012000/region/082110000000](https://verwaltung.bund.de/leistungsverzeichnis/DE/leistung/99027002012000/herausgeber/BW-169_99027002012000/region/082110000000)（最終閲覧日：2025年12月11日）

## Geburtsurkunde

Standesamt

Registernummer

Ort, Tag und Uhrzeit der Geburt

Kind

Geburtsname

Vorname(n)

Geschlecht

1. (Mutter, Elternteil)

Familienname

Geburtsname

Vorname(n)

2. (Vater, Elternteil)

Familienname

Geburtsname

Vorname(n)

Weitere Angaben aus dem Register<sup>1</sup>

Ort, Tag

Siegel

Urkundsperson

(Name in Druckbuchstaben, Funktionsbezeichnung)

<sup>1</sup> Leittext erscheint nur, wenn es der Beurkundungssachverhalt erfordert

<sup>80</sup> 身分登録法施行令附属書 8 (第 48 条、第 70 条関連) に掲載。 [https://www.gesetze-im-internet.de/normengrafiken/bgbl1\\_2022/j1744-1\\_0130.pdf](https://www.gesetze-im-internet.de/normengrafiken/bgbl1_2022/j1744-1_0130.pdf) (最終閲覧日: 2025 年 12 月 27 日)

上記の様式例の翻訳

## 出生証明書

戸籍局  
登録番号

出生地、出生日時

子

出生時姓  
名  
性別

### 1. (母、両親の一方)

姓  
出生時姓  
名

### 2. (父、両親の一方)<sup>1</sup>

姓  
出生時姓  
名

### 戸籍簿のその他記載事項<sup>1</sup>

場所、日付  
書記官

印

(活字体の名前、役職名)

<sup>1</sup> 登録の事情に応じて必要な場合にのみ説明文言を掲載

### 認知証明書 (Vaterschaftsanerkennung 又は Anerkennung der Vaterschaft)

発行機関<sup>81</sup>: 戸籍局(Standesamt)、児童福祉局 (Jugendamt)、区裁判所 (Amtsgericht) 又は公証人 (Notar)

<sup>81</sup> 連邦家族省 (Bundesministerium für Bildung, Familie, Senioren, Frauen und Jugend) が運営する「家族ポータル (Familienportal)」の「認知証明書 (Vaterschaftsanerkennung)」を参照。

<https://familienportal.de/familienportal/lebenslagen/schwangerschaft-geburt/vaterschaftanerkennung> (最終閲覧日: 2025年12月11日)

記載事項：

父母の氏名、住所等の情報

父親の認知意思

子の氏名・出生情報

母親の同意（必要な場合）

公証人又は役場の署名・公印

手続方法：

#### 【出生証明書の取得】

子の出生後、子の出生証明書を管轄の戸籍局に申請。

必要書類（親の身分証明書など）を提出。

#### 【認知手続き】

##### ・ 必要書類<sup>82</sup>

両親それぞれの出生証明書：現在の名前が出生時と異なる場合はその証明も必要（結婚証明書等）。

両親それぞれの身分証明書（有効な署名付き）又は旅券原本

子供の出生証明書

母子手帳（Mutterpass）：子供が生まれる前に認知を行う場合に必要。

##### ・ 手続き

父親が認知を希望する場合、公証人又は戸籍局で手続きを行う。

認知の証人(Urkundperson)、つまり公証人や戸籍局の職員の立ち合いの下で、父親が認知を宣言する必要がある。母親がこれに同意する形で認知が成立する。その後、認知証明書が発行される。

親が十分にドイツ語を理解できない場合には、公証された通訳者を伴う必要がある。

##### ・ 証明書の翻訳と認証（国外使用時）

日本で使用する場合、裁判所（家庭裁判所・地方裁判所）等へ書類を提出する場面においては、公認翻訳士による翻訳が必要になることがある。外務省でアポストイーユ認証を取得する。


---

<sup>82</sup> ベルリン市サイト [https://verwaltung.bund.de/leistungsverzeichnis/DE/leistung/99133001026000/herausgeber/BE-L100108\\_318991/region/110000000000](https://verwaltung.bund.de/leistungsverzeichnis/DE/leistung/99133001026000/herausgeber/BE-L100108_318991/region/110000000000)（最終閲覧日：2025年12月27日）

Landesamt  
Dresden

Vorgang Nr. \_\_\_\_\_

**Anerkennung der Vaterschaft<sup>1</sup>**  
§ 1592 ff. BGB, Art. 19 EGBGB, §§ 29 und 29a PStG, § 33 PStV, § 371ff. DA

<b>Vater</b>	Familienname, Geburtsname, Vornamen, akademische Grade <sup>2</sup> , Beruf, Anschrift, Nachweis zur Person <input type="checkbox"/>	88
	Rechtliche Zugehörigkeit <sup>3</sup> oder Nichtzugehörigkeit zu einer Kirche usw., Einverständnis mit der Eintragung	
	Geburtsort und -ort, Standesamt und Nr., Nachweis	
	Staatsangehörigkeit, Nachweis, Aufenthaltstitel, ggf. Familienstand <sup>4</sup> , Verwandtschaft mit der Mutter <sup>4</sup>	
	Erklärung Ich wurde über die Bedeutung der Vaterschaftsanerkennung unterrichtet und erkläre: Ich erkenne die Vaterschaft zu dem nachstehend genannten Kind an.	
<b>Kind</b>	Familienname, Vornamen, Anschrift, Nachweis zur Person	
	Geburtsort und -ort, Standesamt und Nr., Nachweis	
	Staatsangehörigkeit	
	Darstellung	
<b>Mutter</b>	Familienname, Geburtsname, Vornamen, akademische Grade <sup>2</sup> , Anschrift, Nachweis zur Person	
	Geburtsort und -ort, Standesamt und Nr., Nachweis	
	Staatsangehörigkeit	
	Familienstand, Nachweis	
	Zustimmung	
<b>Unterschriften</b>	Dresden, den 07.10.2008 Vorgelesen, genehmigt und unterschrieben	
	Der Standesbeamte	
	Julia SCHWARZ _____ (Eigef)	
	Die Übereinstimmung der Abschrift mit der Urschrift wird hiermit beglaubigt. Dresden, den _____	
	Der Standesbeamte	
	 (Siegel)	(Sc _____)

1. Bevor die Beteiligten ihre Erklärungen zur Vaterschaftsanerkennung abgeben, sind sie über deren Voraussetzungen und Folgen zu unterrichten (Verkkblatt 14-578).  
2. Angaben zu akademischen Graden sind freiwillig.  
3. Nur anzugeben, wenn die Eltern ausländische Staatsangehörige sind und die Anerkennung sich der Beurkundung der Geburt erfolgt.  
4. Bei ausländischer Staatsangehörigkeit.

14/573

<sup>83</sup> 公認翻訳者サイトで提示されている戸籍局の認知証明書の見本 <https://www.russisch-dresden.de/urkundeneubersetzung/anerkennung-der-vaterschaft-brd> (最終閲覧日：2025年12月27日)

上記の様式の翻訳

認知証明書 ©戸籍局出版局有限公司、フランクフルト・アム・マイン、ベルリン 2006	ドレスデン <b>戸籍局</b>	書類番号	
	<b>認知証明書<sup>1</sup></b> 民法典第 1592 条以降、民法典施行法第 19 条、身分登録法第 29 条及び第 29a 条、身分登録法施行令第 33 条、戸籍局服務規程第 371 条以降		
	父	姓、出生時名、名、学位 <sup>2</sup> 、職業、住所、身分証明書	
		教会等への法的所属の有無、登録への同意	
		生年月日、出生地、戸籍局及び証明書番号	
		国籍、証明書、滞在許可証 <sup>3</sup> 、必要に応じて戸籍上の身分 <sup>4</sup> 、子の母との血縁関係	
		宣言 私は認知の意味について教示されたうえで宣言する。私は以下に記載される子の父であることを認知する。	
	子	姓、名、住所、身分証明書	
		生年月日、出生地、戸籍局及び証明書番号	
		国籍	
同意			
母	姓、出生時名、名、学位 <sup>2</sup> 、職業、住所、身分証明書		
	生年月日、出生地、戸籍局及び証明書番号		
	国籍		
	戸籍上の身分、証明書		
	同意		
署名	ドレスデン、2008 年 10 月 7 日 決裁済み		
	ユリア・シュヴァルツ（注：戸籍局職員名）	(印) 戸籍局職員	
ここに、原本と写しの一致が証明される。 ドレスデン、日付 (印) 戸籍局職員 (戸籍局職員名)			
1 当事者は、認知に関する宣言をする前に、その条件及び結果を教示される。 2 学位に関する記載は任意である。 3 両親が外国籍であり、出生登録後に認知を行う場合にのみ記載する。 4 外国籍の場合。			

## ドイツでの子の意志の尊重

家事非訟事件手続法第 159 条では裁判所に「子の個別面談（人格的接触）による聴取」を義務づけている（原則年齢不問）。例外は「重大な理由」等に限定され、回避した場合は判決で理由付けが必要となっている。この点は 2021 年の法改正で強化された。子に手続の内容を年齢相応に説明し、意見表明の機会を与えることも条文上で明記されている。

以下は第 159 条（第 1 項、第 2 項の第 1 号、第 2 号、第 3 号）の翻訳である。

第 1 項 裁判所は、子に対して個人的な聴聞を行い、子について個人的な印象を得るものとする。

第 2 項 裁判所は、第 1 項に基づく個人的な聴聞及び個人的な印象の取得を、以下の場合に限り見送ることができる。

第 1 号 それについて重大な理由がある場合

第 2 号 子供が自分の意向や意思を明らかに表明することが明らかに不可能な場合

第 3 号 子供の意向、愛着、意思が判決にとって重要ではなく、また他の理由からも直接聴取が適切ではない場合

第 4 号 手続が子供の財産のみに関係し、その事案の性質上、直接聴取が適切ではない場合

第 1 項第 3 号は、民法典第 1666 条及び第 1666a 条に基づく、子供の人格に関する手続には適用されない。裁判所は、こうした手続において、子供が自分の意向や意思を明らかに表明することが明らかに不可能な場合であっても、子供について個人的な印象を得よう努めなければならない。

第 3 項 裁判所が、子に対する直接の聴聞や子に対する直接の印象の把握を見送る場合は、最終決定においてその理由を明らかにしなければならない。差し迫った危険があるためだけに聴聞や直接の印象の把握が行われなかった場合は、直ちにそれを実施しなければならない。

第 4 項 子の発達、教育、健康に悪影響が懸念されない限り、その対象、手続、及び手続の予想される結果について、子の年齢に応じた適切な方法で、子に説明しなければならない。子に意見を述べる機会を与えなければならない。裁判所が第 158 条に基づき、子どもに訴訟代理人を選任した場合、直接の聴取及び直接の印象の把握は、その訴訟代理人の立会いのもとで行わなければならない。その他、個人聴聞の形式は裁判所の裁量による<sup>84</sup>。

---

<sup>84</sup> (1) Das Gericht hat das Kind persönlich anzuhören und sich einen persönlichen Eindruck von dem Kind zu verschaffen.

(2) Von der persönlichen Anhörung und der Verschaffung eines persönlichen Eindrucks nach Absatz 1 kann das Gericht nur absehen, wenn

1. ein schwerwiegender Grund dafür vorliegt,

2. das Kind offensichtlich nicht in der Lage ist, seine Neigungen und seinen Willen kundzutun,

3. die Neigungen, Bindungen und der Wille des Kindes für die Entscheidung nicht von Bedeutung sind und eine persönliche Anhörung auch nicht aus anderen Gründen angezeigt ist oder

4. das Verfahren ausschließlich das Vermögen des Kindes betrifft und eine persönliche Anhörung nach der Art der Angelegenheit nicht angezeigt ist.

Satz 1 Nummer 3 ist in Verfahren nach den §§ 1666 und 1666a des Bürgerlichen Gesetzbuchs, die die Person des Kindes betreffen, nicht anzuwenden. Das Gericht hat sich in diesen Verfahren einen persönlichen Eindruck von dem Kind

## ドイツの手続補佐人 (Verfahrensbeistand) 制度について

家事非訟事件手続法第 158 条では手続補佐人制度について定めている。以下は関連条項の内容である。

任命要件：家事非訟事件手続法第 158 条は、子の利益擁護のため必要な場合に、専門性と人格において適格な手続保護人の選任を定め、子の身上配慮 (Personensorge) 剥奪や面会交流権 (Umgangsrecht) の全面排除など重大処分が見込まれる事件では、手続補佐人は原則必須となる<sup>85</sup>。

適格性・研修：同法第 158a 条は手続補佐人の適格性を定める<sup>86</sup>。

---

auch dann zu verschaffen, wenn das Kind offensichtlich nicht in der Lage ist, seine Neigungen und seinen Willen kundzutun.

(3) Sieht das Gericht davon ab, das Kind persönlich anzuhören oder sich einen persönlichen Eindruck von dem Kind zu verschaffen, ist dies in der Endentscheidung zu begründen. Unterbleibt eine Anhörung oder die Verschaffung eines persönlichen Eindrucks allein wegen Gefahr im Verzug, ist sie unverzüglich nachzuholen.

(4) Das Kind soll über den Gegenstand, Ablauf und möglichen Ausgang des Verfahrens in einer geeigneten und seinem Alter entsprechenden Weise informiert werden, soweit nicht Nachteile für seine Entwicklung, Erziehung oder Gesundheit zu befürchten sind. Ihm ist Gelegenheit zur Äußerung zu geben. Hat das Gericht dem Kind nach § 158 einen Verfahrensbeistand bestellt, soll die persönliche Anhörung und die Verschaffung eines persönlichen Eindrucks in dessen Anwesenheit stattfinden. Im Übrigen steht die Gestaltung der persönlichen Anhörung im Ermessen des Gerichts.

[https://www.gesetze-im-internet.de/famfg/\\_159.html](https://www.gesetze-im-internet.de/famfg/_159.html) (最終閲覧日：2025 年 12 月 27 日)

<sup>85</sup> 「家事非訟事件手続法第 158 条 手続補佐人の選任

第 1 項 未成年の子に関する事項については、裁判所は、当該子の利益を擁護するために必要な限りにおいて、当該未成年の子のために、専門上及び人格上適格な手続補佐人を選任しなければならない。手続補佐人は、可及的速やかに選任されなければならない。

第 2 項 次の判決が問題となる場合、必ず選任が必要である。

第 1 号 民法典第 1666 条及び第 1666a 条に基づく身上配慮の一部又は全部の剥奪

第 2 号 民法典第 1684 条に基づく面会交流権の排除」

„ § 158 Bestellung des Verfahrensbeistands

(1) Das Gericht hat dem minderjährigen Kind in Kindschaftssachen, die seine Person betreffen, einen fachlich und persönlich geeigneten Verfahrensbeistand zu bestellen, soweit dies zur Wahrnehmung der Interessen des Kindes erforderlich ist. Der Verfahrensbeistand ist so früh wie möglich zu bestellen.

(2) Die Bestellung ist stets erforderlich, wenn eine der folgenden Entscheidungen in Betracht kommt:

1. die teilweise oder vollständige Entziehung der Personensorge nach den §§ 1666 und 1666a des Bürgerlichen Gesetzbuchs,

2. der Ausschluss des Umgangsrechts nach § 1684 des Bürgerlichen Gesetzbuchs“

[https://www.gesetze-im-internet.de/famfg/\\_158.html](https://www.gesetze-im-internet.de/famfg/_158.html) (最終閲覧日：2025 年 12 月 27 日)

<sup>86</sup> 「家事非訟事件手続法第 158a 条 手続補佐人の適格性

第 1 項 親族法、特に親子法、親子関係事件における手続法、児童青少年援助法の分野における基礎知識、児童発達心理学の知識、及び児童面接技法に精通している者が、第 158 条第 1 項の意味における専門性に関する適格性を有する。

第 1 文で要求される知識及び技能は、裁判所の要請に応じて証明されなければならない。この証明は、特に、社会教育学、教育学、法学、又は心理学における職業資格、及び手続補佐人としての活動に特有の追加的資格によって行うこと

第1項では、専門性に関する適格性を規定しており、親族法、特に親子法、親子関係事件における手続法、児童青少年援助法の分野における基礎知識、児童発達心理学の知識、及び児童面接技法に精通している者が、専門的に適格であるとみなされる。これらの知識や技法に関して、定期的（少なくとも2年ごと）な研修を求めている。

第2項では人格に関する適格性を定める。それによると、良心的かつ先入観にとらわれず、独立して児童の利益を保護することを保証する者に、人格的な適格性があるとみなされる。また、刑法典（StGB）の身上配慮義務や教育を受けさせる義務の違反、児童への身体的危害や性的虐待、人身売買等で確定判決を受けたことがある者は、人格的に不適格とみなされる。このような罪を犯したことがないことを証明するために、裁判所は発行から3年以内の拡張無犯罪証明書<sup>87</sup>の提出を求める。これは、通常の無犯罪証明書に加えて性犯罪や重大な犯罪に関する情報が含まれる証明書で、未成年者に関わる職業の従事者に求められるものである。

職務：同法第158b条は手続補佐人の任務について規定する。つまり、子の主観的意思と客観的利益を把握し、これを手続で実現することを核心任務とする。さらに、必要に応じ意見書の提出、子への手続説明、審判結果のフィードバックまでを行う<sup>87</sup>。

---

ができる。手続補佐人は、少なくとも2年に1度、定期的に向上研修に参加し、要請に応じて裁判所にこれを証明しなければならない。

第2項 良心的かつ先入観にとらわれず、独立して児童の利益を保護することを保証する者が、第158条第1項の意味において人格的に適格とみなされる。特に、刑法典第171条、第174条から第174c条まで、第176条から第178条まで、第180条、第180a条、第181a条、第182条から第184c条まで、第184e条から第184g条まで、第184i条から第184l条まで、第201a条第3項、第225条、第232条から第233a条まで、第234条、第235条、又は第236条に基づく犯罪行為で有罪判決を受けた者は、人格的に不適格である。第2文の要件を確認するため、裁判所は、対象者に対し、拡張無犯罪証明書を提出させるか（連邦中央登録法第30a条）、対象者の同意を得た上で、既存の拡張無犯罪証明書を確認しなければならない。当該証明書は、発行から3年以内のものでなければならない。」

„ § 158a Eignung des Verfahrensbeistands

(1) Fachlich geeignet im Sinne des § 158 Absatz 1 ist eine Person, die Grundkenntnisse auf den Gebieten des Familienrechts, insbesondere des Kindschaftsrechts, des Verfahrensrechts in Kindschaftssachen und des Kinder- und Jugendhilferechts, sowie Kenntnisse der Entwicklungspsychologie des Kindes hat und über kindgerechte Gesprächstechniken verfügt. Die nach Satz 1 erforderlichen Kenntnisse und Fähigkeiten sind auf Verlangen des Gerichts nachzuweisen. Der Nachweis kann insbesondere über eine sozialpädagogische, pädagogische, juristische oder psychologische Berufsqualifikation sowie eine für die Tätigkeit als Verfahrensbeistand spezifische Zusatzqualifikation erbracht werden. Der Verfahrensbeistand hat sich regelmäßig, mindestens alle zwei Jahre, fortzubilden und dies dem Gericht auf Verlangen nachzuweisen.

(2) Persönlich geeignet im Sinne des § 158 Absatz 1 ist eine Person, die Gewähr bietet, die Interessen des Kindes gewissenhaft, unvoreingenommen und unabhängig wahrzunehmen. Persönlich ungeeignet ist eine Person insbesondere dann, wenn sie rechtskräftig wegen einer Straftat nach den §§ 171, 174 bis 174c, 176 bis 178, 180, 180a, 181a, 182 bis 184c, 184e bis 184g, 184i bis 184l, 201a Absatz 3, den §§ 225, 232 bis 233a, 234, 235 oder § 236 des Strafgesetzbuchs verurteilt worden ist. Zur Überprüfung der Voraussetzungen des Satzes 2 soll sich das Gericht ein erweitertes Führungszeugnis von der betreffenden Person (§ 30a des Bundeszentralregistergesetzes) vorlegen lassen oder im Einverständnis mit der betreffenden Person anderweitig Einsicht in ein bereits vorliegendes erweitertes Führungszeugnis nehmen.“ [https://www.gesetze-im-internet.de/famfg/\\_158a.html](https://www.gesetze-im-internet.de/famfg/_158a.html)（最終閲覧日：2025年12月28日）

<sup>87</sup> 「家事非訟事件手続法第158b条 手続補佐人の任務及び法的地位

## 離婚後の親権や面会交流の実態

2022年3月28日付の日曜新聞（Sontagsblatt）の記事によると、平等な子育ての権利を求める団体「MamaPapaAuch」の調査において、両親の別居後、毎年最大4万人の未成年者が母親又は父親と連絡を取れなくなっていることが明らかになったという。その約95%は、人格形成期である12歳未満である。連邦統計局によると、離婚又は別居後、子どもの90%は母親と生活しているという<sup>88</sup>。

青少年福祉に関する研究機関であるPETRAリサーチグループは、連邦家族省の委託により、2023年に「児童福祉と面会交流権」に関する研究を実施した。この研究によると、争いがなく良好な家族関係があることと、別居している方の親との定期的な接触は、子どもの幸福にとって非常に重要であるという。さらに、子の希望やニーズが面会や養育の取り決めにおいて考慮されると、子の満足度は高まる一方、子の意志に反する決定は、子の健康と生活の質に著しい悪影響を及ぼしていることが判明した<sup>89</sup>。

---

第1項 手続補佐人は、児童の利益を立証し、裁判手続において有効とする。この目的のため、手続補佐人は意見書を提出するものとする。手続補佐人は、児童に対し、手続きの対象、経過、及び起こり得る結果について適切に通知しなければならない。さらに、手続補佐人は、特に次のことを行うものとする。

第1号 必要に応じて、児童の両親やその他の保護者との面談

第2号 適切な場合には、手続きの対象に関する協調的合意への協力。

手続きが最終決定で終了した場合、手続補佐人は児童と裁判所の決定について話し合うものとする。」

„ § 158b Aufgaben und Rechtsstellung des Verfahrensbeistands

(1) Der Verfahrensbeistand hat das Interesse des Kindes festzustellen und im gerichtlichen Verfahren zur Geltung zu bringen. Er soll zu diesem Zweck auch eine schriftliche Stellungnahme erstatten. Der Verfahrensbeistand hat das Kind über Gegenstand, Ablauf und möglichen Ausgang des Verfahrens in geeigneter Weise zu informieren. Ferner soll er insbesondere

1. Gespräche mit den Eltern und weiteren Bezugspersonen des Kindes führen, soweit dies erforderlich ist, und
2. in geeigneten Fällen am Zustandekommen einer einvernehmlichen Regelung über den Verfahrensgegenstand mitwirken.

Endet das Verfahren durch Endentscheidung, soll der Verfahrensbeistand den gerichtlichen Beschluss mit dem Kind erörtern.“ [https://www.gesetze-im-internet.de/famfg/\\_158b.html](https://www.gesetze-im-internet.de/famfg/_158b.html)（最終閲覧日：2025年12月28日）

<sup>88</sup> 「両親の離婚後、何万人もの子どもたちが母親や父親との交流を失う」日曜新聞、2022年3月28日

<https://www.sonntagsblatt.de/artikel/menschen/nach-der-scheidung-ihrer-eltern-verlieren-zehntausende-kinder-den-kontakt-zu>（最終閲覧日：2025年12月28日）

<sup>89</sup> 連邦家族省サイト「別居・離婚における児童福祉に関する研究 - 離別家庭の子の支援及び子の懸念への配慮」

<https://www.bmbfsfj.bund.de/bmbfsfj/aktuelles/alle-meldungen/kinder-in-trennungsfamilien-staerken-und-ihre-anliegen-beruecksichtigen-229046>（最終閲覧日：2025年12月28日）

#### (4) 養子縁組法制及び養子縁組証明書等の様式・記載事項について

ドイツの養子縁組法制は、子どもの福祉を最優先に考えた制度であり、家庭裁判所を通じて手続きが行われる。養子縁組は家庭裁判所の決定を経て成立し、家庭裁判所は養子の出生地を管轄する戸籍局に養子縁組に関する決定書 (Beschluss) を送付し、当該戸籍局は当該養子の出生記録簿 (Geburtenregister) を更新する。養子縁組支援法により、養子縁組前後の相談支援が義務化され、養親と実親の間のコンタクトが促進されている。

#### 1. 法的枠組み

民法典に基づき、養子縁組は厳格な審査を経て認可される。

#### 養子縁組の種類

完全養子縁組 (Volladoption) : 実親との法的関係が完全に終了し、養親との新たな親子関係が成立する。ドイツでは未成年養子、日本では特別養子 (養子となるのは6歳未満のみ) がこれに該当する。

部分養子縁組 (Teiladoption) : 実親との法的関係が一部維持される場合がある。ドイツでは成年養子、日本では普通養子 (成年養子、未成年養子のいずれも) がこれに該当する。

#### 養子縁組方式の種類

共同養子縁組 (Gemeinsame Adoption) : 両方の親が自分たちの実子ではない子供を共同で養子縁組する。

継子養子縁組 (Stiefkindadoption) : 一方の親が、パートナーの実子を養子にする。

承継養子縁組 (Sukzessivadoption) : 一方の親が、パートナーの養子を養子にする。

未婚のカップル (同性パートナーシップを含む) における継子養子縁組は、(1) で述べたとおり、民法典 (Bürgerliches Gesetzbuch, BGB) に新設された第 1766a 条の 2020 年 3 月 31 日付の発効に伴いドイツで可能になった。

#### 養子縁組の法的根拠

法的根拠は民法典の第 1741 条から第 1772 条に存在する。以下は未成年者に関する養子縁組の条文である。

#### 第 1741 条 養子縁組の許容性<sup>90</sup>

---

<sup>90</sup> „§ 1741 Zulässigkeit der Annahme

(1) Die Annahme als Kind ist zulässig, wenn sie dem Wohl des Kindes dient und zu erwarten ist, dass zwischen dem Annehmenden und dem Kind ein Eltern-Kind-Verhältnis entsteht. Wer an einer gesetzes- oder sittenwidrigen Vermittlung oder Verbringung eines Kindes zum Zwecke der Annahme mitgewirkt oder einen Dritten hiermit beauftragt oder hierfür belohnt hat, soll ein Kind nur dann annehmen, wenn dies zum Wohl des Kindes erforderlich ist.

第1項 養子縁組は、それが子の福祉に資するものであり、かつ、養親となる者と養子となる者との間に親子の関係が生じることが期待できるときは、認められる。養子縁組のために違法な若しくは良俗に反する子のあつせん若しくは連れ去りに協力する者、又はこれを第三者に委託する者若しくはこれに対して報酬を支払った者は、子の福祉のために必要である場合にのみ、養子縁組をするものとする。

第2項 婚姻していない者は、単独でのみ養子縁組をすることができる。婚姻当事者は、共同でのみ養子縁組をすることができる。婚姻の一方当事者は、婚姻の他方当事者の子を単独で養子とすることができる。婚姻の一方当事者は、婚姻の他方当事者が、行為無能力者であるため、又は21歳に達していないために養子縁組をすることができないときも、単独で養子縁組をすることができる。

成年養子縁組については民法典第1767条から第1771条までに述べられている<sup>91</sup>。以下、重要な内容を含む条文を翻訳する。

「縁組が道徳的に正当とされるときは、成年者を養子とすることができる。とりわけ、養親となる者と養子となる者との間に、既に親子の関係が成立している場合には、正当であると推定することができる。」<sup>92</sup>。（民法典第1767条第1項）

成年養子縁組には、未成年者養子縁組と同様に子供の利益が優先される。したがって、

「養親となる者の子、又は養子となる者の子の重要な利益に反するときは、成年養子縁組の決定をしてはならない。」<sup>93</sup>。（民法典1769条1項）

また、成人養子縁組の場合、扶養及び相続に関する権利は実親家族が持つが、これについては民法典第1770条には以下のような条文がある<sup>94</sup>。

---

(2) Wer nicht verheiratet ist, kann ein Kind nur allein annehmen. Ein Ehepaar kann ein Kind nur gemeinschaftlich annehmen. Ein Ehegatte kann ein Kind seines Ehegatten allein annehmen. Er kann ein Kind auch dann allein annehmen, wenn der andere Ehegatte das Kind nicht annehmen kann, weil er geschäftsunfähig ist oder das 21. Lebensjahr noch nicht vollendet hat.”

[https://www.gesetze-im-internet.de/bgb/\\_1741.html](https://www.gesetze-im-internet.de/bgb/_1741.html)（最終閲覧日：2025年12月28日）

<sup>91</sup> この点、複数の弁護士による法律情報サイト「ANWALT.ORG」の記事「養子縁組 - ドイツにおける養子縁組の法律」を参照。<https://www.anwalt.org/adoption/>（最終閲覧日：2025年12月28日）

<sup>92</sup> „(1) Ein Volljähriger kann als Kind angenommen werden, wenn die Annahme sittlich gerechtfertigt ist; dies ist insbesondere anzunehmen, wenn zwischen dem Annehmenden und dem Anzunehmenden ein Eltern-Kind-Verhältnis bereits entstanden ist.“ [https://www.gesetze-im-internet.de/bgb/\\_1767.html](https://www.gesetze-im-internet.de/bgb/_1767.html)（最終閲覧日：2025年12月28日）

<sup>93</sup> „Die Annahme eines Volljährigen darf nicht ausgesprochen werden, wenn ihr überwiegende Interessen der Kinder des Annehmenden oder des Anzunehmenden entgegenstehen.“ [https://www.gesetze-im-internet.de/bgb/\\_1769.html](https://www.gesetze-im-internet.de/bgb/_1769.html)（最終閲覧日：2025年12月28日）

<sup>94</sup> „(1) Die Wirkungen der Annahme eines Volljährigen erstrecken sich nicht auf die Verwandten des Annehmenden. Der Ehegatte oder Lebenspartner des Annehmenden wird nicht mit dem Angenommenen, dessen Ehegatte oder Lebenspartner wird nicht mit dem Annehmenden verschwägert.

(2) Die Rechte und Pflichten aus dem Verwandtschaftsverhältnis des Angenommenen und seiner Abkömmlinge zu ihren Verwandten werden durch die Annahme nicht berührt, soweit das Gesetz nichts anderes vorschreibt.

第1項 成年養子縁組の効力は、養親の血族には及ばない。養親の婚姻の相手方当事者又は生活パートナーは、養子の姻族とはならず、養子の婚姻の相手方当事者又は生活パートナーは、養親の姻族とはならない。

第2項 養子及びその卑属とその血族の血族関係から生じる権利及び義務は、本法に別段の定めがない限り、縁組によって変更されない。

第3項 養親は、養子及びその卑属に対して、養子の実方の血族よりも先順位で扶養を提供する義務を負う。

さらに、第1772条では、未成年養子の効力を有する成年縁組について以下のように定めている<sup>95</sup>。  
第1項 家庭裁判所は、養親となる者及び養子となる者の申立てにより、次に掲げるいずれかの場合には、成年養子縁組の言渡しに際して、縁組の効力が未成年者又は血族である未成年者との縁組の規定（第1754条から第1756条）に従うことを定めることができる。

- a) 養親となる者が、養子となる者の未成年の兄弟又は姉妹を養子としていたとき、又は同時に養子とするとき。
- b) 養子となる者が、既に未成年のときから養親となる者の家庭に引き取られていたとき。
- c) 養親となる者が、その婚姻の相手方当事者の子を養子とするとき。
- d) 養子となる者が、家庭裁判所に縁組の申立てがなされた時に、まだ成年に達していなかったとき。

ただし、未成年養子の効力によると定めることが、養子となる者の実親の重要な利益に反するときは、家庭裁判所は、このように定めることができない。

第2項 前項の場合において、養親子関係は、第1760条第1項ないし第5項の規定を法意に従って適用することによってのみ解消することができる。養子となる者の事前の同意という文言は、養子となる者の申立てと読み替えるものとする。

---

(3) Der Annehmende ist dem Angenommenen und dessen Abkömmlingen vor den leiblichen Verwandten des Angenommenen zur Gewährung des Unterhalts verpflichtet.“ [https://www.gesetze-im-internet.de/bgb/\\_1770.html](https://www.gesetze-im-internet.de/bgb/_1770.html)

(最終閲覧日：2025年12月28日)

<sup>95</sup> (1) Das Familiengericht kann beim Ausspruch der Annahme eines Volljährigen auf Antrag des Annehmenden und des Anzunehmenden bestimmen, dass sich die Wirkungen der Annahme nach den Vorschriften über die Annahme eines Minderjährigen oder eines verwandten Minderjährigen richten (§ § 1754 bis 1756), wenn

- a) ein minderjähriger Bruder oder eine minderjährige Schwester des Anzunehmenden von dem Annehmenden als Kind angenommen worden ist oder gleichzeitig angenommen wird oder
- b) der Anzunehmende bereits als Minderjähriger in die Familie des Annehmenden aufgenommen worden ist oder
- c) der Annehmende das Kind seines Ehegatten annimmt oder
- d) der Anzunehmende in dem Zeitpunkt, in dem der Antrag auf Annahme bei dem Familiengericht eingereicht wird, noch nicht volljährig ist.

Eine solche Bestimmung darf nicht getroffen werden, wenn ihr überwiegende Interessen der Eltern des Anzunehmenden entgegenstehen.

(2) Das Annahmeverhältnis kann in den Fällen des Absatzes 1 nur in sinngemäßer Anwendung der Vorschrift des § 1760 Abs. 1 bis 5 aufgehoben werden. An die Stelle der Einwilligung des Kindes tritt der Antrag des Anzunehmenden.

[https://www.gesetze-im-internet.de/bgb/\\_1772.html](https://www.gesetze-im-internet.de/bgb/_1772.html) (最終閲覧日：2025年12月28日)

## 2. 養子縁組の要件

養親は25歳以上である必要がある。夫婦の場合、一方は21歳以上でも可とされる（民法典第1743条<sup>96</sup>）。この点、各州少年局の連邦作業グループ（Bundesarbeitsgemeinschaft der Landesjugendämter）は、養親と養子との年齢差が適切であるよう求めている<sup>97</sup>。日本では、普通養子は20歳以上、特別養子は原則25歳以上（夫婦の場合一方が25歳以上であれば他方は20歳でも可）とされている。

養子となる者の縁組には、その実の両親による事前の同意を得なければならない（民法典第1747条第1項）。ただし、同条第4項には、例外として、親の一方が長期にわたりその意思を表示することができないとき、又はその親の所在が長期にわたり不明であるときは、その親による事前の同意を要しないと規定されている<sup>98</sup>。日本では、普通養子の場合は実親の同意が不要（子が15歳未満の場合は法定代理人が代諾）で、特別養子の場合は原則として必要である。

## 3. 手続きの流れ

養子縁組は次の手順で進められる<sup>99</sup>。

### 国内

養子縁組幹旋機関に養子縁組の申請をする。これは、申請者の住む地域の児童福祉局（Jugendamt）か、認可された民間の養子縁組幹旋機関（キリスト教系福祉団体等）のいずれかである。

その後、適性審査（Eignungsprüfung）が行われる。仲介機関の専門職員が申請者と面談し、人物について詳しく聞き取りする。

適性審査の結果が良好であれば、養子縁組の準備がさらに進み、子の紹介までの待機期間に入る。仲介機関が申請者を子供の適切な親として選択した場合、非常に早く仲介される。

---

<sup>96</sup> 「民法典第1743条 最低年齢

養親となる者は、25歳に、第1741条第2項第3文の場合（注：婚姻の一方当事者が他方当事者の子を単独で養子とする場合）においては21歳に達していなければならない。第1741条第2項第2文の場合（注：婚姻当事者が共同で養子縁組をする場合）において、婚姻の一方当事者は、25歳に、婚姻の他方当事者は、21歳に達していなければならない。」

„§ 1743 Mindestalter

Der Annehmende muss das 25., in den Fällen des § 1741 Abs. 2 Satz 3 das 21. Lebensjahr vollendet haben. In den Fällen des § 1741 Abs. 2 Satz 2 muss ein Ehegatte das 25. Lebensjahr, der andere Ehegatte das 21. Lebensjahr vollendet haben.”

[https://www.gesetze-im-internet.de/bgb/\\_1743.html](https://www.gesetze-im-internet.de/bgb/_1743.html)（最終閲覧日：2025年12月29日）

<sup>97</sup> この点、前出「ANWALT.ORG」の記事「養子縁組 - ドイツにおける養子縁組の法律」を参照。

<https://www.anwalt.org/adoption/>（最終閲覧日：2025年12月28日）

<sup>98</sup> 民法典第1747条第1項 „Zur Annahme eines Kindes ist die Einwilligung der Eltern erforderlich.“ 第4項 „Die Einwilligung eines Elternteils ist nicht erforderlich, wenn er zur Abgabe einer Erklärung dauernd außerstande oder sein Aufenthalt dauernd unbekannt ist.“ [https://www.gesetze-im-internet.de/bgb/\\_1747.html](https://www.gesetze-im-internet.de/bgb/_1747.html)（最終閲覧日：2025年12月29日）

<sup>99</sup> この点については、連邦家族省の家族ポータル「養子縁組（Adoption）」を参照。

<https://familienportal.de/familienportal/lebenslagen/kinderwunsch-adoption/adoption>（最終閲覧日：2025年12月29日）

子の引き渡しにより、養子縁組の養育期間（Adoptionspflegezeit）が始まる。児童相談所は子供の法定後見人（Vormund）として残る。

養子縁組の養育が順調に進んだ場合、家庭裁判所に養子縁組の申請を行う。家庭裁判所は養子縁組の決定（Adoptionsbeschluss）を下す<sup>100</sup>。

斡旋機関は養子縁組後も養親をサポートし、疑問や問題が発生した場合にも対応する。

## 国外

国外養子縁組（Auslandsadoption）とは、養子縁組前に子供が他の国で生活しており、養子縁組によりドイツに移住する場合を指す。この場合、子供の国籍や養親の国籍は関係ない。養子縁組は国外で行うこともできるが、ドイツ国内で行うことも可能である。ただし、通常は出身国にて養子縁組が成立する。また、養子縁組がドイツ国内で行われた場合でも、養子縁組の直前の2年間にドイツに移住した場合は、国外養子縁組に該当する。

子の出身国が「ハーグ国際養子縁組条約」（Hague Adoption Convention, HAC）に加盟している場合、出身国の養子縁組専門機関が、その養子縁組が同条約に従って行われたことを証明する証明書を発行すれば十分である（同条約第23条<sup>101</sup>）。この証明書により、ドイツでの養子縁組は自動的に承認される。

それ以外の場合は、外国の養子縁組決定をドイツの家庭裁判所で承認してもらう必要がある。この承認は、出身国での養子縁組手続きが完了次第、申請する必要がある。

この承認により、養子縁組はドイツでも法的に有効となる。その法的効果は、子の出身国での法的効果と同様になる。ただし、子の出身国における法的効果はドイツの養子縁組の法的効果と異なる場合がある。例えば、出身国によっては、養子縁組後も次のような状況が生じる可能性がある。

- ・子は養親と親族関係にあるが、養親の他の家族とは親族関係がない。
- ・子は法的にまだ生物学的な親又はその家族と親族関係にある
- ・子は生物学的な親との法的関係が残っており、例えば、その親の相続人として扱われる。

---

<sup>100</sup> ドイツ国内のいかなる養子縁組も、家庭裁判所の決定を経る必要がある（国家宣言型）。フランス、ベルギー、イタリアといったEU諸国では、未成年の場合はやはり裁判所などの決定等を必要とする国家宣言型である。日本では特別養子は家庭裁判所の侵犯を必要とする国家宣言型であるが、普通養子は未成年であっても自己又は配偶者の直系卑属を養子にする場合は家庭裁判所の許可が不要となり、養親と養子の同意によって養子縁組が成立し（契約型）、それ以外の未成年の場合にのみ国家宣言型が適用される。この日本の制度は、離婚後、非親権者であり非監護者（非同居者）である方の親が知らなくても、子は直系尊属や親権者の再婚相手の養子になりうるとして問題視されている。この点、以下を参照。鈴木博人「連れ子養子縁組と養子縁組斡旋法」、『法学新法』127巻3・4号、中央大学法学会、2021年2月、229～264頁。[https://chuo-u.repo.nii.ac.jp/record/2000083/files/0009-6296\\_127\\_3\\_4\\_229-264.pdf](https://chuo-u.repo.nii.ac.jp/record/2000083/files/0009-6296_127_3_4_229-264.pdf) 養子縁組の国際比較については、以下を参照。<https://www.moj.go.jp/content/001270409.pdf>（最終閲覧日：2025年12月29日）

<sup>101</sup> ハーグ国際養子縁組条約第23条第1項「養子縁組が本条約に従って行われたことを養子縁組国の監督当局が証明した場合、当該養子縁組は、他の締約国においても法律上認められる。」“An adoption certified by the competent authority of the State of the adoption as having been made in accordance with the Convention shall be recognised by operation of law in the other Contracting States.” <https://www.hcch.net/en/instruments/conventions/full-text/?cid=69>（最終閲覧日：2025年12月29日）

そのため、承認に加え、外国での養子縁組をドイツの法律に準拠した養子縁組に変更する手続きが可能となる場合がある。養親候補者が家庭裁判所に申請し、児童福祉局が養親の適性を評価する。

#### 家庭裁判所で養子縁組が認められた場合

家庭裁判所が養子縁組を認めた場合には、養子の出生地を管轄する戸籍局に養子縁組に関する決定書（Beschluss）を送付し、当該戸籍局は当該養子の出生記録簿（Geburtenregister）を更新し、以下の関係機関に情報を送付する。

- ・ 養子の実の両親の出生記録を保管する登記所
- ・ 養父母の出生記録を保管する登記所
- ・ 養子の名前が変更された場合は、養子の婚姻又は生活パートナーシップの記録を管理する戸籍局

出生記録簿には、実父母と養父母の両方の情報が記載され、養父母のみが法的な親として記載される。この更新された出生記録簿から作成された、出生記録簿の認証抄本又は新しい出生証明書（Geburtsurkunde、両親として養父母のみ記載）を請求することが可能である。ドイツでは、公的な公式養子縁組証明書が発行されるわけではなく、更新された出生記録簿の認証抄本や新しい出生証明書が養子縁組証明書の役割を果たす<sup>102</sup>。

#### 4. 養子縁組支援法（2021年施行）

2021年4月1日に施行された「養子縁組支援法（Adoptionshilfe-Gesetz）」<sup>103</sup>により、養子縁組に関する新たな規制が導入され、養子縁組を行う家族を包括的に支援する措置が講じられるようになった。養子縁組における最優先の原則は、子どもの最善の利益である。これは、子どもが国内出身か国外出身か、養子縁組家庭で育つか、継親によって養子縁組されるかに関わらず適用される。

養子縁組支援法は以下の4つの分野に焦点を当てている<sup>104</sup>。

##### a) 包括的な相談

養親家族と生親家族は、養子縁組後も相談と支援を受ける法的権利が与えられる。養子縁組仲介機関は、家族が必要な援助を見つけるための支援をする。継子養子縁組の場合、養子縁組前にすべての関係者が参加する面談が導入される。

<sup>102</sup> 連邦ポータルサイト「ドイツ人の子の養子縁組 - 公的な記録」

[https://verwaltung.bund.de/leistungsverzeichnis/DE/leistung/99013001024000/herausgeber/BW-447\\_99013001024000/region/082110000000](https://verwaltung.bund.de/leistungsverzeichnis/DE/leistung/99013001024000/herausgeber/BW-447_99013001024000/region/082110000000)、ラインラント＝プファルツ州サイト「ドイツ人の子の養子縁組 - 出生記録簿への記録」<https://service.rlp.de/detail?areaId=36556&pstId=208680710&ags=07314000>（最終閲覧日：2025年12月12日）

<sup>103</sup> [https://www.gesetze-im-internet.de/advermig\\_1976/BJNR017620976.html](https://www.gesetze-im-internet.de/advermig_1976/BJNR017620976.html)（最終閲覧日：2025年12月29日）

<sup>104</sup> この点については、以下を参照。連邦家族省サイト「養子縁組支援法 - 養子縁組に対する新たな規制が施行」<https://www.bmbfsfj.bund.de/bmbfsfj/aktuelles/alle-meldungen/adoptionshilfe-gesetz-bundesrat-bundestag-163414>（最終閲覧日：2025年12月29日）

## b) 情報提供と透明性の向上

養子縁組に関する養子縁組家族内でのオープンな対応と養子縁組家族と生みの親家族間の接触が促進される。

## c) 仲介の強化

養子縁組仲介機関は具体的な任務を一覧とした表を渡される。協力義務により、養子縁組仲介機関と他の相談機関との連携が強化される。

## d) 国外養子縁組の支援

子の保護を強化するため、海外養子縁組には必ず海外仲介機関が同行する必要がある。外国の養子縁組決定に義務的な承認手続が導入される。ただし、ハーグ国際養子縁組条約に基づく証明書が提出される国際養子縁組は対象外とする。つまり、前述のとおり、子の出身国がハーグ国際養子縁組条約に加盟している場合、出身国の養子縁組専門機関が、その養子縁組が同条約の規定に従って行われたことを証明する証明書を発行すれば十分である（同条約第 23 条）。この証明書により、ドイツでの養子縁組は自動的に承認される。

## 養子縁組証明書の様式と記載事項

前述 3.の「家庭裁判所で養子縁組が認められた場合」で述べたとおり、ドイツには公的な公式養子縁組証明書（Adoptionsurkunde）というものは存在しない。Adoptionsurkunde は、ドイツにおいては養子縁組の記念として私的に作成するものである。家庭裁判所（Familiengericht）から養子の管轄の戸籍局に発行され養子縁組決定書に基づき更新される出生記録簿から作成された、出生記録簿の認証抄本又は新しい出生証明書が養子縁組証明書の役割を果たしている。

発行機関：

家庭裁判所：養子縁組決定書

戸籍局：出生記録簿の更新及び出生証明書の新規発行

記載事項：

出生証明書は、前述のものと同じ。

出生登録簿の方は、管轄戸籍局名、登録番号、出生時の子のフルネームや生年月日、出生地、性別、両親のフルネーム、生年月日、出生地、管轄戸籍局、婚姻情報、登録番号に加えて、追記

（Folgebeurkundung）として下記等が記載される。

- ・ 追記理由
- ・ 追記が有効となる日付
- ・ 養子のフルネーム
- ・ 養父母のフルネーム、生年月日、出生地、管轄戸籍局、登録番号

取得方法：

決定書は戸籍局に送付される書類であるため、取得可能なのは出生登録簿抄本又は出生証明書である。

いずれも管轄の戸籍局に申請するが、実務としては連邦ポータルで「Ausdruck aus dem Geburtenregister（出生登録簿抄本）」、「Geburtsurkunde beantragen（出生証明書を申請する）」などと検索窓に入力して検索し、ガイドに従って居住地域を選択し、管轄の戸籍局の情報を得たり、オンラインで申請したりできる。

身分証明書、パスポート、又は電子 ID が必要である<sup>105</sup>。

日本など国外で使用する場合、外務省でアポストイーユ認証を取得する。

### 養子縁組証明書の様式と翻訳

ここでは、元々の出生登録簿及び養子縁組後の追加証明書の見本を掲載する<sup>106</sup>。


---

<sup>105</sup> 連邦ポータルサイト「出生登録簿抄本」

<https://verwaltung.bund.de/leistungsverzeichnis/DE/leistung/99027005250000/herausgeber/ST-183688/region/15> この URL はザクセン＝アンハルト州の情報で、ここではオンライン申請はできないが申請に関する情報が掲載されている。（最終閲覧日：2025 年 12 月 12 日）

<sup>106</sup> ラインホルト・フォークト『ドイツ国外で生まれた子のドイツ出生登録簿への記録』、これは、ニュルンベルク戸籍局長による身分制度に関する講演資料である。そのため、養子縁組に関する出生登録簿追記の誤った例と正しい例が掲載されているが、ここでは正しい例のみ掲載する。下記 URL の 30～33 頁を参照。<https://www.standesbeamte-bayern.de/wp-content/uploads/2016/08/reinhold-vogt-bad-toelz-2009.pdf>（最終閲覧日：2025 年 12 月 12 日）

元々の出生登録簿

<b>Geburtenregister</b>		<b>Grundbeurkundung am Tag der Geburt</b>
Standesamt, Nummer	Nürnberg, 09564804	
Registernummer	G 8893/2009	
<b>Kind</b>		
Familienname	Kiewova	
Vorname(n)	Tamara Fedorivna (Vorname und Vatersname)	
Geschlecht	weiblich	
Geburtstag und Uhrzeit	01.01.2000	
Geburtsort	Kiew, Ukraine	
Religion		
<b>Mutter</b>		
Familienname	Odessanova	
Geburtsname		
Vorname(n)	Lilia Viktorovna (Vorname und Vatersname)	
Religion		
<b>Vater</b>		
Familienname	Kiew	
Geburtsname		
Vorname(n)	Fedor Nikolaiivich (Vorname und Vatersname)	
Religion		
Ort, Tag	Nürnberg, 12.05.2009	
Urkundsperson	 (Bogt, Standesbeamter)	
<b>Hinweise G 8893/2009</b>		
Ort, Tag	Eheschließung der Eltern des Kindes	
Behörde, Name		
Registernummer		
Ort, Tag	Geburt der Mutter des Kindes Kiew, Ukraine, 23.05.1980	
Behörde, Name	St.Amt Kiew	
Registernummer	4567/1980	
Ort, Tag	Geburt des Vaters des Kindes Odessa, Ukraine, 19.09.1979	
Behörde, Name	St.Amt Odessa	
Registernummer	5674/1979	
<b>Staatsangehörigkeit</b>		
Kind		
Mutter		
Vater		
<b>Recht der Namensführung des Kindes</b>		
Recht		

追加証明書例 1

Standesamt, Nummer	Nürnberg, 09564804	
Registernummer	G 8893/2009	<b>Richtig wäre:</b>
Folgebeurkundung Nummer	1	Annahme eines Minderjährigen als Kind durch ein Ehepaar nach ukrainischem Recht (Art. 283, Art. 207 ff, 232 ukrain. FamGB); Beschluss des Stadtbezirksgerichts in Kiew/Ukraine
Anlass der Beurkundung		
Datum der Wirksamkeit		

---

	<b>Kind</b>
Familienname	Altnöhl
Vorname(n)	Vera


---

	<b>Mutter</b>
Familienname	Altnöhl
Geburtsname	Pegnitz
Vorname(n)	Petra
Religion	katholisch

---

	<b>Vater</b>
Familienname	Altnöhl
Vorname(n)	Hans
Religion	katholisch

---

Ort, Tag	Nürnberg, 12.05.2009
Urkundsperson	 (Vater, Standesbeamter)

---

	<b>Hinweise</b> G 8893/2009
	Eheschließung der Eltern des Kindes
Ort, Tag	Roth, 03.05.1999
Behörde, Name	St.Amt Roth
Registernummer	345/1970

---

	Geburt der Mutter des Kindes
Ort, Tag	Schwabach, 05.05.1970
Behörde, Name	St.Amt Schwabach
Registernummer	124/1970

---

	Geburt des Vaters des Kindes
Ort, Tag	Nürnberg, 08.03.1970
Behörde, Name	St.Amt Nürnberg
Registernummer	1456/1970

---

追加証明書例 2

Standesamt, Nummer	Nürnberg, 09564804	
Registernummer	G 8893/2009	<b>Richtig wäre:</b>
Folgebeurkundung Nummer	2	
Anlass der Beurkundung	Bestätigungsbeschluss des AG Nürnberg gemäß § 2 Abs. 2 Nr. 1 AdWirkG (Az. UR III 007/02)	
Datum der Wirksamkeit	20.12.2002	

---

<b>Kind</b>	
Familienname	Altnöhl
Vorname(n)	Vera


---

<b>Mutter</b>	
Familienname	Altnöhl
Geburtsname	Pegnitz
Vorname(n)	Petra
Religion	katholisch

---

<b>Vater</b>	
Familienname	Altnöhl
Vorname(n)	Hans
Religion	katholisch

---

Ort, Tag	Nürnberg, 12.05.2009
Urkundsperson	 (Vogt, Standesbeamter)

---

<b>Hinweise</b> G 8893/2009	
Eheschließung der Eltern des Kindes	
Ort, Tag	Roth, 03.05.1999
Behörde, Name	St. Amt Roth
Registernummer	345/1970

---

<b>Geburt der Mutter des Kindes</b>	
Ort, Tag	Schwabach, 05.05.1970
Behörde, Name	St. Amt Schwabach
Registernummer	124/1970

---

<b>Geburt des Vaters des Kindes</b>	
Ort, Tag	Nürnberg, 08.03.1970
Behörde, Name	St. Amt Nürnberg
Registernummer	1456/1970

上記の翻訳

元々の出生登録簿

**出生登録簿**

**出生日付の元々の証明書**

戸籍局、番号 ニュルンベルク、09564804

登録番号 G 8893/2009

---

子  
姓 Kiewova  
名 Tamara Fedorivna (名及び父親の姓)  
性別 女  
出生日時 2000年1月1日  
出生地 キーウ、ウクライナ

---

母  
姓 Odessanova  
出生時姓  
名 Lilia Viktorovna (名及び父親の姓)  
宗教

---

父  
姓 Kiew  
出生時姓  
名 Fedor Nikolaiivich (名及び父親の姓)  
宗教

---

場所、日付 ニュルンベルク、2009年5月12日  
書記官 (手書き署名)

(フォークト、戸籍局職員)

---

**注意事項 G 8893/2009**

**子の両親の婚姻締結**

場所、日付  
当局、名称  
登録番号

---

**子の母の出生**

場所、日付 キーウ、ウクライナ、1980年5月23日  
当局、名称 キーウ戸籍局  
登録番号 4567/1980

---

**子の父の出生**

場所、日付 オデッサ、ウクライナ、1979年9月19日  
当局、名称 オデッサ戸籍局  
登録番号 5674/1979

---

**国籍**

子  
母  
父

---

**子の姓名の使用権**

権利

追加証明書例 1 (追記部分は赤字)

戸籍局、番号 ニュルンベルク、09564804  
登録番号 G 8893/2009  
追加証明書番号 1  
証明理由 **ウクライナ**の法律（**ウクライナ家事非訟事件手続法第 283 条、第 207 条以降、第 232 条**）に基づく、夫婦による子としての未成年者の養子縁組。ウクライナ・キーウ市区裁判所決定

発効日

---

子  
姓 アルトミュール  
名 ヴェーラ

---

母  
姓 アルトミュール  
出生時姓 ベグニッツ  
名 ベトラ  
宗教 カトリック

---

父  
姓 アルトミュール  
名 ハンス  
宗教 カトリック

---

場所、日付 ニュルンベルク、2009 年 5 月 12 日  
書記官 (手書き署名)  
(フォークト、戸籍局職員)

---

注意事項 G 8893/2009  
**子の両親の婚姻締結**  
場所、日付 ロート、1999 年 5 月 3 日  
当局、名称 ロート戸籍局  
登録番号 345/7970

---

**子の母の出生**  
場所、日付 シュヴァーバッハ、1970 年 5 月 5 日  
当局、名称 シュヴァーバッハ戸籍局  
登録番号 124/1970

---

**子の父の出生**  
場所、日付 ニュルンベルク、1970 年 3 月 8 日  
当局、名称 ニュルンベルク戸籍局  
登録番号 1456/1970

---

## 追加証明書例 2

戸籍局、番号 ニュルンベルク、09564804  
登録番号 G 8893/2009  
追加証明書番号 2  
証明理由 外国法による養子縁組の効果に関する法律 (AdWirkG) 第 2 条第 2 項第 1 号に基づくニュルンベルク区裁判所の有効性を確認する決定 (整理記号 UR III 007/02)  
発効日 2002 年 12 月 20 日

---

**子**  
姓 アルトミュール  
名 ヴェーラ

---

**母**  
姓 アルトミュール  
出生時姓 ペグニッツ  
名 ペトラ  
宗教 カトリック

---

**父**  
姓 アルトミュール  
名 ハンス  
宗教 カトリック

---

場所、日付 ニュルンベルク、2009 年 5 月 12 日  
書記官 (手書き署名)  
(フォークト、戸籍局職員)

---

**注意事項** G 8893/2009  
**子の両親の婚姻締結**  
場所、日付 ロート、1999 年 5 月 3 日  
当局、名称 ロート戸籍局  
登録番号 345/7970

---

**子の母の出生**  
場所、日付 シュヴァーバッハ、1970 年 5 月 5 日  
当局、名称 シュヴァーバッハ戸籍局  
登録番号 124/1970

---

**子の父の出生**  
場所、日付 ニュルンベルク、1970 年 3 月 8 日  
当局、名称 ニュルンベルク戸籍局  
登録番号 1456/1970

---

## (5) 未成年子に対する法定代理権に関する法制及び法定代理権を証する証明書等の様式・記載事項について

ドイツの未成年子に対する法定代理権に関する法制は、主に民法典の親族法の枠組みの中で規定されている。以下、条文に沿って述べていく。

### 法定代理権の法制

#### 親権 (elterliche Sorge、親の配慮)

基本法には、子の保護と教育に関する親の権利が、「自然の権利 (das natürliche Recht)」として保障されている。

##### 基本法第 6 条第 2 項

「子の保護と教育は親の自然の権利であり、かつ何よりもまず親に課せられた義務である。この義務の実行については、国家共同体がこれを監視する<sup>107</sup>。」

民法典では、親の親権 (親の配慮) が次のように定義されている。

##### 民法典第 1626 条第 1 項

「親は、未成年の子を配慮する義務を負い、権利を有する (親の配慮)。親の配慮には、子の身上の配慮 (Personensorge、身上配慮) 及び子の財産の配慮 (Vermögenssorge、財産配慮) が含まれる<sup>108</sup>。」

身上配慮の内容については、次のように規定されている。

##### 民法典第 1631 条第 1 項

「身上配慮には、とくに子を保護し、教育し、監督し、またその居所を指定する義務と権利が含まれる<sup>109</sup>。」

第 1629 条には、親権に子の代理が含まれることと、原則として両親が共同で親権を持つこと (共同親権) が定められている。

##### 民法典第 1629 条第 1 項

---

<sup>107</sup> „Pflege und Erziehung der Kinder sind das natürliche Recht der Eltern und die zuvörderst ihnen obliegende Pflicht. Über ihre Betätigung wacht die staatliche Gemeinschaft.“ [https://www.gesetze-im-internet.de/gg/art\\_6.html](https://www.gesetze-im-internet.de/gg/art_6.html) (最終閲覧日: 2025 年 12 月 13 日)

<sup>108</sup> „Die Eltern haben die Pflicht und das Recht, für das minderjährige Kind zu sorgen (elterliche Sorge). Die elterliche Sorge umfasst die Sorge für die Person des Kindes (Personensorge) und das Vermögen des Kindes (Vermögenssorge).“ [https://www.gesetze-im-internet.de/bgb/\\_1626.html](https://www.gesetze-im-internet.de/bgb/_1626.html) (最終閲覧日: 2025 年 12 月 13 日)

<sup>109</sup> „Die Personensorge umfasst insbesondere die Pflicht und das Recht, das Kind zu pflegen, zu erziehen, zu beaufsichtigen und seinen Aufenthalt zu bestimmen.“ [https://www.gesetze-im-internet.de/bgb/\\_1631.html](https://www.gesetze-im-internet.de/bgb/_1631.html) (最終閲覧日: 2025 年 12 月 13 日)

「親権は子の代理を含む。親は共同して子を代理し、子に対して意思表示が行われるときには、親の一方に対して行われれば足りる。親の一方は、その者が単独で親権を行使するとき、又は第 1628 条によって決定が委ねられているときに限り、単独で子を代理する。危険が迫っている場合には、親はいずれも、子の福祉のために必要なすべての法的行為を行う権限を有するが、親の他方にはこれが遅滞なく通知されるものとする<sup>110</sup>。」

この第 1626 条第 1 項は、双方への親権帰属を婚姻中に限定しておらず、離婚の場合でも原則的に共同親権は継続される。ただし、両親が一時的にではなく別居している場合には、家庭裁判所が親権の決定を行う。この点、民法典第 1671 条（両親が別居している場合の単独親権への移行）に次のように定められている。

#### 民法典第 1671 条第 1 項

「両親が一時的にではなく別居しており、共同親権を有しているときには、いずれの親も、親権又は親権の一部が単独で自己に移行するように、家庭裁判所に申し立てることができる<sup>111</sup>。」

また、親が親権に関わる個々の事務又は一定種類の事務について合意できないときにおいて、それを取り決めることが子にとって重大な意義を有する場合には、家庭裁判所は、親の一方の申立に基づき、親の一方にその決定を委ねることができる（民法典第 1628 条<sup>112</sup>）。

その他、原則的に単独親権になるのは以下の場合である。

- ・ 非嫡出子（民法典第 1626a 条<sup>113</sup>）

---

<sup>110</sup> „Die elterliche Sorge umfasst die Vertretung des Kindes. Die Eltern vertreten das Kind gemeinschaftlich; ist eine Willenserklärung gegenüber dem Kind abzugeben, so genügt die Abgabe gegenüber einem Elternteil. Ein Elternteil vertritt das Kind allein, soweit er die elterliche Sorge allein ausübt oder ihm die Entscheidung nach § 1628 übertragen ist. Bei Gefahr im Verzug ist jeder Elternteil dazu berechtigt, alle Rechtshandlungen vorzunehmen, die zum Wohl des Kindes notwendig sind; der andere Elternteil ist unverzüglich zu unterrichten.“ [https://www.gesetze-im-internet.de/bgb/\\_1629.html](https://www.gesetze-im-internet.de/bgb/_1629.html)（最終閲覧日：2025 年 12 月 13 日）

<sup>111</sup> Leben Eltern nicht nur vorübergehend getrennt und steht ihnen die elterliche Sorge gemeinsam zu, so kann jeder Elternteil beantragen, dass ihm das Familiengericht die elterliche Sorge oder einen Teil der elterlichen Sorge allein überträgt. [https://www.gesetze-im-internet.de/bgb/\\_1671.html](https://www.gesetze-im-internet.de/bgb/_1671.html)（最終閲覧日：2025 年 12 月 13 日）

<sup>112</sup> 「親が親権に関わる個々の事項又は特定の種類の事項について合意できないときにおいて、それを取り決めることが子にとって重大な意義を有する場合には、家庭裁判所は、親の一方の申立に基づき、親の一方にその決定を移譲できる。かかる移譲には、制限又は負担を付すことができる。」“Können sich die Eltern in einer einzelnen Angelegenheit oder in einer bestimmten Art von Angelegenheiten der elterlichen Sorge, deren Regelung für das Kind von erheblicher Bedeutung ist, nicht einigen, so kann das Familiengericht auf Antrag eines Elternteils die Entscheidung einem Elternteil übertragen. Die Übertragung kann mit Beschränkungen oder mit Auflagen verbunden werden.“

<sup>113</sup> 「子の出生時に両親が婚姻していないときは、次のいずれかの場合に、両親は共同で親の配慮を有する。

1 両親が配慮を共同で行うことを希望する旨意思表示するとき。

（配慮表明、Sorgeerklärung）

2 両親が婚姻をするとき。

3 家庭裁判所が両親に親権を共同で移譲するとき。」“Sind die Eltern bei der Geburt des Kindes nicht miteinander verheiratet, so steht ihnen die elterliche Sorge gemeinsam zu,

1. wenn sie erklären, dass sie die Sorge gemeinsam übernehmen wollen (Sorgeerklärungen),

- ・親の一方が事実上親権を行使できない場合、又は親の一方の親権が停止している場合（民法典第1678条第1項<sup>114</sup>）
- ・親の一方が死亡した場合（民法典第1680条第1項<sup>115</sup>）や死亡宣告を受けた場合（民法典第1681条第1項、同条第2項には復活可能性も規定<sup>116</sup>）
- ・親の一方の親権の剥奪（民法典第1680条第3項<sup>117</sup>）

## 未成年後見（Vormundschaft）

未成年の後見制度（Vormundschaft）については、民法典第3節第1章（第1773条から第1808条）に定められている。2023年1月に関連法令を含めて大幅な改正が行われたばかりである。これ

---

2. wenn sie einander heiraten oder

3. soweit ihnen das Familiengericht die elterliche Sorge gemeinsam überträgt.“1～3の場合をのぞき、母に単独親権が帰属する（同条第3項「その他の場合には、母が親権を有する。」“Im Übrigen hat die Mutter die elterliche Sorge.“）。  
[https://www.gesetze-im-internet.de/bgb/\\_1626a.html](https://www.gesetze-im-internet.de/bgb/_1626a.html)（最終閲覧日：2025年12月13日）

<sup>114</sup> 「親の一方が事実上親権を行使することができないとき、又は親権が停止しているときには、親の他方が、単独で親権を行使する。」“Ist ein Elternteil tatsächlich verhindert, die elterliche Sorge auszuüben, oder ruht seine elterliche Sorge, so übt der andere Teil die elterliche Sorge allein aus;“ [https://www.gesetze-im-internet.de/bgb/\\_1678.html](https://www.gesetze-im-internet.de/bgb/_1678.html)（最終閲覧日：2025年12月13日）

<sup>115</sup> 「親が共同で親権を有している場合に、その一方が死亡したときは、親権は生存している親の他方に帰属する。」“Stand die elterliche Sorge den Eltern gemeinsam zu und ist ein Elternteil gestorben, so steht die elterliche Sorge dem überlebenden Elternteil zu.“ [https://www.gesetze-im-internet.de/bgb/\\_1680.html](https://www.gesetze-im-internet.de/bgb/_1680.html)（最終閲覧日：2025年12月13日）

<sup>116</sup> 第1項「親の一方が死亡宣告を受け、又は失踪法の諸規定により死亡の時が確認されたことによって、その親権が終了したときには、第1680条第1項及び第2項が準用される。」“§ 1680 Abs. 1 und 2 gilt entsprechend, wenn die elterliche Sorge eines Elternteils endet, weil er für tot erklärt oder seine Todeszeit nach den Vorschriften des Verschollenheitsgesetzes festgestellt worden ist.“

第2項「前項の親の一方がなお生存している場合において、子の福祉に反しないときは、家庭裁判所は、申立に基づき、第1677条によって決定された時点より前に有していた範囲において、その者に親権を委ねなければならない。」“Lebt dieser Elternteil noch, so hat ihm das Familiengericht auf Antrag die elterliche Sorge in dem Umfang zu übertragen, in dem sie ihm vor dem nach § 1677 maßgebenden Zeitpunkt zustand, wenn dies dem Wohl des Kindes nicht widerspricht.“ [https://www.gesetze-im-internet.de/bgb/\\_1681.html](https://www.gesetze-im-internet.de/bgb/_1681.html)（最終閲覧日：2025年12月13日）

<sup>117</sup> 第3項「第1項及び前項（注：親権の剥奪）は、親の一方から親の配慮が剥奪されたときについて準用される。」  
 „(3) Die Absätze 1 und 2 gelten entsprechend, soweit einem Elternteil die elterliche Sorge entzogen wird.“ [https://www.gesetze-im-internet.de/bgb/\\_1680.html](https://www.gesetze-im-internet.de/bgb/_1680.html)（最終閲覧日：2025年12月30日）

は、国連障害者権利条約第 12 条の規定<sup>118</sup>を受けたもので、その主な目的は、被後見人の自己決定権や後見人選定等における法的保護の強化である<sup>119</sup>。

### 【後見開始要件】

民法典第 1773 条では未成年後見開始の要件及び家庭裁判所による後見人 (Vormund) の選任について述べられている。家庭裁判所は、次のような場合において未成年に後見を命令し、後見人を選任しなければならない (同条第 1 項<sup>120</sup>)。

- ・親権者がいない場合
- ・子の身上・財産に関する事項についての法的代理権がない場合
- ・子の家族身分 (Familienstand) が確認できない場合

同条第 2 項では、出生前の後見人選任について次のように定められている。「子が出生と同時に後見人を必要とする予想される場合には、子の出生前であっても後見を開始し、後見人を選任することができる。後見人の選任は、子の出生と同時に効力を生ずる」<sup>121</sup>。

---

<sup>118</sup> 国連障害者権利条約第 12 条 (法律の前にひとしく認められる権利)

第 1 項 締約国は、障害者が全ての場所において法律の前に人として認められる権利を有することを再確認する。

第 2 項 締約国は、障害者が生活のあらゆる側面において他の者との平等を基礎として法的能力を享有することを認める。

第 3 項 締約国は、障害者がその法的能力の行使に当たって必要とする支援を利用する機会を提供するための適当な措置をとる。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000018093.pdf> (最終閲覧日: 2025 年 12 月 13 日)

<sup>119</sup> 連邦司法省サイト「世話法 (Betreuungsrecht) - 2023 年 1 月 1 日付の新しい後見及び世話法: 自己決定の強化と法的世話の質の向上」

[https://www.bmjv.de/SharedDocs/Pressemitteilungen/DE/2022/1229\\_Neues\\_Vormundschafts\\_und\\_Betreuungsrecht.html](https://www.bmjv.de/SharedDocs/Pressemitteilungen/DE/2022/1229_Neues_Vormundschafts_und_Betreuungsrecht.html) (最終閲覧日: 2025 年 12 月 13 日)

<sup>120</sup> 「家庭裁判所は、以下に定めるいずれかの場合には、未成年者のために後見を開始し、後見人を選任しなければならない。

1. 未成年者が親の配慮に服していないとき。
2. 未成年者の両親が、その身上及び財産に関する事務について、未成年者を代理する権限をもたないとき。
3. 未成年者の家族関係が判明しないとき。」 „Das Familiengericht hat die Vormundschaft für einen Minderjährigen anzuordnen und ihm einen Vormund zu bestellen, wenn
  1. er nicht unter elterlicher Sorge steht,
  2. seine Eltern nicht berechtigt sind, ihn in den seine Person und sein Vermögen betreffenden Angelegenheiten zu vertreten, oder
  3. sein Familienstand nicht zu ermitteln ist.“ [https://www.gesetze-im-internet.de/bgb/\\_1773.html](https://www.gesetze-im-internet.de/bgb/_1773.html) (最終閲覧日: 2025 年 12 月 30 日)

<sup>121</sup> „Ist anzunehmen, dass ein Kind mit seiner Geburt einen Vormund benötigt, so kann schon vor der Geburt des Kindes eine Vormundschaft angeordnet und ein Vormund bestellt werden. Die Bestellung wird mit der Geburt des Kindes wirksam.“ [https://www.gesetze-im-internet.de/bgb/\\_1773.html](https://www.gesetze-im-internet.de/bgb/_1773.html) (最終閲覧日: 2025 年 12 月 30 日)

### 【後見人の要件】

民法典第 1774 条第 1 項では、後見人として選任され得るのは以下のいずれかであると規定している<sup>122</sup>。

- ・ 名誉職として後見を行う自然人
- ・ 職業として独立に後見を行う自然人 (Berufsvormund、職業後見人)
- ・ 州児童福祉局の認証を受けた後見団体の職員であり、同団体において専任もしくは兼任で後見人として従事する者 (団体後見人)
- ・ 児童福祉局

また、後見人の適性として、以下の要件が掲げられている (民法典第 1779 条第 1 項<sup>123</sup>)。

- ・ 知識及び経験
- ・ 個人的な資質
- ・ 個人的な関係及び財産関係
- ・ 被後見人の養育に携わる他の者と協力する能力及びその意思

反対に不適格で避けるべき後見人の条件には以下が挙げられる (民法典第 1784 条<sup>124</sup>)。

---

<sup>122</sup> „Zum Vormund kann bestellt werden

1. eine natürliche Person, die die Vormundschaft ehrenamtlich führt,
2. eine natürliche Person, die die Vormundschaft beruflich selbständig führt (Berufsvormund),
3. ein Mitarbeiter eines vom überörtlichen Träger der Jugendhilfe anerkannten Vormundschaftsvereins, wenn der Mitarbeiter dort ausschließlich oder teilweise als Vormund tätig ist (Vereinsvormund), oder
4. das Jugendamt.“ [https://www.gesetze-im-internet.de/bgb/\\_1774.html](https://www.gesetze-im-internet.de/bgb/_1774.html) (最終閲覧日：2025 年 12 月 30 日)

<sup>123</sup> 「後見を行う自然人は、以下の事項に照らして、被後見人の福祉にかなうように後見を行うのに適した者でなければならぬ。

1. 知識及び経験
2. 個人的な資質
3. 個人的な関係及び財産関係、並びに
4. 被後見人の養育に携わる他の者と協力する能力及びその意思」

„Eine natürliche Person muss nach

1. ihren Kenntnissen und Erfahrungen,
2. ihren persönlichen Eigenschaften,
3. ihren persönlichen Verhältnissen und ihrer Vermögenslage sowie
4. ihrer Fähigkeit und Bereitschaft zur Zusammenarbeit mit den anderen an der Erziehung des Mündels beteiligten Personen

geeignet sein, die Vormundschaft so zu führen, wie es das Wohl des Mündels erfordert.“ [https://www.gesetze-im-internet.de/bgb/\\_1779.html](https://www.gesetze-im-internet.de/bgb/_1779.html) (最終閲覧日：2025 年 12 月 30 日)

<sup>124</sup> 「第 1 項 行為無能力者を後見人に選任することはできない。

第 2 項 以下に掲げる者は、原則として後見人に選任すべきではない。

1. 未成年者
2. 世話人を付された者であって、その世話が後見の行使に関わる重要事項を対象としていること、又はその重要事項について第 1825 条に定める同意の留保が命じられていること。
3. 両親が第 1782 条によって後見人の職から排除した者

1. 後見人への選任が不可能な者（同条第1項）

- ・行為無能力者

2. 原則として後見人に選任すべきではない者（同条第2項）。

- ・未成年者
- ・世話人を付された者であって、その世話が後見の行使に関わる重要事項を対象としていること、又はその重要事項について世話裁判所から同意の留保が命じられていること。
- ・両親が後見人になることを排除した者
- ・被後見人が生活している施設に対して従属関係若しくは他の密接な関係にある者

家庭裁判所は、後見人の選任に際しては、特に以下の事項に留意するものとする（民法典第1778条第2項<sup>125</sup>）。

- ・被後見人の意思、家族関係、個人的なつながり、信仰、及び文化的背景
- ・両親の現実の意思又は推定される意思
- ・被後見人の生活状況

【被後見人の権利】

民法典第1788条では、被後見人に以下のような5つの権利を定めている<sup>126</sup>。

---

4. 被後見人が生活している施設に対して従属関係若しくは他の密接な関係にある者」

„(1) Nicht zum Vormund bestellt werden kann, wer geschäftsunfähig ist.

(2) Nicht zum Vormund bestellt werden soll in der Regel eine Person,

1. die minderjährig ist,

2. für die ein Betreuer bestellt ist, sofern die Betreuung die für die Führung der Vormundschaft wesentlichen Angelegenheiten umfasst, oder für die ein Einwilligungsvorbehalt nach § 1825 angeordnet ist,

3. die die Eltern gemäß § 1782 als Vormund ausgeschlossen haben, oder

4. die zu einer Einrichtung, in der der Mündel lebt, in einem Abhängigkeitsverhältnis oder in einer anderen engen Beziehung steht.“ [https://www.gesetze-im-internet.de/bgb/\\_1784.html](https://www.gesetze-im-internet.de/bgb/_1784.html)（最終閲覧日：2025年12月30日）

<sup>125</sup> „Bei der Auswahl sind insbesondere zu berücksichtigen:

1. der Wille des Mündels, seine familiären Beziehungen, seine persönlichen Bindungen, sein religiöses Bekenntnis und sein kultureller Hintergrund,

2. der wirkliche oder mutmaßliche Wille der Eltern und

3. die Lebensumstände des Mündels.“ [https://www.gesetze-im-internet.de/bgb/\\_1778.html](https://www.gesetze-im-internet.de/bgb/_1778.html)（最終閲覧日：2025年12月30日）

<sup>126</sup> „Der Mündel hat insbesondere das Recht auf

1. Förderung seiner Entwicklung und Erziehung zu einer eigenverantwortlichen und gemeinschaftsfähigen Persönlichkeit,

2. Pflege und Erziehung unter Ausschluss von Gewalt, körperlichen Bestrafungen, seelischen Verletzungen und anderen entwürdigenden Maßnahmen,

3. persönlichen Kontakt mit dem Vormund,

4. Achtung seines Willens, seiner persönlichen Bindungen, seines religiösen Bekenntnisses und kulturellen Hintergrunds sowie

5. Beteiligung an ihn betreffenden Angelegenheiten, soweit es nach seinem Entwicklungsstand angezeigt

ist.“ [https://www.gesetze-im-internet.de/bgb/\\_1788.html](https://www.gesetze-im-internet.de/bgb/_1788.html)（最終閲覧日：2025年12月30日）

2023年の後見人制度の改革では、この条文をもって被後見人の権利がカタログ化され明文化された。これにより、より被後見人（子供）に寄り添った制度となった。

1. 自己責任及び社会性のある人格をもつように成長し、かつ、養育を受ける権利
2. 暴力、体罰、心理的危険その他の品位を損なう行為を伴うことなく、監護及び教育を受ける権利
3. 後見人との個人的な交流をもつ権利
4. 自らの意思、個人的なつながり、信仰、及び文化的背景の尊重を受ける権利
5. その成熟度に照らして相当である限り、自己に関する事項に関与する権利

また、被後見人は、後見人について、裁判所や青少年局で自らの意見を述べる権利を有する。民法典第1803条にある「直接の意見聴取、被後見人との協議」では、次のように定められている<sup>127</sup>。「1. 家庭裁判所は、後見人が義務に違反して被後見人の権利を保護していない若しくは適切に保護していない、又はその他の態様において後見人としての義務を果たしていないと考える理由があれば、被後見人に対して直接、意見聴取を行わなければならない。2. 家庭裁判所は、被後見人の個人的関係に関する後見人の最初の報告書及び年次報告書、管理する財産の範囲に照らして相当である場合には後見人の決算報告書、並びに被後見人の個人的関係又は経済状態の実質的な変更について、被後見人と直接協議する。その場合には、後見人も併せて呼び出すことができる。」

被後見人は、児童福祉局や家庭裁判所による手続で、直接話を聞いてもらう権利を有し、後見人と児童福祉局の間で意見が対立する場合には、被後見人自らの利益・意思を代表してもらう権利を持つ。権利が侵害されていると感じる場合に、家庭裁判所に対する不服申立てや相談を行う道が開かれている（実務上は、弁護士などの支援を伴う）。

日本の制度との大きな違いとして、ドイツでは被後見人の権利により本人の意思と決定への参画を重視している点がある。被後見人の意思表示は家庭裁判所での裁判官によるヒアリングや、児童福祉局局員への相談という形で認められている。その一方、日本の場合は「自己決定権がある」としながらも、実際には後見人が被後見人に代わって判断、同意などを行なっていく形であり、本人の意思確認の機会は積極的に認められていない。

---

<sup>127</sup> „In geeigneten Fällen und soweit es nach dem Entwicklungsstand des Mündels angezeigt ist (適切な場合には、それが被後見人の成熟度に照らして相当である限り、) ,  
1. hat das Familiengericht den Mündel persönlich anzuhören, wenn Anhaltspunkte bestehen, dass der Vormund pflichtwidrig die Rechte des Mündels nicht oder nicht in geeigneter Weise beachtet oder seinen Pflichten als Vormund in anderer Weise nicht nachkommt,  
2. soll das Familiengericht den Anfangs- und Jahresbericht des Vormunds über die persönlichen Verhältnisse des Mündels, die Rechnungslegung des Vormunds, wenn der Umfang des zu verwaltenden Vermögens dies rechtfertigt, sowie wesentliche Änderungen der persönlichen oder wirtschaftlichen Verhältnisse des Mündels mit dem Mündel persönlich besprechen; der Vormund kann hinzugezogen werden.“ [https://www.gesetze-im-internet.de/bgb/\\_1803.html](https://www.gesetze-im-internet.de/bgb/_1803.html) (最終閲覧日：2025年12月30日)

また、後見人の選出についても、ドイツでは法律でその適性が述べられており、個人の人柄が重視されている。その職業も家族、ボランティア、職業後見人、公的機関（後見当局: *Betreuungsbehörde*）とバリエーションがあるのに対し、日本では弁護士、司法書士が後見することが多いなど職業が重視される点異なる。

さらに成年後見人が選任されると、日本では被後見人に行為、決定権などに制限が生まれる。例えば、わかりやすいところでは青年の被後見人は会社などの役員に就けないなどの制限がある。ドイツにはこうした行為についての制限は見られない。

## 「ドイツにおける子どもの権利の状況に関する中間報告書（Zwischenbericht zur Kinderrechtssituation in Deutschland, 2023）<sup>128</sup>」について

この報告書は2020年以降にドイツで採られた子ども関連の法律・政策（*Maßnahmen*）を、UN子どもの権利条約（UN-CRC、ドイツ語ではUN-Kinderrechtskonvention, UN-KRK）との関係で点検するとの位置付けで発表された。

以下にポイントを箇条書きにてまとめる。

### 1. 子どもの権利実現の「一般的措置」（基本法・制度・モニタリング）

#### (1) 子どもの権利を基本法へ（まだ「方針」の段階）

2021年の連立協定（SPD党・緑の党・FDP党）で、子どもの権利を基本法に明記する方針を再確認した。しかし2021年の試みは不成立のままで、2023年時点でも具体的な条文案は実現していないと報告書内でも確認。

#### (2) 州レベルの「子どもの権利担当」創設

ブランデンブルク、ヘッセン、ザクセン、ザクセン＝アンハルトなどの州で、

「子どもの権利担当官（*Kinderrechtsbeauftragte*）」が設置された。これは行政内に子どもの権利を横断的に見るポストを置く新しい仕組みで、今後すべての州で導入すべきだと勧告。

#### (3) 開発協力分野での新しい仕組み（BMZ）

連邦経済協力開発省（BMZ）は2021年5月に、連邦省として初めて「若者諮問委員会

（*Jugendbeirat*）」を設置した。16人の若者がBMZの政策を継続的に助言することになった。

BMZは、人権・男女平等・インクルージョンに関する品質基準を策定し、すべての開発協力プロジェクトの基本要件を定めた。さらに、子どもの保護ポリシーと最低基準（*Kinderschutz-Policy und Mindeststandards*）を今後導入する。

#### (4) UN子どもの権利条約モニタリング機関の恒久化

---

<sup>128</sup> [https://netzwerk-kinderrechte.de/wp-content/uploads/2023/12/NC\\_ZwischenBericht-final.pdf](https://netzwerk-kinderrechte.de/wp-content/uploads/2023/12/NC_ZwischenBericht-final.pdf)（最終閲覧日：2025年12月30日）

2015年に設置された「ドイツ人権研究所（Monitoring-Stelle UN-KRK）」について、2022年11月連邦議会決議により、常設・基幹予算部分に組み込むことを決定。

これにより、財政的に独立した恒久機関となった。2021年以降ヘッセン州では、州レベルの「子ども・若者の権利モニタリング（Kinderund Jugendrechte-Monitoring）」も開始され、2023年に最初の中間報告が公表された。

## 2. 一般原則：差別禁止・ジェンダー・環境・参加

### (1) インターセックスの子どもをめぐる法改正

2019年以降、身分登録法第22条第3項の改正により、性別記載について「多様（divers）」など他の表示へ変更・削除が可能になったことを報告書内でも確認。

また、2021年5月22日施行の「性分化疾患のある子どもの保護に関する法律（Gesetz zum Schutz von Kindern mit Varianten der Geschlechtsentwicklung）」では、医学的に不要な手術から子どもを守る枠組みが導入された。ただし「性別発達のバリエーション（Variante der Geschlechtsentwicklung）」という定義が狭すぎて多くの子どもが保護から漏れていること、2025年までの評価もデータ収集の枠組みが不十分で実効性に疑問がある、という批判がある。

### (2) 子ども・若者のジェンダー多様性を反映する児童福祉法改正（Kinder- und Jugendstärkungsgesetz: KJSG）

2021年、児童福祉法が改正され、少女・少年だけでなく、トランス、ノンバイナリー、インターセックスの若者の多様な生活状況を考慮し、差別を減らし、ジェンダー平等を促進することを明文で規定した。

### (3) 環境・気候に関する権利

具体的な新法はなく、むしろ「健康で持続可能な環境への固有の権利を明文の権利として法制化すべき」との勧告。

気候危機と若者の抗議（Fridays for Future や Letzte Generation）に対して、刑事政策が厳罰化に傾いていることに懸念を表明し、法制度の見直しを求めている。

### (4) 子どもの参加に関する新しい仕組み

報告書が近年の前進として挙げている主な措置として、以下のようなものがある。

「全国子供青少年参加に関する行動計画（Nationaler Aktionsplan für Kinder- und Jugendbeteiligung）」の継続。連邦レベルでは全国生徒会連合（Bundesschüler/innenkonferenz）のための常設の参加支援事務局を設置。連邦青少年審議会（Bundesjugendkuratorium）のメンバーに27歳未満の若者を継続的に含める改革。連邦家族省の青少年政策諮問会議（Jugendpolitischer Beirat）の若年層での再構成。

### 3. デジタル環境・メディア保護

#### (1) 青少年保護法 (Jugendschutzgesetz) の 2021 年改正

子どものデジタル環境における安全（オンラインゲーム、SNS など）を強化する改正。

従来の「有害メディア審査機関 (Bundesprüfstelle für jugendgefährdende Medien)」を連邦児童・青少年メディア保護庁 (Bundeszentrale für Kinder- und Jugendmedienschutz) へと格上げし、機能を拡充した。

報告書は、UN 子どもの権利委員会の一般的意見第 25 号 (2021、デジタル環境における子どもの権利) を踏まえた重要な前進と評価している。

#### (2) デジタル暴力と刑法の改正

デジタル暴力（ハラスメント、ヘイトスピーチ、セクストーション等）が急増している状況を前提として、刑法典第 184b 条の改正により、児童ポルノコンテンツの送受信などの行為が「犯罪」に引き上げられ、刑罰が大幅に重くなったことを指摘。

その一方で、未成年者自身の「セクスティング」も刑事責任に巻き込まれやすくなっているとして、法改正の影響評価と調整を求めている。

### 4. 暴力からの保護（特に性的暴力・被害者支援）

#### (1) 性的暴力に対する刑法の大幅改正

子どもに対する性的暴力の防止法 (Gesetz zur Bekämpfung sexualisierter Gewalt gegen Kinder, 2021) の中で、子どもへの性的暴力（性虐待）を原則として「Verbrechen（重罪）」とし、最高刑を 15 年の自由刑に引き上げた。

報告書は、処罰強化そのものは子どもの保護強化として評価しつつ、未成年の加害者・当事者への影響など「意図しない副作用」の評価と見直しを求めている。

#### (2) 社会的補償法 (soziales Entschädigungsrecht) の改革

新しい社会的補償制度（社会法典第 14 編など）により、暴力被害者が簡素で低いハードルの手続きで補償を受けられるようにする改革が進行中であることを報告。

子どもや若者が性的暴力などの被害にあった際の支援アクセス改善を目的としているが、実務での運用が課題だと指摘。

#### (3) 国家レベルの協議体の設置

2019 年末に設置されたが、2021 年以降、連立協定にその行動計画が明記され、政府の重要政策の一つの位置づけである。しかし、UN 子どもの権利委員会が求めた「全国的な包括戦略」にはまだ十分達していないとして、より明確なアクションプラン化を勧告。

## 5. 家庭環境・代替的養育・障害とインクルージョン

### (1) 子供と青少年強化法 (Kinder- und Jugendstärkungsgesetz: KJSG, 2021)

報告書で最も重要とされる社会法の改正の一つである。

主なポイント：

障害の有無にかかわらず、すべての子どもを社会法典第 8 編 (児童・青少年福祉) で一元的に扱う方向を明記した。これまで身体・知的障害の子どもは社会法典第 9 編、精神障害の子どもは社会法典第 8 編など、制度が分断されていた。2028 年まで段階的に制度統合を進めるロードマップを規定した。

また、ジェンダー多様性 (トランス、ノンバイナリー、インターセックス) への配慮を明文化した。

報告書では、これは前進であるものの、実務レベルでの不安や責任のなすりつけ合いにより、サービスが逆に提供されないケースも出ていると指摘されている。

### (2) 施設・代替養育における自由の制限

施設などでの身体拘束・隔離・投薬による自由制限については、民法典第 1631b 条で一定の司法コントロールが定められているものの、現場での遵守が不十分であり、子どもの権利侵害が続いていると分析されている。ここは新しい法律よりも、「既存規定の徹底と外部苦情機関の整備」が優先課題とされる。

## 6. 健康・たばこ対策・生活水準 (社会保障)

### (1) たばこ広告禁止とたばこ税法の改正

子どもの健康権に直結する法改正として、報告書が詳しく取り上げている部分。

たばこ製品法改正第 2 法 (Zweites Gesetz zur Änderung des Tabakerzeugnisgesetzes)

2021 年以降、段階的に映画館、インターネット、テレビ、屋外広告でのたばこ・電子たばこ広告を禁止する。しかし販売店 (キオスク・スーパー) での広告やプロモーション、スポンサーシップは依然として認められているため、抜け穴が大きいと報告書でも批判されている。

### (2) 生活保護・市民手当 (Bürgergeld) と子供基礎保障 (Kindergrundsicherung)

2022 年 12 月 16 日に成立した市民手当法 (Bürgergeld-Gesetz) は、社会法典第 2 編を改正し、これまでのいわゆるハルツ IV 規則に代わるものである。

2022/23 年の改革で、従来ハルツ IV に代わり市民手当が導入された<sup>129</sup>。インフレ対応として基準額が引き上げられたが、子どもの「社会文化的最低生活水準」を十分にカバーしていないという批判がある。

---

<sup>129</sup> 市民手当 (Bürgergeld) は、2023 年 1 月 1 日に刷新された失業扶助制度で、旧来の「ハルツ IV (失業手当 II)」が抱えていた課題を改善し、受給者が住み慣れた家や貯蓄を過度に失うことなく、長期に持続可能な仕事に就く支援を行うことを目的としている。この点、以下を参照。労働政策研究・研修機構サイト「市民手当 (Bürgergeld)、2025 年の増額は見送り」[https://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2024/09/germany\\_01.html](https://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2024/09/germany_01.html) (最終閲覧日: 2025 年 12 月 30 日)

子ども基礎保障（Kindergrundsicherung）の法案については報告書時点で審議中。2021年以降の連立協定で、児童手当、子ども向け補足給付など複数の給付を一本化し、子ども自身を権利主体とする一元的な所得保障制度を整備する方針を確認。報告書執筆時点（2023年11月）では、2025年支給開始を目標に法案審議中だが、追加予算が少なく「制度統合だけで実質的な給付改善が伴わないのではないか」と強い懸念を表明。

「行動計画 Nationaler Aktionsplan *Neue Chancen für Kinder in Deutschland*」も併せて、子どもの貧困削減に向けた包括戦略が必要とされている。

## 7. 人格形成・子どもの権利教育

### (1) 子どもの権利ポータル（Kinderrechte-Portal）

2022年11月から、連邦政府の助成により子供の権利ポータルを開始。政府と加盟団体が共同で運営し、子どもの権利・人権教育のための教材・情報を提供するオンライン・プラットフォームとして位置づけられている。

### (2) 学校教育における人権・子どもの権利

UN子どもの権利委員会は、「学校法に子どもの権利／人権を明示している州はまだ3州しかない。」としてドイツに懸念を表明している。報告書は、これを踏まえ、学校法・カリキュラムへの子どもの権利の明記、教師・学校職員への人権・子どもの権利研修を今後の重要課題と位置づけた。

## 8. 難民・移民・EUレベルの動き

### (1) 難民の子どもの処遇と社会法典第8編の標準の「引き下げ」

2022～23年にかけて、一部の州で無保護者未成年難民（unbegleitete Minderjährige）について社会法典第8編の標準（人員配置や施設基準など）を公式に「一時的に」引き下げる決定が行われたことを報告。これは特定の子ども集団だけを低い基準に置く差別的な扱いであるとして、早急な是正を求めている。

### (2) EU 共通庇護制度（GEAS）の改革

EU 共通庇護制度（Gemeinsames Europäisches Asylsystem: GEAS）改革が進行中であり、「安全な出身国・第三国」の拡大や国境センターでの「事実上の拘禁」状態での迅速手続などにより、子どもが家族分離や拘禁、送還のリスクにさらされると懸念している。

## 法定代理権を証する証明書の様式と記載事項

### 親権

#### 両親が婚姻関係にある場合

出生証明書が共同親権の証明書となる（発行機関や記載事項等については、前述の親子関係証明書の項を参照。）。

## 両親が婚姻関係にない場合<sup>130</sup>

まずは母親が単独親権を有する。

### 【共同親権を得る場合】

両親は、「親権宣言」(Sorgeerklärung、Erklärung über das Sorgerecht と称されることもある)をすることで共同親権を得る(民法典第 1626a 条第 1 項第 1 号)(意思表示に基づく共同親権)。親権宣言は、要式行為として公正証書によって行う必要がある(民法典第 1626d 条第 1 項)、その作成権限は公証人及び一方の親の居住地にある児童福祉局が有する(社会法典第 8 編第 59 条第 1 項第 8 号<sup>131</sup>)。親権宣言が一旦なされると、将来に向けて拘束力を有し、両親の合意によって変更することはできず、両親の別居後の家庭裁判所の決定(民法典第 1671 条)、又は特別の法律上の事由(民法典第 1678 条第 1 項、第 1680 条第 1 項及び第 3 項)によってのみ変更され得る<sup>132</sup>。

発行機関：公証人、一方の親の居住地にある児童福祉局

記載事項：

- ・未成年子の氏名・生年月日
- ・親権者の氏名・生年月日
- ・単独親権の有無
- ・居所指定権の有無
- ・同居の状況
- ・発行機関のヘッダー(下記見本ではパンコウ児童福祉局)

取得方法：一方の親の居住地にある児童福祉局に申告

必要書類：

- ・公証人の認証を受けるべき親権宣言書

---

<sup>130</sup> 親権宣言と不存在証明書については、以下を参照。ベルリン州教育・青少年・家族局 (Senatsverwaltung für Bildung, Jugend und Familie) サイト「親権」[https://www.berlin.de/sen/jugend/familie-und-kinder/sorgerecht-und-unterhalt/sorgerecht/#headline\\_1\\_6](https://www.berlin.de/sen/jugend/familie-und-kinder/sorgerecht-und-unterhalt/sorgerecht/#headline_1_6) (最終閲覧日：2025 年 12 月 14 日)

<sup>131</sup> 社会法典第 8 編第 59 条 (公証、Beurkundung)

「第 1 項 児童福祉局の書記官は、次の権限を有する。

第 8 号 配慮の宣言 (Sorgeerklärungen、民法典第 1626a 条第 1 項第 1 号) および制限行為能力を有する親の法定代理人の必要な同意 (民法典第 1626c 条第 2 項) を公証すること。」

„(1) Die Urkundsperson beim Jugendamt ist befugt,

8. die Sorgeerklärungen (§ 1626a Absatz 1 Nummer 1 des Bürgerlichen Gesetzbuchs) sowie die etwa erforderliche

Zustimmung des gesetzlichen Vertreters eines beschränkt geschäftsfähigen Elternteils (§ 1626c Absatz 2 des

Bürgerlichen Gesetzbuchs) zu beurkunden,“ [https://www.gesetze-im-internet.de/sgb\\_8/\\_59.html](https://www.gesetze-im-internet.de/sgb_8/_59.html) (最終閲覧日：2025 年 12 月 30 日)

<sup>132</sup> 西谷祐子、海外制度調査報告書 (ドイツ)、2010 年 1 月、6~7 頁 <https://www.moj.go.jp/content/000033298.pdf> (最終閲覧日：2025 年 12 月 14 日) 各条文は最新版で確認済み。

- ・身分証明書
- ・子の出生証明書
- ・妊婦証明書（子の出生前）
- ・父子関係証明書

アポストイーユ：

日本など国外で使用する場合、外務省でアポストイーユ認証を取得。

**【母親が単独親権を維持する場合】**

未婚の母親は、当局や銀行、病院等で子の単独親権を証明したい場合に、父親の親権が存在しないことを証明するため、不存在証明書（Negativbescheinigung）を取得する必要がある（社会法典第8編第58条<sup>133</sup>）。

発行機関：母親の居住地の児童福祉局

記載事項（申請書の情報）：

- ・母の氏名、住所
- ・子の氏名、生年月日、出生地
- ・子の父の婚姻関係が過去も現在も全くない旨の宣言
- ・親権に関する裁判を申し立てておらず、裁判が行われていない旨の保証
- ・母の電話や電子メール（連絡先、提示は任意）
- ・児童福祉担当部署の名称、住所

取得方法：

親の居住地にある児童福祉局に申告

必要書類：

- ・子の出生証明書又は血統証明書
- ・親権を持つ親（母親）の身分証明書／旅券及び最新の住民票

アポストイーユ：

日本など国外で使用する場合、外務省でアポストイーユ認証を取得。

---

<sup>133</sup> 同条第2項「配慮登録簿（Sorgeregister）に記載がない場合、子の父と婚姻関係にない母は、申請により、第87c条第6項第1文に従い管轄権を有する児童福祉局から書面による確認を受ける。」 „Liegen keine Eintragungen im Sorgeregister vor, so erhält die mit dem Vater des Kindes nicht verheiratete Mutter auf Antrag hierüber eine schriftliche Auskunft von dem nach § 87c Absatz 6 Satz 1 zuständigen Jugendamt.“ 同条第1項では配慮登録簿に記載がある場合として、①共同配慮宣言が提出された場合、②裁判所判決により配慮が両親に共同で委ねられた場合、③裁判所判決により親の配慮の全部または一部が母親から剥奪されたか、父親のみに移譲された場合と規定されている。

[https://www.gesetze-im-internet.de/sgb\\_8/\\_58.html](https://www.gesetze-im-internet.de/sgb_8/_58.html)（最終閲覧日：2025年12月14日）

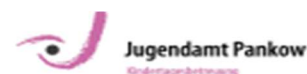
## 法定代理権を証する証明書等の様式と翻訳

### 出生証明書

前述の親子関係証明書の項を参照。

### 親権宣言

特に様式は決められていないが、記載事項は決められている。以下に、ベルリン・パンコウ児童福祉局の様式を示す<sup>134</sup>。



### **Erklärung über das Sorgerecht**

#### **Hinweis:**

Liegt kein alleiniges Sorgerecht vor, ist zwingend das Einverständnis des anderen Sorgeberechtigten für die Antragsmodalitäten erforderlich. Das Einverständnis erfolgt entweder per Unterschrift auf der Anmeldung oder mit der Einverständniserklärung / Vollmacht. Diese ist dem Betreuungsantrag beizufügen. Liegt kein Einverständnis vor, kommt keine Anmeldung zustande.

Hiermit bestätige ich,

\_\_\_\_\_  
Name, Vorname, Geburtsdatum

dass ich für mein Kind

\_\_\_\_\_  
Name, Vorname, Geburtsdatum

- das alleinige Sorgerecht** besitze.
- nicht das alleinige Sorgerecht** besitze.  
Eine Einverständniserklärung zur Anmeldung des Kindes in der Tageseinrichtung bzw. im Hort des Personensorgeberechtigten, welche den Antrag nicht unterschrieben hat folgt
- das Aufenthaltsbestimmungsrecht** besitze.  
Eine Einverständniserklärung zur Anmeldung des Kindes in der Tageseinrichtung bzw. im Hort des Personensorgeberechtigten, welche den Antrag nicht unterschrieben hat folgt

\_\_\_\_\_  
Unterschrift

#### **Einverständniserklärung**

Hiermit erteile ich das Einverständnis, dass für mein o.g. Kind eine Kitabetreuung / eine Hartbetreuung beantragt werden darf. **Eine Kopie des Personalausweises ist beizufügen.**

\_\_\_\_\_  
Unterschrift der Mutter

\_\_\_\_\_  
Unterschrift des Vaters

Bitte die Daten des anderen Elternteils angeben, falls dies nicht bereits im Antrag erfolgt ist: Leben Sie mit dem o.g. Kind zusammen?  Ja  Nein

Name, Vorname: \_\_\_\_\_

Geburtsdatum: \_\_\_\_\_

Straße, PLZ: \_\_\_\_\_

Tel.-Nr.: \_\_\_\_\_

#### **Klärung der Wohnverhältnisse: Zutreffendes bitte ankreuzen!**

- Wir leben mit unserem Kind/unseren Kindern zusammen (gleiche Meldeanschrift). (In diesem Fall müssen beide Elternteile ihre Berufstätigkeit nachweisen!)
- Wir leben mit unserem Kind/unseren Kindern wechselseitig, jedoch zu gleichen Teilen zusammen. (In diesem Fall müssen beide Elternteile ihre Berufstätigkeit nachweisen!)
- Meinte Kind/er lebt/leben nur mit mir zusammen (gleiche Meldeanschrift) (In diesem Fall muss nur der Elternteil seine Berufstätigkeit nachweisen, mit dem das Kind lebt!)

<sup>134</sup> [https://www.berlin.de/jugendamt-pankow/\\_assets/fachdienst-5/dokumente/sorgerechtserklaerung.pdf](https://www.berlin.de/jugendamt-pankow/_assets/fachdienst-5/dokumente/sorgerechtserklaerung.pdf) (最終閲覧

上記の翻訳

パンコウ児童福祉局  
保育施設

### 親権に関する宣言

#### 注意事項：

単独親権が存在しない場合、申請手続きには親権を持つもう一方の親の同意が必要である。この同意は、申請書への署名、または同意宣言／委任状によって行う。同意宣言／委任状は、世話申請書（Betreuungsantrag）に添付すること。同意がない場合、申請は成立しない。

ここにおいて、私

---

姓、名、生年月日

は、私の子である

---

姓、名、生年月日

について以下を証明する。

○単独親権を有する。

○単独親権を有しない。

申請書に署名しなかった身上配慮権者による、子の昼間施設又は託児所での届出に関する同意宣言を下記で行う。

○居所指定権を有する。

申請書に署名しなかった身上配慮権者による、子の昼間施設又は託児所での届出に関する同意宣言を下記で行う。

---

署名

#### 同意宣言

ここにおいて、私は、上記の私の子について、全日制保育所／託児所での保育が申請されることに同意する。身分証明書のコピーを添付すること。

---

母の署名

---

父の署名

申請時に次のことが行われていない場合、もう一方の親の情報を提示すること。

上記の子と同居しているか。○はい

○いいえ

姓、名： \_\_\_\_\_

生年月日： \_\_\_\_\_

通り、郵便番号： \_\_\_\_\_

電話番号： \_\_\_\_\_

**住宅事情の宣言：該当するものに×印を付けること。**

○私たちは、私たちの子／子たちと同居している（同一の登録住所）。（この場合、両親共に就業していることを証明しなければならない）

○私たちは、私たちの子／子たちと同じ割合で交互に同居している。（この場合、両親共に就業していることを証明しなければならない）

○私の子／子たちは、私とだけ同居している（同一の登録住所）  
（この場合、同居の親のみ就業していることを証明すればよい）

## 不存在証明書

不存在証明書の見本は、本調査では確認できなかったため、申請書の様式を掲載する<sup>135</sup>。これにより、記載事項の確認は可能である。実務上、申請はオンラインで連邦ポータルなどを經由して各児童福祉局に行われることが一般的である<sup>136</sup>。

\_\_\_\_\_  
Vorname, Nachname

\_\_\_\_\_  
Anschrift

\_\_\_\_\_  
PLZ und Ort

Stadt Braunschweig  
Fachbereich Kinder, Jugend und Familie  
Sachgebiet Beistandschaften/51.03  
An der Martinikirche 1-2  
38100 Braunschweig

**Antrag auf Ausstellung einer Negativbescheinigung bzw.  
Auskunft aus dem Sorgeregister**

Ich beantrage die Ausstellung einer Negativbescheinigung für mein Kind

Vorname \_\_\_\_\_  
Nachname \_\_\_\_\_  
ggf. Geburtsname \_\_\_\_\_

geboren am \_\_\_\_\_

in \_\_\_\_\_

**Ich erkläre:**

**Mit dem Vater des o. g. Kindes bin und war ich nicht verheiratet.**

Es liegt keine gerichtliche Entscheidung über die elterliche Sorge – auch keine vorläufige – vor. Auch haben weder ich noch der Vater einen Antrag auf ein gerichtliches Verfahren zur Sorgerechtsregelung gestellt.

Ich versichere, dass die Angaben wahrheitsgemäß sind.

Bei Rückfragen bin ich wie folgt zu erreichen (freiwillige Angaben):

Telefon \_\_\_\_\_

E-Mail \_\_\_\_\_

Die Bescheinigung wird persönlich nach Terminabsprache abgeholt. Ein Ausweisdokument wird vorgelegt.

Die Bescheinigung soll per Post zugeschickt werden.

\_\_\_\_\_  
Ort, Datum

\_\_\_\_\_  
Unterschrift

<sup>135</sup> ブラウンシュヴァイク市サイト「情報シート 親権登録簿からの情報公開（不存在証明書）」2頁  
[https://netgateway.braunschweig.de/jfs/findform?shortname=AVBS\\_Negativbescheinigung&formtceid=2&areashortname=BS](https://netgateway.braunschweig.de/jfs/findform?shortname=AVBS_Negativbescheinigung&formtceid=2&areashortname=BS)（最終閲覧日：2025年12月31日）

<sup>136</sup> 連邦ポータル「単独親権に関する証明書を請求する」  
<https://verwaltung.bund.de/leistungsverzeichnis/de/leistung/99013016012001#online>（最終閲覧日：2025年12月31日）

上記の翻訳

\_\_\_\_\_  
名、姓

\_\_\_\_\_  
住所

\_\_\_\_\_  
郵便番号および町村

ブラウンシュヴァイク市

子ども・青少年・家族部

補佐担当／51.03

38100 ブラウンシュヴァイク

### 不存在証明書の発行又は親権登録簿からの情報公開を求める申請書

私は、下記の私の子に関する不存在証明書の発行を申請する

名 \_\_\_\_\_

姓 \_\_\_\_\_

場合によっては出生時姓

生年月日 \_\_\_\_\_

出生地 \_\_\_\_\_

私は以下を宣言する：

**上記の子の父と私は、過去も現在も結婚していない。**

親の配慮に関する裁判所の裁判は、仮判決も含めてなされていない。また、私も子の父も親権規則に関する裁判手続きを申し立てていない。

この言明が真実であることを、私は保証する。

照会に際して、私は以下において連絡を受けるものとする（申告は任意）：

電話 \_\_\_\_\_

電子メール \_\_\_\_\_

この証明書を、決められた日時に自ら受け取りに行く。身分証明書を提示する。

この証明書は郵便で送付されるものとする。

\_\_\_\_\_  
場所、日付

\_\_\_\_\_  
署名

## (6) 国籍法制（国籍の取得・離脱法制を含む。）及び国籍証明書等の様式・記載事項について

ドイツの国籍法制は、国籍の取得・離脱に関する規定を定めており、ドイツ国籍を取得する方法や離脱手続きが明確に定められている。以下に概要と特徴をまとめる。

### 概要

ドイツの国籍法（**Staatsangehörigkeitsgesetz, StAG**）は血統主義（**Jus Sanguinis**）を基本としつつ出生地主義（**Jus Soli**）の要素を取り入れている。

帰化（**Einbürgerung**）の要件、国籍離脱（**Verzicht**）等は StAG に規定される。

**血統主義**：両親のいずれかがドイツ国籍を持っている場合、子は出生時にドイツ国籍を取得する。

**出生地主義**：両親が外国籍でも、一定の条件（ドイツでの長期居住など）を満たせば、子はドイツ国籍を取得できる。

また、**帰化（Weinberger）**による国籍取得も可能で、以下の条件を満たす必要がある。

- ・5年以上ドイツに合法的に居住していること（2024年の改正で8年から5年に短縮）。
- ・ドイツ語能力（B1 レベル以上）を証明すること。
- ・経済的に自立していること（政府の援助を受けていないこと）。
- ・犯罪歴がないこと。
- ・市民権テストに合格すること。

### 特徴

#### 二重国籍の制限

原則として二重国籍は認められていないが、EU 加盟国や特定の国との間では例外が適用される場合がある。2024年の改正により、ドイツで生まれた外国籍の子どもは、一定の条件を満たせば二重国籍を保持できるようになった。

#### 国籍離脱の規定

他国の国籍を取得する場合、ドイツ国籍を放棄することが可能。ただし、ドイツ国籍を放棄するには、他国の国籍を既に取得していることが条件となる。

#### 移民政策との関連

ドイツは移民受け入れ国として、国籍取得の要件を緩和する動きがある。特に労働移民や難民に対する国籍取得のプロセスが簡素化される傾向にある。

### 1. 国籍の取得

ドイツ国籍を取得する方法についての概要は、以下のとおりである。

#### 出生による取得（Geburtsrecht）

両親のいずれかがドイツ国籍を持っている場合、子は出生時にドイツ国籍を取得する。国籍法第4条第1項では、「子は、親の一方がドイツ国籍を有する場合、出生によりドイツ国籍を取得する<sup>137</sup>。」と記されている。同条第3項によると、両親が外国籍でも、一定の条件（ドイツでの長期居住など）を満たせば、子はドイツ国籍を取得できる<sup>138</sup>。

## 帰化 (Einbürgerung)

帰化については国籍法第8条～第16条及び第40a条に定められている。要件は次のとおり（国籍法第10条<sup>139</sup>）。

---

<sup>137</sup> „Durch die Geburt erwirbt ein Kind die deutsche Staatsangehörigkeit, wenn ein Elternteil die deutsche Staatsangehörigkeit besitzt.“ [https://www.gesetze-im-internet.de/stag/\\_4.html](https://www.gesetze-im-internet.de/stag/_4.html)（最終閲覧日：2025年12月31日）

<sup>138</sup> 国籍法第4条第3項「外国人の両親の子は、ドイツ国内での出生により、親の一方が以下の場合にドイツ国籍を取得する。

1. ドイツ国内に5年間合法的に居住しており、
2. 無制限の滞在権を有するか、又はスイス国民若しくはその家族として、1999年6月21日の欧州共同体及びその加盟国とスイス連邦間との自由移住に関する協定（連邦法令公報2001 II 810頁）に基づく滞在許可証を有する場合。」

„Durch die Geburt im Inland erwirbt ein Kind ausländischer Eltern die deutsche Staatsangehörigkeit, wenn ein Elternteil

1. seit fünf Jahren rechtmäßig seinen gewöhnlichen Aufenthalt im Inland hat und
2. ein unbefristetes Aufenthaltsrecht oder als Staatsangehöriger der Schweiz oder dessen Familienangehöriger eine Aufenthaltserlaubnis auf Grund des Abkommens vom 21. Juni 1999 zwischen der Europäischen Gemeinschaft und ihren Mitgliedstaaten einerseits und der Schweizerischen Eidgenossenschaft andererseits über die Freizügigkeit (BGBl. 2001 II S. 810) besitzt.“ [https://www.gesetze-im-internet.de/stag/\\_4.html](https://www.gesetze-im-internet.de/stag/_4.html)（最終閲覧日：2025年12月31日）

<sup>139</sup> 国籍法第10条の関連箇所を抜粋する。

「第1項 ドイツ国内に5年間合法的に居住し、第34条第1文に基づいて法的能力を有する、または法的に代理される外国人は、その身分と国籍が確定し、かつ、以下の場合に、申請によって帰化するものとする。

第1号 ドイツ連邦共和国基本法に定められた自由民主主義の基本秩序への忠誠を誓い、以下のいかなる努力の追求及び支持を、現在も過去もしていないことを宣言し、

- a) 自由民主主義の基本秩序、連邦又は州の存在若しくは安全に反する努力
- b) 連邦若しくは州の憲法機関若しくはその構成員の公務への不法な干渉を目的とする努力、若しくは
- c) 武力の行使若しくはそれを目的とした準備行為を通じて、ドイツ連邦共和国の対外利益を危険にさらす努力

又は、このような種類の努力に対して以前行っていた追求若しくは支持を放棄したことを信頼できる形で証明し、…

第2号 無制限の滞在権を有するか、又はスイス国民若しくはその家族として…滞在許可を有し、

第3号 社会法典第2編または第12編に基づく給付を請求せずに、自分自身と扶養家族の生計を維持でき、

第5号 彼は違法行為で有罪判決を受けたことがなく、また、刑事責任能力がないために更生措置や安全措置が命じられたこともなく、

第6号 ドイツ語の十分な知識を有し、

第7号 ドイツの法律や社会の秩序、生活状況に関する知識を有する場合。

第4項 第1項第1文第6号の要件は、当該外国人がヨーロッパ言語共通参照枠のB1レベルの言語試験の要件を満たす場合に満たされる。

第5項 第1項第1文第7号の要件は、通常、帰化試験に合格することで満たされる。」

„(1) Ein Ausländer, der seit fünf Jahren rechtmäßig seinen gewöhnlichen Aufenthalt im Inland hat und handlungsfähig nach § 34 Satz 1 oder gesetzlich vertreten ist, ist auf Antrag einzubürgern, wenn seine Identität und Staatsangehörigkeit geklärt sind und er

1. sich zur freiheitlichen demokratischen Grundordnung des Grundgesetzes für die Bundesrepublik Deutschland bekennt und erklärt, dass er keine Bestrebungen verfolgt oder unterstützt oder verfolgt oder unterstützt hat, die

- 5年以上の合法的居住（改正により要件が変更されている場合は最新法令を参照）。
- ドイツ語能力（B1 レベル）を証明すること。
- 経済的自立（社会給付に依存しないこと）。
- 無犯罪であること。
- 帰化試験（Einbürgerungstest）に合格すること。

## 2. 国籍の離脱

### ドイツ国籍の放棄（Verzicht auf die deutsche Staatsangehörigkeit）

国籍法第 26 条第 1 項によると、他国の国籍を取得する場合は、ドイツ国籍を書面での宣言により放棄することが可能である。ただし、ドイツ国籍を放棄するには、他国の国籍を既に取得していることが条件である<sup>140</sup>。

#### ・二重国籍の扱い

2024 年 6 月 27 日に国籍法が改正され、原則として二重国籍が認められるようになった。申請によりドイツ人が他国籍を取得しても、ドイツ国籍を喪失することはなくなった。これは世界中のすべての国籍の取得に適用される。反対に、帰化（国籍法第 13 条及び第 14 条）によるドイツ国籍の取得の要件に、元々の国籍の放棄は含まれなくなった。改正前は、ドイツの二重国籍者は、21 歳に達すると

- 
- a) gegen die freiheitliche demokratische Grundordnung, den Bestand oder die Sicherheit des Bundes oder eines Landes gerichtet sind oder
  - b) eine ungesetzliche Beeinträchtigung der Amtsführung der Verfassungsorgane des Bundes oder eines Landes oder ihrer Mitglieder zum Ziele haben oder
  - c) durch Anwendung von Gewalt oder darauf gerichtete Vorbereitungshandlungen auswärtige Belange der Bundesrepublik Deutschland gefährden, oder glaubhaft macht, dass er sich von der früheren Verfolgung oder Unterstützung derartiger Bestrebungen abgewandt hat,
  - 2. ein unbefristetes Aufenthaltsrecht oder als Staatsangehöriger der Schweiz oder dessen Familienangehöriger eine Aufenthaltserlaubnis …besitzt,
  - 3. den Lebensunterhalt für sich und seine unterhaltsberechtigten Familienangehörigen ohne Inanspruchnahme von Leistungen nach dem Zweiten oder Zwölften Buch Sozialgesetzbuch bestreiten kann;…
  - 5. weder wegen einer rechtswidrigen Tat zu einer Strafe verurteilt noch gegen ihn auf Grund seiner Schuldunfähigkeit eine Maßregel der Besserung und Sicherung angeordnet worden ist,
  - 6. über ausreichende Kenntnisse der deutschen Sprache verfügt und
  - 7. über Kenntnisse der Rechts- und Gesellschaftsordnung und der Lebensverhältnisse in Deutschland verfügt.
- (4) Die Voraussetzungen des Absatzes 1 Satz 1 Nr. 6 liegen vor, wenn der Ausländer die Anforderungen einer Sprachprüfung der Stufe B 1 des Gemeinsamen Europäischen Referenzrahmens für Sprachen erfüllt.
- (5) Die Voraussetzungen des Absatzes 1 Satz 1 Nr. 7 sind in der Regel durch einen erfolgreichen Einbürgerungstest nachgewiesen.

“[https://www.gesetze-im-internet.de/stag/\\_10.html](https://www.gesetze-im-internet.de/stag/_10.html)（最終閲覧日：2025 年 12 月 31 日）

<sup>140</sup> 第 1 項「ドイツ国民は、複数の国籍を有する場合、国籍を放棄できる。放棄は書面で宣言するものとする。」„(1) Ein Deutscher kann auf seine Staatsangehörigkeit verzichten, wenn er mehrere Staatsangehörigkeiten besitzt. Der Verzicht ist schriftlich zu erklären.“ [https://www.gesetze-im-internet.de/stag/\\_26.html](https://www.gesetze-im-internet.de/stag/_26.html)（最終閲覧日：2025 年 12 月 31 日）

ドイツ国籍か他国籍かを選択しなければならなかったが、改正後は国籍選択義務を定める第 29 条が削除され、国籍選択が不要になった<sup>141</sup>。

### 3. 国籍証明書の様式と記載事項

#### 国籍証明書 (Staatsangehörigkeitsausweis)

国籍法第 30 条第 1 項第 1 文によると、「ドイツ国籍の有無は、国籍当局

(Staatsangehörigkeitsbehörde) が申請及び正当な利益の証明に基づいて認定する<sup>142</sup>」とされ、第 3 項第 1 文では「申請によりドイツ国籍が認定された場合、国籍当局は国籍証明書を発行する<sup>143</sup>」と定められている。

発行機関：居住地の市町村又は郡を管轄する国籍当局

記載事項：

氏名・生年月日

出生地

ドイツ国籍の所有

発行機関の公印、署名

取得方法：ドイツ国内に居住する場合は、居住地の市町村又は郡の国籍当局

(Staatsangehörigkeitsbehörde) に申請する。ドイツ国外に居住する場合は、居住国のドイツ在外公館で申請するか、連邦行政庁（郵送）で直接申請する。

必要書類<sup>144</sup>：

- ・身分証明書（出生証明書、旅券等）
- ・ドイツ人の祖先に関する証明書（出生証明書、婚姻証明書、死亡証明書等）

---

<sup>141</sup> この点、以下を参照。連邦行政庁サイト「現代に則した国籍法が施行」

[https://www.bva.bund.de/DE/Services/Buerger/Ausweis-Dokumente-Recht/Staatsangehoerigkeit/\\_documents/Meldung/Meldung\\_Gesetzesanderung\\_2024.html](https://www.bva.bund.de/DE/Services/Buerger/Ausweis-Dokumente-Recht/Staatsangehoerigkeit/_documents/Meldung/Meldung_Gesetzesanderung_2024.html)、山岡規雄「【ドイツ】国籍法の改正」、『外国の立法』No.299-2、国立国会図書館調査及び立法考査局、2024 年 5 月

<https://dl.ndl.go.jp/view/prepareDownload?itemId=info:ndljp/pid/13586432>（最終閲覧日：2025 年 12 月 31 日）

<sup>142</sup> „Das Bestehen oder Nichtbestehen der deutschen Staatsangehörigkeit wird bei Glaubhaftmachung eines berechtigten Interesses auf Antrag von der Staatsangehörigkeitsbehörde festgestellt.“ [https://www.gesetze-im-internet.de/stag/\\_30.html](https://www.gesetze-im-internet.de/stag/_30.html)（最終閲覧日：2025 年 12 月 31 日）


<sup>143</sup> Wird das Bestehen der deutschen Staatsangehörigkeit auf Antrag festgestellt, stellt die Staatsangehörigkeitsbehörde einen Staatsangehörigkeitsausweis aus. [https://www.gesetze-im-internet.de/stag/\\_30.html](https://www.gesetze-im-internet.de/stag/_30.html)（最終閲覧日：2025 年 12 月 31 日）

<sup>144</sup> ベルリン州サイト「国籍証明書を申請する」<https://service.berlin.de/dienstleistung/328469/>（最終閲覧日：2025 年 12 月 14 日）

国籍証明書等の様式と翻訳  
様式<sup>145</sup>

**BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND**

**MUSTER**



**Staatsangehörigkeitsausweis**

Vorname(n), Familienname, Geburtsname

geboren am \_\_\_\_\_ in \_\_\_\_\_

Wohnort \_\_\_\_\_

ist deutsch(e) / Staatsangehörig(e)

Dieser Ausweis gilt bis zum \_\_\_\_\_

Ort, Datum \_\_\_\_\_

(Stampsiegel)

<sup>145</sup> ドイツ行政諸規則に掲載。 <https://www.verwaltungsvorschriften-im-internet.de/pdf/BMI-V6125134.1-19910924-KF2-649-A006.pdf> (最終閲覧日：2025年12月31日)

上記翻訳

ドイツ連邦共和国

見本

国籍証明書

名、姓、出生時姓

生年月日	出生地
------	-----

居住地

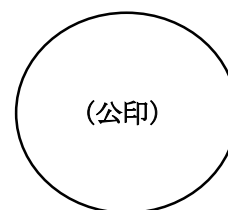
上記の者は、ドイツ国籍を有する。

本証明書の有効期限

\_\_\_\_\_

場所、日付

\_\_\_\_\_



## (7) 身分登録法制及び証明制度等の様式・記載事項について

ドイツの身分登録法制 (Personenstandsrecht) は、個人の出生、婚姻、死亡など戸籍関係の重要な身分事項を公的に記録・管理する制度で、主に身分証明書法 (Personalausweisgesetz, PAuswG<sup>146</sup>) によって定められている。戸籍局 (Standesamt) がドイツの身分登録を運営しており、個人の法的身分を証明するための各種証明書が発行される。ちなみに、市民局 (Bürgeramt) では、住民登録や自動車登録、身分証明書 (Personalausweis) や旅券の発行など、戸籍関係を除いた広い住民向けの行政サービスを行っている<sup>147</sup>。

### 1. 身分登録法制

ドイツでは、個人の身分情報について以下が戸籍局で管理されている (身分証明書法第 3 条第 1 項<sup>148</sup>)。

・婚姻登録簿 (Eheregister、同項第 1 号)

結婚が成立すると、婚姻証明書が発行される。

・生活パートナーシップ登録簿 (Lebenspartnerschaftsregister、同項第 2 号)

生活パートナーシップについては継続と婚姻への転換についてのみ定められているが、婚姻への転換などを目的として生活パートナーシップ証明書の発行を受ける必要がある。

・出生登録簿 (Geburtsregister、同項第 3 号)

子が生まれた際に戸籍局で登録され、出生証明書が発行される。

・死亡登録簿 (Sterberegister、同項第 4 号)

死亡時に戸籍局で登録され、死亡証明書が発行される。

### 2. 証明制度

ドイツでは、身分登録に基づき戸籍局によって以下の証明書が発行される (身分登録法第 55 条第 1 項<sup>149</sup>)。

---

<sup>146</sup> <https://www.gesetze-im-internet.de/pauswg/BJNR134610009.html> (最終閲覧日: 2025 年 12 月 15 日)

<sup>147</sup> 一例として、フランクフルト・アム・マイン市の市民局の下記サイトを参照。 <https://frankfurt.de/service-und-rathaus/verwaltung/aemter-und-institutionen/buergeramt-statistik-und-wahlen/buergeraemter/unsere-service> (最終閲覧日: 2026 年 1 月 1 日)

<sup>148</sup> 「戸籍局は、その管轄区域において、以下を管理する。

第 1 号 婚姻登録簿

第 2 号 生活パートナーシップ登録簿

第 3 号 出生登録簿

第 4 号 死亡登録簿」

„Das Standesamt führt für seinen Zuständigkeitsbereich

1. ein Eheregister (§ 15),

2. ein Lebenspartnerschaftsregister (§ 17),

3. ein Geburtenregister (§ 21),

4. ein Sterberegister (§ 31).“

[https://www.gesetze-im-internet.de/pstg/\\_3.html](https://www.gesetze-im-internet.de/pstg/_3.html) (最終閲覧日: 2025 年 12 月 15 日)

<sup>149</sup> 「戸籍局は、次の身分登録証明書を発行する。

- ・婚姻証明書 (Eheurkunde、同項第 1 号)

婚姻日、配偶者の氏名、婚姻登録機関等の情報が記載される。

- ・パートナーシップ証明書 (Lebenspartnerschaftsurkunde、同項第 2 号)

生活パートナーシップ締結日、生活パートナーの氏名、生活パートナーシップ登録機関等の情報が記載される。

- ・出生証明書 (Geburtsurkunde、同項第 3 号)

氏名、出生日時、出生地、両親の情報が記載される。

- ・死亡証明書 (Sterbeurkunde、同項第 4 号)

氏名、死亡日時、死亡地、死亡原因が記載される。

### 3. 証明書の取得方法

- ・戸籍局で申請

必要書類 (身分証明書など) を提出し、証明書を発行してもらう。

- ・公証人 (Notar) による認証 (必要な場合)

国際的な使用のため、公証人の認証を受けることがある。

- ・アポステイーユの取得 (国外使用时)

日本など国外で使用する場合、外務省でアポステイーユ認証を取得。

### 特徴

- ・中央集権的な戸籍制度は存在しない

日本のような全国統一の戸籍制度はなく、各自治体の戸籍局が個別に管理。

- ・個人単位での登録

家族単位ではなく、個人ごとに身分登録が行われる。

- ・証明書の発行と認証

証明書は公的な文書として発行され、国外で使用する場合はアポステイーユ認証が必要。

### 各身分証明書等の様式と翻訳

婚姻証明書は (1)、出生証明書は (3) をそれぞれ参照。

---

第 1 号 婚姻登録簿から婚姻証明書 (第 57 条)、婚姻が婚姻登録簿に登録されるまでは、婚姻に関する記録から婚姻証明書を発行できる。

第 2 号 生活パートナーシップ登録簿から生活パートナーシップ証明書 (第 58 条)

第 3 号 出生登録簿から出生証明書 (第 59 条)

第 4 号 死亡登録簿から死亡証明書 (第 60 条)」

„Das Standesamt stellt folgende Personenstandsurkunden aus:

1. aus dem Eheregister Eheurkunden ( § 57); bis zu der Beurkundung der Eheschließung im Eheregister können Eheurkunden auch aus der Niederschrift über die Eheschließung ausgestellt werden,

2. aus dem Lebenspartnerschaftsregister Lebenspartnerschaftsurkunden ( § 58),

3. aus dem Geburtenregister Geburtsurkunden ( § 59),

4. aus dem Sterberegister Sterbeurkunden ( § 60);“

[https://www.gesetze-im-internet.de/pstg/\\_55.html](https://www.gesetze-im-internet.de/pstg/_55.html) (最終閲覧日 : 2025 年 12 月 15 日)

生活パートナーシップ証明書  
様式<sup>150</sup>

**Lebenspartnerschaftsurkunde**

Standesamt

Registernummer

---

Ort, Tag der Begründung

**1. (Lebenspartner, Lebenspartnerin)<sup>1</sup>**

Familienname vor der Lebenspartnerschaft

Geburtsname vor der Lebenspartnerschaft

Vorname(n) vor der Lebenspartnerschaft

Ort, Tag der Geburt

Familienname in der Lebenspartnerschaft<sup>2</sup>

Geburtsname in der Lebenspartnerschaft<sup>2</sup>

Vorname(n) in der Lebenspartnerschaft<sup>2</sup>

---

**2. (Lebenspartner, Lebenspartnerin)<sup>1</sup>**

Familienname vor der Lebenspartnerschaft

Geburtsname vor der Lebenspartnerschaft

Vorname(n) vor der Lebenspartnerschaft

Ort, Tag der Geburt

Familienname in der Lebenspartnerschaft<sup>2</sup>

Geburtsname in der Lebenspartnerschaft<sup>2</sup>

Vorname(n) in der Lebenspartnerschaft<sup>2</sup>

---

**Weitere Angaben aus dem Register<sup>3</sup>**

\_\_\_\_\_

Ort, Tag

Urkundsperson

Siegel

---

(Name in Druckbuchstaben, Funktionsbezeichnung)

---

Geburtseintrag Zu 1.	Zu 2.
----------------------	-------

---

<sup>1</sup> Jeweilige familienrechtliche Bezeichnung gemäß Eheregister.

<sup>2</sup> Leittext wird bei Auflösung der Lebenspartnerschaft entsprechend angepasst.

<sup>3</sup> Leittext erscheint nur, wenn es der Beurkundungssachverhalt erfordert

<sup>150</sup> PStV 附属書 7 (第 48 条、第 70 条関連) に掲載。 [https://www.gesetze-im-internet.de/pstv/anlage\\_7.html](https://www.gesetze-im-internet.de/pstv/anlage_7.html) (最終閲覧日：2025 年 12 月 15 日)

上記の翻訳

生活パートナーシップ証明書

戸籍局

登録番号

---

根拠の場所、日付

1. (生活パートナー)<sup>1</sup>

生活パートナーシップ締結前の姓

生活パートナーシップ締結前の出生時姓

生活パートナーシップ締結前の名

出生地、生年月日

生活パートナーシップ関係にある時の姓<sup>2</sup>

生活パートナーシップ関係にある時の出生時姓<sup>2</sup>

生活パートナーシップ関係にある時の名<sup>2</sup>

---

2. (生活パートナー)<sup>1</sup>

生活パートナーシップ締結前の姓

生活パートナーシップ締結前の出生時姓

生活パートナーシップ締結前の名

出生地、生年月日

生活パートナーシップ関係にある時の姓<sup>2</sup>

生活パートナーシップ関係にある時の出生時姓<sup>2</sup>

生活パートナーシップ関係にある時の名<sup>2</sup>

---

登録簿の他の情報<sup>3</sup>

場所、日付

印

書記官

---

(活字体の氏名、職名)

---

1.の出生簿

2.の出生簿

---

<sup>1</sup> 婚姻登録簿に基づく親族法上のそれぞれの名称。

<sup>2</sup> 生活パートナーシップ解消の際に、説明文言を適宜修正。

<sup>3</sup> 登録の事情に応じて必要な場合にのみ説明文言を掲載。

死亡証明書  
様式<sup>151</sup>

**Sterbeurkunde**

Standesamt

Registernummer

---

Tag, Uhrzeit des Todes

Ort des Todes

---

Verstorbene Person

Familienname

Geburtsname

Vorname(n)

Letzter Wohnsitz

Ort, Tag der Geburt

Familienstand

---

(Ehemann, Ehefrau, Ehepartner, Lebenspartner, Lebenspartnerin)<sup>1</sup>

Familienname

Geburtsname

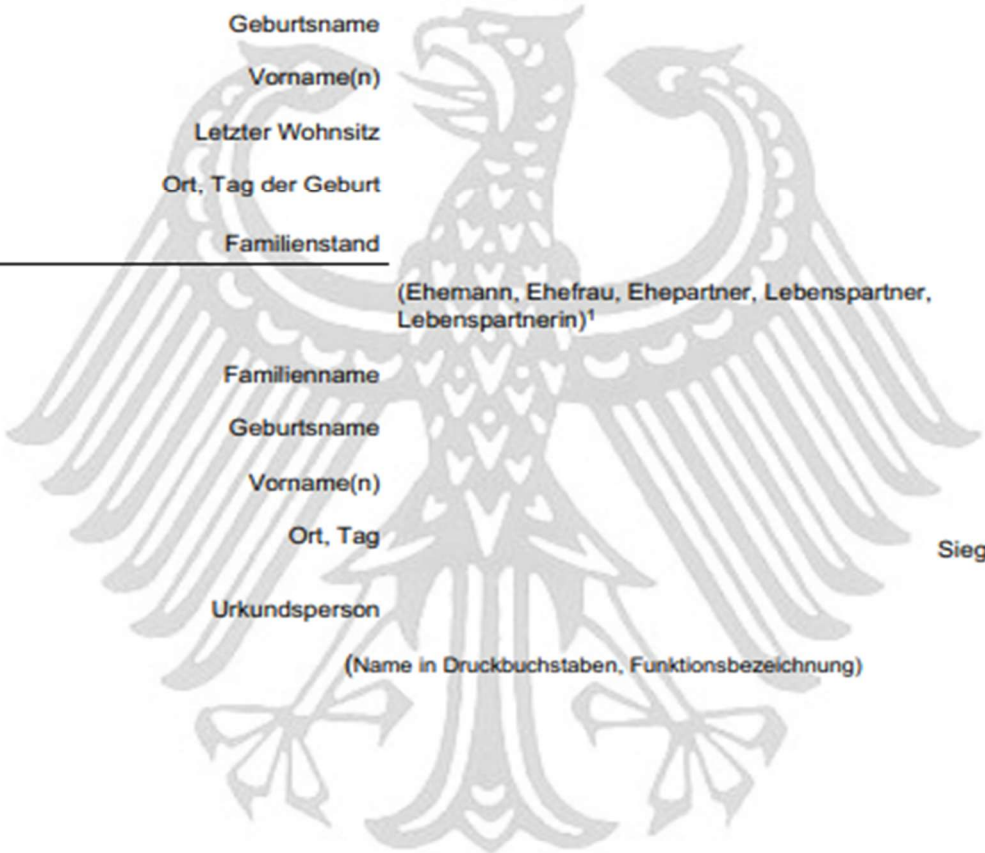
Vorname(n)

Ort, Tag

Urkundsperson

(Name in Druckbuchstaben, Funktionsbezeichnung)

Siegel



<sup>1</sup> Jeweilige familienrechtliche Bezeichnung gemäß Sterberegister.

<sup>151</sup> PStV 附属書 7 (第 48 条、第 70 条関連) に掲載。 [https://www.gesetze-im-internet.de/normengrafiken/bgbl1\\_2022/j1744-1\\_0150.pdf](https://www.gesetze-im-internet.de/normengrafiken/bgbl1_2022/j1744-1_0150.pdf) (最終閲覧日：2025 年 12 月 16 日)

上記の翻訳

## 死亡証明書

戸籍局	
登録番号	
<hr/>	
死亡の日付、時刻	
死亡場所	
<hr/>	
	死亡した者
姓	
出生時姓	
名	
最終居住地	
出生地、生年月日	
戸籍上の身分	
<hr/>	
	(配偶者、生活パートナー) <sup>1</sup>
姓	
出生時姓	
名	
場所、日付	
書記官	
(活字体の氏名、職名)	
	印

<sup>1</sup> 死亡登録簿に基づく親族法上のそれぞれの名称。

## (8) 国際私法について（反致を含む。）

以下では、ドイツの国際私法（Internationales Privatrecht, IPR）の基本原則及び反致について、関連条文や判例を挙げながら述べていく。

### 1. 基本原則

#### EU 法を中心とした準拠法

ドイツは EU 加盟国として、原則的に、ローマ I・II・III 規則をはじめとする EU の国際私法規則を涉外事件の準拠法としているが、それが及ばない範囲においてドイツの法律、すなわち民法典施行法第 2 章を補完的に適用している。民法典施行法第 3 条は、これについて次のように定める<sup>152</sup>。

「外国との関連を持つ事情が存在するとき、以下に準拠できない場合は、

1. それぞれ有効な版の直接適用可能な欧州連合の規定、特に

---

<sup>152</sup> Soweit nicht

1. unmittelbar anwendbare Regelungen der Europäischen Union in ihrer jeweils geltenden Fassung, insbesondere
  - a) die Verordnung (EG) Nr. 864/2007 des Europäischen Parlaments und des Rates vom 11. Juli 2007 über das auf außervertragliche Schuldverhältnisse anzuwendende Recht (Rom II),
  - b) die Verordnung (EG) Nr. 593/2008 des Europäischen Parlaments und des Rates vom 17. Juni 2008 über das auf vertragliche Schuldverhältnisse anzuwendende Recht (Rom I),
  - c) Artikel 15 der Verordnung (EG) Nr. 4/2009 des Rates vom 18. Dezember 2008 über die Zuständigkeit, das anwendbare Recht, die Anerkennung und Vollstreckung von Entscheidungen und die Zusammenarbeit in Unterhaltssachen in Verbindung mit dem Haager Protokoll vom 23. November 2007 über das auf Unterhaltspflichten anzuwendende Recht,
  - d) die Verordnung (EU) Nr. 1259/2010 des Rates vom 20. Dezember 2010 zur Durchführung einer Verstärkten Zusammenarbeit im Bereich des auf die Ehescheidung und Trennung ohne Auflösung des Ehebandes anzuwendenden Rechts (ローマ III 規則※リサーチャー注),
  - e) die Verordnung (EU) Nr. 650/2012 des Europäischen Parlaments und des Rates vom 4. Juli 2012 über die Zuständigkeit, das anzuwendende Recht, die Anerkennung und Vollstreckung von Entscheidungen und die Annahme und Vollstreckung öffentlicher Urkunden in Erbsachen sowie zur Einführung eines Europäischen Nachlasszeugnisses,
  - f) die Verordnung (EU) 2016/1103 des Rates vom 24. Juni 2016 zur Durchführung einer Verstärkten Zusammenarbeit im Bereich der Zuständigkeit, des anzuwendenden Rechts und der Anerkennung und Vollstreckung von Entscheidungen in Fragen des ehelichen Güterstands sowie
  - g) die Verordnung (EU) 2016/1104 des Rates vom 24. Juni 2016 zur Durchführung der Verstärkten Zusammenarbeit im Bereich der Zuständigkeit, des anzuwendenden Rechts und der Anerkennung und Vollstreckung von Entscheidungen in Fragen güterrechtlicher Wirkungen eingetragener Partnerschaften oder
2. Regelungen in völkerrechtlichen Vereinbarungen, soweit sie unmittelbar anwendbares innerstaatliches Recht geworden sind, maßgeblich sind, bestimmt sich das anzuwendende Recht bei Sachverhalten mit einer Verbindung zu einem ausländischen Staat nach den Vorschriften dieses Kapitels (Internationales Privatrecht). <https://www.gesetze-im-internet.de/bgbeg/BJNR006049896.html#BJNR006049896BJNG031108360> (最終閲覧日：2026 年 1 月 2 日)

- a) 契約外債務に適用される法律に関する 2007 年 7 月 11 日付の欧州議会・理事会規則 (EC) 第 864/2007 号 (ローマ II 規則)。
  - b) 契約債務に適用される法律に関する 2008 年 6 月 17 日付の欧州議会・理事会規則 (EC) 第 593/2008 号 (ローマ II 規則)。
  - c) 管轄権、適用法、決定の承認と執行、及び維持義務の準拠法に関する 2007 年 11 月 23 日付のハーグ議定書に関連する扶養事件における協力に関する 2008 年 12 月 18 日付の理事会規則 (EC) 第 4/2009 号第 15 条。
  - d) 離婚及び婚姻解消を伴わない別居に適用される法律の分野における協力強化の実施に関する 2010 年 12 月 20 日付の理事会規則 (EU) 第 1259/2010 号 (注: ローマ III 規則)。
  - e) 相続事件における管轄権、準拠法、裁判の承認及び執行、公的証明書の受理及び執行、並びに欧州相続証明書の導入に関する 2012 年 7 月 4 日付の欧州議会・理事会の規則 (EU) 第 650/2012 号。
  - f) 夫婦財産制に関する事件における管轄権、準拠法並びに裁判の承認及び執行の領域における協力強化の実施に関する 2016 年 6 月 24 日付の欧州理事会規則 (EU) 2016/1103。
  - g) 登録パートナーシップ財産制事件に関する管轄権、準拠法並びに裁判の承認及び執行の領域における協力強化の実施に関する 2016 年 6 月 24 日付の理事会規則 (EU) 2016/1104、又は
2. 直接適用される国内法となった限りにおいて国際協定の規定  
本章 (国際私法) の規定に従って準拠法が決定される。」

### 準拠法の選択基準

・ 法的能力や行為能力、婚姻関係、相続など、人に関する事項については、国籍法と常居所地法が併用されている (民法典施行法第 5 条～第 42 条)。

例えば、民法典施行法第 7 条では、次のように定められている<sup>153</sup>。

「第 7 条 権利能力及び行為能力

第 1 項 人の権利能力 (Rechtsfähigkeit) は、その人が国籍を有する国の法律に従う。一度取得した権利能力は、国籍の取得または喪失によって影響を受けない。

第 2 項 人の行為能力 (Geschäftsfähigkeit) は、その人が常居所を有する国の法に従う。これは、婚姻締結によって行為能力が拡大される場合にも適用される。一度取得した行為能力は、常居所の変更によって影響を受けない。」

・ 不動産取引など物に関する事項については、所在地法が適用される。これについては、民法典施行法第 43 条第 1 項で「物に関する権利は、その物が所在する国の法律に従う<sup>154</sup>」と規定されている。

---

<sup>153</sup> „Art 7 Rechts- und Geschäftsfähigkeit

(1) Die Rechtsfähigkeit einer Person unterliegt dem Recht des Staates, dem die Person angehört. Die einmal erlangte Rechtsfähigkeit wird durch Erwerb oder Verlust einer Staatsangehörigkeit nicht beeinträchtigt.

(2) Die Geschäftsfähigkeit einer Person unterliegt dem Recht des Staates, in dem die Person ihren gewöhnlichen Aufenthalt hat. Dies gilt auch, soweit die Geschäftsfähigkeit durch Eheschließung erweitert wird. Die einmal erlangte Geschäftsfähigkeit wird durch einen Wechsel des gewöhnlichen Aufenthalts nicht beeinträchtigt.“ <https://www.gesetze-im-internet.de/bgbeg/BJNR006049896.html#BJNR006049896BJNG031108360> (最終閲覧日: 2026 年 1 月 4 日)

<sup>154</sup> Rechte an einer Sache unterliegen dem Recht des Staates, in dem sich die Sache befindet. <https://www.gesetze-im-internet.de/bgbeg/BJNR006049896.html#BJNR006049896BJNG031108360> (最終閲覧日: 2026 年 1 月 4 日)

## 2. 反致 (Renvoi, Rückverweisung)

ドイツ国際私法は、民法典施行法第4条1項により原則として反致を承認する立場をとる。すなわち、他国の国際私法がドイツ法を準拠法として指定した場合、ドイツ法を適用する<sup>155</sup>。この立場は、1915年の帝国裁判所判例 (RGZ 86, 373) 以来確立しており、国際的決定の調和を目的とするものである。

適用範囲：反致は特定の分野（相続法など）で認められるが、契約法などでは適用されない場合がある（例えばBGH NJW 1987, 1149）。

EU法との関係：ローマI・II規則が適用される場合は、反致が明示的に排除される。相続規則 (EU 650/2012) が適用される場合、反致は原則的に排除されるが、第三国が関与する場合は限定的に認められる。民法典施行法が適用される場合は、同法第4条第1項により反致が認められる。

判例の影響：ドイツの裁判所は、反致を認めるかどうかを判例に基づいて判断する傾向があるが、ローマI・II, EU相続規則などのEU規則が広く適用される分野では、反致は原則許容されない傾向にある。これは、EU規則が外国法の国際私法規定への再指定を除外しているためである。

### 国際私法関連の判例

以下、具体的な判例をいくつか挙げるが、全体的な傾向としては、やはり基本原則通りに準拠法がEU法主体となっているケースが多い。

- ・ミュンヘン高等地方裁判所、2025年8月22日判決 (33 Wx 246/24 e) <sup>156</sup>

米国市民権を有し、ニューヨーク州に最後の常居所を有する遺言者の、ドイツ所在の不動産に関する遺言が争点となった。遺言者の国籍法上、相続の適用法は国籍とは関連しないため、EU相続規則第83条第4項に基づき、ドイツ所在の不動産についてニューヨーク州の相続法を優先する法選択とはみなされない(欄外番号38~44)。

- ・ベルリン高等地方裁判所、2024年7月19日判決 (16 UF 39/22) <sup>157</sup>

---

<sup>155</sup> 民法典施行法第4条第1項「他国の法律が指定される場合、当該他国の国際私法も、これが指定の趣旨に抵触しない限り適用されるものとする。当該他国の法律がドイツの法律を再指定する場合は、ドイツの実体法規定が適用されるものとする。」 „Wird auf das Recht eines anderen Staates verwiesen, so ist auch dessen Internationales Privatrecht anzuwenden, sofern dies nicht dem Sinn der Verweisung widerspricht. Verweist das Recht des anderen Staates auf deutsches Recht zurück, so sind die deutschen Sachvorschriften anzuwenden.“ <https://www.gesetze-im-internet.de/bgbeg/BJNR006049896.html#BJNR006049896BJNG031108360> (最終閲覧日：2026年1月4日)

<sup>156</sup> バイエルン内閣官房サイト <https://www.gesetze-bayern.de/Content/Document/Y-300-Z-BECKRS-B-2025-N-23191?hl=true> (最終閲覧日：2026年1月2日)

<sup>157</sup> ベルリン規則・判例データベース <https://gesetze.berlin.de/bsbe/document/NJRE001595017> (最終閲覧日：2026年1月2日)

ドイツ人中小企業経営者とタイ人女性との間の婚姻契約の有効性及び財産に関する管轄権が争点となった。離婚手続きがドイツ国内の裁判所で行われた場合、EU 夫婦財産規則第 5 条第 1 項に基づき、ドイツの裁判所は夫婦財産に関する国際（補助的）管轄権を有する。夫婦財産に関する手続きと離婚手続きは、必ずしも同一の手続きで行われる必要はない。EU 夫婦財産規則第 5 条第 1 項に基づく管轄権は、夫婦財産に関する問題が離婚手続きとは別の別個の手続きで提起された場合にも適用される。

### 3. 主要な法源

- ・ 民法典施行法第 3 条第 1 号に列挙されたローマ I・II・III 規則をはじめとする EU 法契約、非契約債務、離婚、親権、相続等に関して準拠法となっている。

- ・ 民法典施行法第 2 章

EU 法が及ばない範囲において、補完的に国際私法の規定を定める。

## (9) 性別変更に関する法制度や実際の運用等について

ドイツでは、性別変更に関する法制度が近年大きく変化している。2024年11月1日に施行された「自己決定法 (Selbstbestimmungsgesetz, SBGG<sup>158</sup>)」により、トランスジェンダーの人々が診断書なしで法的な性別を変更できるようになった。

### 1. これまでの制度 (トランスセクシュアル法)

1980年に制定され、2024年10月31日に廃止されたトランスセクシュアル法 (Transsexuellengesetz)<sup>159</sup>の規定により、ドイツで性別を変更するには、以下の要件が必要であった。

- ・2名の医師による診断書の提出
- ・裁判所の裁判 (Entscheidung)

この手続には時間やコストがかかるほか、私生活の機微に関わる質問に回答しなければならないケースもあり、当事者の尊厳を傷つける手続との批判もあった<sup>160</sup>。

### 2. 新制度 (自己決定法)

自己決定法では、以下のような変更が導入された。

- ・本人の意思のみで性別変更が可能 (医師の診断書不要)

この点について、自己決定法第1条第1項及び第2項では次のように定められている<sup>161</sup>。

「第1項 本法の目的は、以下とする。

第1号 性別の身分法的区分と名の選択を第三者の評価から切り離し、当事者の自己決定を強化すること。

第2号 性自認に関して尊重され、敬意を持って扱われる権利をすべての者について実現すること。

第2項 本法において、医療上の措置は規定されない。」

- ・戸籍局 (Standesamt) で簡単な登録申請を行うだけで変更可能

---

<sup>158</sup> <https://www.gesetze-im-internet.de/sbagg/BJNR0CE0B0024.html> (最終閲覧日: 2025年12月17日)

<sup>159</sup> トランスセクシュアル法 <https://www.buzer.de/gesetz/6253/index.htm> (最終閲覧日: 2025年12月17日)

<sup>160</sup> 山岡規雄「【ドイツ】性別登録の自己決定に関する法律の制定」、『外国の立法』No.301-2、国立国会図書館調査及び立法考査局、2024年11月。<https://dl.ndl.go.jp/view/prepareDownload?itemId=info:ndljp/pid/13783833> (最終閲覧日: 2025年12月17日)

<sup>161</sup> (1) Ziel dieses Gesetzes ist es,

1. die personenstandsrechtliche Geschlechtszuordnung und die Vornamenswahl von der Einschätzung dritter Personen zu lösen und die Selbstbestimmung der betroffenen Person zu stärken,  
2. das Recht jeder Person auf Achtung und respektvolle Behandlung in Bezug auf die Geschlechtsidentität zu verwirklichen.

(2) Medizinische Maßnahmen werden in diesem Gesetz nicht geregelt.

[https://www.gesetze-im-internet.de/sbagg/\\_1.html](https://www.gesetze-im-internet.de/sbagg/_1.html) (最終閲覧日: 2026年1月4日)

これについては、自己決定法第 2 条第 1 項に規定がある<sup>162</sup>。

「自己の性自認が身分登録簿 (Personenstandsregister) における性別記載と異なる者は、ドイツの身分記載における自己の性別に関する情報を、身分登録法第 22 条第 3 項に定める他の情報 (注: 男、女又は空欄若しくは多様 (divers)<sup>163</sup>) に差し替えるか、又は削除することにより変更することを戸籍局に宣言できる。」

第 4 条では、戸籍局での性別変更手続きに関して次のように規定されている<sup>164</sup>。

「性別記載及び名の変更は、第 2 条に基づく宣言の 3 か月前までに、宣言を行う本人が戸籍局に口頭又は書面で届け出るものとする。届出から 6 か月以内に宣言が行われない場合、届出は無効になる。」

・ 14 歳以上の未成年も保護者の同意があれば変更可能 (保護者が反対する場合は家庭裁判所が判断) これに関しては、自己決定法第 3 条に規定がある。

第 3 条第 1 項<sup>165</sup>「14 歳に達した行為能力を制限された未成年は、性別記載及び名の変更 (第 2 条) に関する宣言を本人のみ行うことができるが、これに関する法定代理人の同意を要する。法定代理人が同意しない場合、性別記載及び名の変更が児童の福祉に反しない限り、家庭裁判所が代わりに同意を与える。」

・ 性別の選択肢: 「男性」「女性」「多様」 (回答を控えることも可能)。

上述の身分登録法第 22 条第 3 項に関する注を参照。

### 3. 社会的な議論

この法改正に対しては賛否両論があると言われている。

賛成派: トランスジェンダーの権利を尊重し、手続きを簡素化することで負担を軽減できる。

---

<sup>162</sup> „Jede Person, deren Geschlechtsidentität von ihrem Geschlechtseintrag im Personenstandsregister abweicht, kann gegenüber dem Standesamt erklären, dass die Angabe zu ihrem Geschlecht in einem deutschen Personenstandseintrag geändert werden soll, indem sie durch eine andere der in § 22 Absatz 3 des Personenstandsgesetzes vorgesehenen Angaben ersetzt oder gestrichen wird.“ [https://www.gesetze-im-internet.de/sbgb/\\_2.html](https://www.gesetze-im-internet.de/sbgb/_2.html) (最終閲覧日: 2026 年 1 月 4 日)

<sup>163</sup> 身分登録法第 22 条第 3 項「子が女性にも男性にも区分され得ないとき、出生登録簿における身分事項は、性別は空欄として記載されるか、又は「多様」と記載して記載されることができる。」 „Kann das Kind weder dem weiblichen noch dem männlichen Geschlecht zugeordnet werden, so kann der Personenstandsfall auch ohne eine solche Angabe oder mit der Angabe „divers“ in das Geburtenregister eingetragen werden.“ [https://www.gesetze-im-internet.de/pstg/\\_22.html](https://www.gesetze-im-internet.de/pstg/_22.html) (最終閲覧日: 2026 年 1 月 4 日)

<sup>164</sup> „Die Änderung des Geschlechtseintrags und der Vornamen ist von der erklärenden Person drei Monate vor der Erklärung nach § 2 mündlich oder schriftlich bei dem Standesamt anzumelden, bei dem die Erklärung abgegeben werden soll. Die Anmeldung wird gegenstandslos, wenn die Erklärung nicht innerhalb von sechs Monaten nach der Anmeldung abgegeben wird.“ [https://www.gesetze-im-internet.de/sbgb/\\_4.html](https://www.gesetze-im-internet.de/sbgb/_4.html) (最終閲覧日: 2026 年 1 月 4 日)

<sup>165</sup> „Eine beschränkt geschäftsfähige minderjährige Person, die das 14. Lebensjahr vollendet hat, kann die Erklärungen zur Änderung des Geschlechtseintrags und der Vornamen (§ 2) nur selbst abgeben, bedarf hierzu jedoch der Zustimmung ihres gesetzlichen Vertreters. Stimmt der gesetzliche Vertreter nicht zu, so ersetzt das Familiengericht die Zustimmung, wenn die Änderung des Geschlechtseintrags und der Vornamen dem Kindeswohl nicht widerspricht.“ [https://www.gesetze-im-internet.de/sbgb/\\_3.html](https://www.gesetze-im-internet.de/sbgb/_3.html) (最終閲覧日: 2026 年 1 月 4 日)

反対派：性別変更が容易になることで、社会制度への影響や悪用の懸念がある。

ドイツ政府の見解<sup>166</sup>：基本法は性別の自己決定権を保護しており、連邦憲法裁判所もこれを幾度も認めている。トランスジェンダー、インターセックス、ノンバイナリーの人々の権利を尊重するために、トランスセクシュアル法を自己決定法に置き換える必要があった。

## 性別変更に伴う各証明書の様式と翻訳

性別変更を証明する文書が特別に発行される訳ではなく、性別変更の宣言書受理後は、身分登録簿 (Personenstandsregister) の性別を変更し、これを元に申請に応じて出生証明書等の性別変更が識別できる身分証明書が発行される (身分登録法施行令第 46 条<sup>167</sup>)。

発行機関：戸籍局

手続き：上述の自己決定法 4 条及び連邦家庭省サイト「性別記載に関する自己決定に関する法律 (SBGG)」 (注 165) に記載されており、後者には詳しく書かれている。

### 1. 管轄の戸籍局で宣言 (Erklärung) を届け出る (宣言書の提出の 3 か月前まで)

宣言は戸籍局において直接口頭で行っても、署名を付した書面 (形式は決まっていないが各州や在外公館で様式を提供している) に旅券又は身分証明書のコピーを添付して郵送の形で行ってもよい。一部の自治体ではオンラインでも行うことも可能である。具体的な手続きは、州や戸籍局によって異なる。

### 2. 届出書の受理から 6 か月以内に、管轄の戸籍局 (宣言を届け出た戸籍局と同一でなければならない) に宣言書を提出する。

---

<sup>166</sup> 連邦家庭省サイト「性別記載に関する自己決定に関する法律 (SBGG)」

<https://www.bmbfsfj.bund.de/bmbfsfj/themen/gleichstellung/queerpolitik-und-geschlechtliche-vielfalt/gesetz-ueber-die-selbstbestimmung-in-bezug-auf-den-geschlechtseintrag-sbgg--199332> (最終閲覧日：2026 年 1 月 4 日)

<sup>167</sup> 「身分登録法施行令第 46 条 親族法に基づく宣言

第 1 項 氏名または性別の記載が変更された者は、申請により次の戸籍局から証明書が発行される。

...

第 3 号 本法第 45a 条、又は性別記載についての自己決定に関する法律第 2 条に基づく宣言を受領した戸籍局

第 4 号 第 1 号から第 3 号に則り名の変更又は性別記載の変更が生じた身分登録簿を管理する戸籍局。」

「PStV § 46 Familienrechtliche Erklärungen

(1) Einer Person deren Name oder Geschlechtseintrag geändert worden ist, wird auf Wunsch eine Bescheinigung von dem Standesamt erteilt, das

...

3.eine Erklärung nach § 45a des Gesetzes oder nach § 2 des Gesetzes über die Selbstbestimmung in Bezug auf den Geschlechtseintrag entgegengenommen hat oder

4. ein Personenstandsregister führt, aus dem sich eine Namensänderung oder die Änderung des Geschlechtseintrags nach den Nummern 1 bis 3 ergibt.」 [https://www.gesetze-im-internet.de/pstv/\\_46.html](https://www.gesetze-im-internet.de/pstv/_46.html) (最終閲覧日：2026 年 1 月 4 日)

3. 管轄の戸籍局は宣言書提出者の身分登録簿の性別を変更する<sup>168</sup>。これを元に出生証明書等の身分証明書の性別も変更される。

#### ※未成年者の場合

・満 14 歳以上の未成年者は、宣言書を自身で提出できるが、法定代理人（通常は両親の一方又は両方）の同意を要する。法定代理人が同意を拒否した場合、家庭裁判所が代わりに同意を与えることが可能。宣言書において、未成年者は、適切な機関（児童福祉事務所や心理学の資格を持つ者等）から事前に助言を受けたことを保証する。

・14 歳未満の未成年者の場合、法定代理人（通常は両親の一方又は両方）が、宣言書を提出する。ただし、5 歳以上の子どもの場合は、当該子どもの同意を要する。法定代理人は、適切な機関から事前に助言を受けていることを保証する必要がある。

#### 必要書類<sup>169</sup>：

- ・性別変更及び名の変更に関する宣言の届出書（宣言書提出前）
- ・旅券又は身分証明書のコピー
- ・性別変更及び名の変更に関する宣言書

#### 様式

ここでは性別変更及び名の変更に関する宣言書の様式を提示する<sup>170</sup>。

---

<sup>168</sup> PStV 附属書 1（第 11 条関連）の「身分登録簿に記載される情報一覧（Datenfelder in den Personenstandsregistern）」において、1120 番の「性別」欄が変更される。身分登録簿の情報一覧については、以下を参照。[https://www.buzer.de/Anlage\\_1\\_PStV.htm](https://www.buzer.de/Anlage_1_PStV.htm)（最終閲覧日：2025 年 12 月 18 日）

<sup>169</sup> 以下を参照。在日ドイツ連邦共和国大使館・総領事館サイト「自己決定法に基づく宣言」<https://japan.diplo.de/ja-de/service/2698850-2698850>（最終閲覧日：2026 年 1 月 4 日）

<sup>170</sup> 様式は定められていないが、各国の在外公館サイトでは同一の様式をダウンロード可能。各自治体の戸籍局でも配布されている（例：プレーメン＝ミッテ戸籍局の様式

<https://fragenstaat.de/files/foi/978638/erklrungdernderungdesgeschlechtseintragsunddervorn.pdf?download>）が、統一されているかは不明。内容は在外公館のものと同様。ここでは在外公館の様式を在日ドイツ連邦共和国大使館・総領事館サイトから挙げておく。<https://japan.diplo.de/resource/blob/2698856/72537e3a0d62633a71579339fe2a8cfa/slbstbestimmungvolljaehrig-data.pdf>（最終閲覧日：2025 年 12 月 18 日）

## Erklärung zum Geschlechtseintrag und zu den Vornamen einer volljährigen Person

(§§ 2, 4, 5 SBGG, § 45b PSIG, Art. 7a EGBGB)

<p>Ich bin darüber unterrichtet, dass ich die Möglichkeit habe, durch die Erklärung gegenüber dem Standesamt die in einem deutschen Personenstandseintrag enthaltene Angabe meines Geschlechts durch eine andere Angabe, die nach § 22 Abs. 3 des Personenstandsgesetzes zugelassen ist, ersetzen oder streichen zu lassen. Mir ist bekannt, dass die Erklärung auch möglich ist, wenn meine Geburt nicht in einem deutschen Personenstandsregister eingetragen ist. Die Erklärung wird erst wirksam, wenn sie vom zuständigen Standesamt entgegengenommen worden ist. Mir ist bekannt, dass ich vor Ablauf eines Jahres keine erneute Erklärung abgeben kann.</p> <p>Die fristgemäße Anmeldung dieser Erklärung ist dem Standesamt _____ am _____ zugegangen. Eine entsprechende Bestätigung liegt mir vor.</p>
<p>Familiename, Geburtsname, Vornamen; Geburtsdatum, Geburtsort, Familienstand, Staatsangehörigkeit(en); Postanschrift, E-Mail</p>
<p><b>Ich erkläre, dass die Eintragung meines Geschlechts</b></p> <p><input type="checkbox"/> in weiblich geändert <input type="checkbox"/> in männlich geändert <input type="checkbox"/> in divers geändert <input type="checkbox"/> gestrichen</p> <p><b>werden soll.</b></p> <p><b>Ich bestimme, künftig den / die Vornamen</b> _____ <b>zu führen.</b></p> <p><b>Ich versichere, dass der gewählte Geschlechtseintrag meiner Geschlechtsidentität am besten entspricht und dass mir die Tragweite der durch die Erklärung bewirkten Folgen bewusst ist.</b></p>
<p><input type="checkbox"/> Meine Geburt ist in Deutschland beim Standesamt _____ beurkundet (Nr. ____ / ____). <input type="checkbox"/> Meine Geburt ist bisher bei keinem deutschen Standesamt beurkundet. <input type="checkbox"/> Meine Eheschließung ist in Deutschland beim Standesamt _____ beurkundet (Nr. ____ / ____). <input type="checkbox"/> Meine Eheschließung ist bisher bei keinem deutschen Standesamt beurkundet.</p> <p><input type="checkbox"/> Mein letzter Wohnort in Deutschland war _____ (vollständige Anschrift). <input type="checkbox"/> Ich habe noch nie in Deutschland gewohnt.</p>

Die Höhe der zu entrichtenden Gebühren (auch für die Ausstellung entsprechender Urkunden oder/und Bescheinigungen) ist in den Bundesländern unterschiedlich geregelt.

Ich bin damit einverstanden, dass sich das Standesamt zur Erfüllung seiner gesetzlichen Aufgaben und zur Bearbeitung meiner Erklärung mit mir und Dritten unter Verwendung personenbezogener Daten auch per E-Mail austauscht.

- Ich wünsche die Ausstellung von \_\_\_\_ (Anzahl) gebührenpflichtigen Bescheinigung(en) über die Wirksamkeit der Erklärung.
- Ich wünsche die Ausstellung von \_\_\_\_ (Anzahl) gebührenpflichtigen neuen aktuellen Geburtsurkunden.  
(Nur, wenn eine deutsche Geburtsbeurkundung vorliegt)

\_\_\_\_\_, den \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

Die vorstehende Unterschrift beglaube ich aufgrund der vor mir erfolgten Vollziehung.

Die erklärende Person hat sich ausgewiesen durch folgendes Personaldokument:

\_\_\_\_\_ Nr. \_\_\_\_\_, ausgestellt am \_\_\_\_\_ -

Ort, Datum:

\_\_\_\_\_, den \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_  
(Konsularbeamter / Konsularbeamtin)

(Siegel)

**Vordrucke mit mehreren Blättern sind bitte untrennbar zu verbinden !**

上記の翻訳

(1 頁)

## 成年者の性別記載及び名に関する宣言書

(自己決定法第 2 条、第 4 条、第 5 条、身分登録法第 45 b 条、民法典施行法第 7a 条)

私は、戸籍局に対する宣言により、ドイツの身分記載に含まれる私の性別の情報を、身分登録法第 22 条第 3 項で認められる別の情報へ差し替えること、又は削除することができる可能性を私が有することを伝えられた。私の出生がドイツの身分登録簿に記載されていない場合でも、この宣言は可能であることを承知している。

この宣言は、管轄の戸籍局が受領した時点で有効となる。1 年が経過する前に再度宣言することはできないことを承知している。

この宣言の期限に則した届出が、\_\_\_\_\_戸籍局に\_\_月\_\_日付で行われた。私はその証明書を受領している。

姓、出生時姓、名、生年月日、出生地、戸籍上の身分、国籍、郵送先住所、電子メール

私は、私の性別の記載を以下とするものであると宣言する。

- 女性に変更
- 男性に変更
- 多様に変更
- 削除

私は今後、名を以下とすることに同意する。

私は、選択された性別記載が私の性自認に最も適合していること、及び宣言によって生じた効果の影響を認識していることを保証する。

- 私の出生は、ドイツにおいて\_\_\_\_\_戸籍局で登録されている (第 / 号)。
- 私の出生は、これまでドイツの戸籍局で登録されたことがない。
- 私の婚姻締結は、ドイツにおいて\_\_\_\_\_戸籍局で登録されている (第 / 号)。
- 私の婚姻締結は、これまでドイツの戸籍局で登録されたことがない。
  
- ドイツにおける私の最終居住地は、\_\_\_\_\_ (完全な住所) であった。
- 私はドイツに居住したことがない。

支払うべき手数料 (該当する証書又は/及び証明書の発行手数料を含む) の金額については、各州で規定が異なる。

戸籍局が法律上の任務を履行し、私の宣言を処理するために、電子メールを含む個人情報を使用して私および第三者と連絡を取ることに同意する。

(各ページのフッター：自己決定法第 2 項に基づく宣言 - 成年者 - (9.24) )

(2頁)

私は、宣言の効果に関する有料の証明書を\_\_ (数) 通発行するよう求める。

私は、現時点で最新である有料の出生証明書を\_\_ (数) 通発行するよう求める。  
(ドイツの出生証明書が存在する場合に限る)

\_\_\_\_、日付\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

私の面前で遂行された事項に基づき、私は上記署名を認証する。

宣言者は、次の身分証明書によって自身の身分を証明した。

第\_\_\_\_\_号の\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_発行

場所、日付

\_\_\_\_、日付

\_\_\_\_\_  
(領事担当職員)

(印)

**複数枚の様式はまとめて綴じること。**